

令和4年5月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
7 番	横 井 克 典	8 番	江 崎 貴 大
9 番	加 藤 克 之	10番	高 橋 八重典
11番	鈴 木 みどり	12番	早 川 公 二
13番	平 野 広 行	14番	三 浦 義 光
15番	佐 藤 高 清	16番	大 原 功

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

7 番	横 井 克 典	8 番	江 崎 貴 大
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 長	横 山 和 久	市民生活部長	伊 藤 仁 史
健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳	建 設 部 長	伊 藤 重 行
教 育 部 長	柴 田 寿 文	総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人
健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵	会 計 管 理 者	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	立 石 隆 信
人事秘書課長	山 森 隆 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	岩 田 繁 樹	収 納 課 長	細 野 英 樹
市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	伊 藤 篤 由	環 境 課 長	田 口 邦 郎
市民協働課長	藤 井 清 和	観 光 課 長	浅 野 克 教
健康推進課長	山 守 美代子	福 祉 課 長	梅 田 英 明
介護高齢課長	安 井 幹 雄	児 童 課 長	飯 田 宏 基

総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

中山 義之

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

水谷 繁樹

会計課長

鈴木 博貴

学校教育課長

渡邊 一弘

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中野 修

図書館長

山田 淳

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

書

記

佐藤 文彦

書記

川村 紀子

6 議事日程

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 承認第2号 | 専決処分の承認について |
| 日程第5 同意第1号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第6 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第7 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第8 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第9 議案第29号 | 財産の買入れについて |
| 日程第10 議案第30号 | 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第31号 | 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第32号 | 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第33号 | 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第34号 | 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 議案第35号 | 弥富市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第16 議案第36号 | 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第17 議案第37号 | 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正に |

ついて

- 日程第18 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第19 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（平野広行君） ただいまより令和4年第2回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と江崎貴大議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（平野広行君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月24日までの30日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの30日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（平野広行君） 日程第3、諸般の報告をします。

市長から、令和3年度一般会計予算の繰越しに関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

○議長（平野広行君） この際、日程第4、承認第2号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

令和4年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、承認1

件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第2号専決処分の承認につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を迅速に実施するために必要な予算を、令和4年5月10日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 承認第2号、令和4年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ736万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を160億8,484万8,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金736万9,000円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、衛生費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の健康管理システム改修委託料137万5,000円、クーポン券作成等委託料505万4,000円を計上するものでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

承認第2号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第1号 公平委員会委員の選任について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（平野広行君） この際、日程第5、同意第1号から日程第8、諮問第3号まで、以上4件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問3件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第1号公平委員会委員の選任につきましては、百合草信夫氏が令和4年6月30日任期満了のため、その後任者として百合草信夫氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、児玉日佐美氏が令和4年9月30日任期満了のため、その後任者として児玉日佐美氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、服部忠昭氏が令和4年9月30日任期満了のため、その後任者として堀田栄隆氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が令和4年9月30日任期満了のため、その後任者として横井貞光氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号から諮問第3号まで、以上4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号から諮問第3号まで、以上4件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第1号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案のとおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第29号 財産の買入れについて

日程第10 議案第30号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第31号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第32号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第33号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日程第14 議案第34号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（平野広行君） この際、日程第9、議案第29号から日程第14、議案第34号まで、以上6件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、条例関係議案4件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第29号財産の買入れにつきましては、災害発生時の緊急時避難場所等として買入れるため必要があるものであります。

次に、議案第30号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議案第31号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための関連予算等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第29号財産の買入れについて御説明申し上げます。

1. 名称、旧愛知県農業総合試験場用地。2. 所在地、弥富市前ヶ平二丁目49番1。3. 種類、数量及び金額、土地1万4,589.91平方メートル、金額4,201万8,941円。4. 買入先、愛知県。5. 契約の方法、随意契約。

この財産につきましては、災害発生時の緊急時避難場所等として買入れるためのものがございます。

次に、議案第30号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、3枚めくっていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き下げることとした。
2. 議会の議員の令和4年6月に支給する期末手当について、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とすることとした。
3. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第31号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の162.5に引き下げることとした。
2. 特別職の職員で常勤のものの令和4年6月に支給する期末手当について、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とすることとした。
3. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第32号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚めくっていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 期末手当について、次の各号に掲げる一般職の職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める支給割合に引き下げることとした。

- (1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員、100分の120。
- (2) 特定任期付職員、100分の162.5。
- (3) 再任用職員、100分の67.5。

2. 令和4年6月に支給する期末手当について、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる一般職の職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

- (1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員、127.5分の15。
- (2) 特定任期付職員、167.5分の10。
- (3) 再任用職員、72.5分の10。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

すみません、訂正をお願いします。

1の(3)の再任用職員のところで、100分の67.5のところを167.5と言いました。訂正させていただきます。失礼しました。

次に、議案第33号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、3枚めくっていただきまして、弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の120に引き下げることにした。

2. その他必要な規定の整備を行うことにした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。

議案第34号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,435万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を161億2,920万円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金4,218万5,000円、財政調整基金繰入金216万7,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、電算事務委託料161万7,000円、民生費におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金4,000万円、土木費におきまして、訴訟弁護委託料55万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第29号財産の買入れについて質問します。

購入金額約4,200万円の算定は、約1,500平方メートルの土地の評価額から老朽化した建物の撤去費用を引いたものだと聞いております。

約1万5,000平方メートル分の土地の本来の評価額は幾らですか。そして、現在の建物の撤去費用は幾らを想定しているのですか。

また、この土地を普通財産として有償で貸し付ける場合の金額の算定方法と金額は幾らでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えします。

通常の積算方法での金額でございますけれども、今回、建物の除却分の解体費用について減額ということはございませんでして、予算要求しております4,200万円が土地の評価額ではあるんですが、こちらにつきましては貸し付ける先が……。

失礼しました。購入につきましては、こちらは土地の評価の金額の総額でありまして、建物につきましては、評価はゼロ円ということで評価しております。そういった予算計上でございます。

撤去費用につきましては、今回見込んでおりませんが、市の見込みとしまして約9,000万円が解体工事費として見込んでおります。

続きまして、貸付けの費用でございますけれども、現在、まだこれから専門学校と調整した後に確定するわけでございますけれども、現在の弥富市の算定といたしましては、年額で約1,000万円の貸付料金を見込んでおりまして、こちらにつきましては、貸付先が学校法人でありますので、100分の3を乗じた額で計上しております。通常時の場合ですと、こちらのほうが乗じるのが100分の5を掛けるもんですから、100分の2につきましては、今回減免の規定となっております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） その他聞きたいことはあるんですが、一応最低限質問させていただきました。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑のある方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私も議案第29号、急遽ちょっと質問させていただきます。

もう一点の33号も後で質問させていただきますが、まず、先ほど撤去費用が9,000万円かかるということでしたが、この撤去費用、仮に今の学校法人さんが借り入れるとしまして、それが出ていく場合、撤去するのは弥富市になるのか、その学校法人さんになるのかどちらでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 今の契約の予定でございますけど、協議しておりますのは、貸付先であります専門学校が解体して更地にして返却という契約条項で協議を進めております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そちらは確認取れました。

続いて議案第33号ですが、短時間会計年度任用職員の期末手当の引下げということになりますけど、この短時間会計年度任用職員の主な構成というのは保育士ということで相違なかったでしょうか。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、保育士の数が多いわけでございますけれども、一般事

務の職員も会計年度任用職員に含まれておりますので、そのような数字になっております。
お願いいたします。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 確認取れましたので、とどめさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

議案第29号財産の買入れについてお尋ねします。

1万4,589平米で4,200万、これ平米単価幾らになりますか。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えします。

2,880円でございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ばかに安いと思うんですが、たしか白鳥保育所を買ったときに、平米2万円ほどで買っておると思うんですが、買うときは、民間から買うときと格差があまりにも大き過ぎるんですが、解体費は引かれていないという話が出ましたので、となると非常にこれ矛盾が出ると思いますけど、どういう考え方でこの金額が出てくるのかお尋ねします。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） この金額につきましては、愛知県のほうが予算計上する際に鑑定評価の専門家に評価依頼をいたしまして、そちらによる評価額でございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ここで長々やる必要はないと思いますけど、あまりにも至近距離で2万円とこの格差というのは、非常に市民から見たら不信感があります。

それと解体費の9,000万というのは、正式に積算された金額なんですか。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 正式ではなくて、建物の延べ床面積に約4万円のほうを掛けた概算工事費でございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） これらも現実に解体が終わっています市民プールが、たしか4,000万円ぐらいかかっておりますよね。ちょっと構造が比較的違うんですが、それと歴史民俗資料館の解体工事が4,000万ほど見られていますよね。それを、規模から見るととてもじゃないけど1億円以下ではできると思えないんですけど、この辺からも非常に問題が多過ぎると思

うんですが、回答結構でございます。以上、ちょっと私の申し上げたいことだけ言わせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第29号から議案34号まで、以上6件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

〔発言する者あり〕

○議長（平野広行君） これは会議規則です。会議規則で決まっておりますので。

〔発言する者あり〕

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時26分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） ただいま議題となっております議案第29号の取扱いにつきましては、御異議がありますので、起立により採決をいたします。

委員会への付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数であります。

よって、議案第29号については委員会の付託を省略することが可決されました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第29号財産の買入れについて、反対の立場で討論させていただきます。

以前の市の答弁では、年間約1,000万円で貸せば、約4,200万円は5年で元が取れる、さらに建物の撤去は借りた学校法人が行うといういいことずくめの説明がされています。しかし、あまりにも都合のよい話を聞いても、その裏づけとなる予定されている学校法人の財務状況

や事業計画についての説明やその裏づけ、例えば銀行融資の審査などについて明示されていません。

弥富市の姿勢はこれに限りませんが、聞かれたこと以外答えない、聞かれたことについても積極的に説明責任を果たそうとしない、そもそも事業の目的として様々な方策を比較検討したのか、本当にこの土地を学校法人に貸すことが弥富市にとってベストな選択なのかどうか、そして仮に学校法人に貸すとして、様々なリスクを比較検討し、防止対策を打ち、弥富市あるいは弥富市民に絶対に損害を与えないということが検討できているのかどうか。その検討がされていれば、それは議会及び市民に対してきちんと書面で開示されるはずです。

弥富市はまたしても行政として真つ当な調査検討がされていない、計画が議会にも市民にも開示されていないために、今回の事業、土地の買入れの妥当性について責任を持った判断のしようがないという点において、極めて残念ではありますが、判断すべきことが判断できないという意味で反対せざるを得ないということで、残念ですが、反対討論とします。以上です。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私のほうからは、議案第33号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての反対討論をさせていただきます。

まず、先ほど議案質疑にて確認させていただきました。この主な会計年度任用職員の構成は保育士であること、もともと会計年度任用職員というのは、普通の正規職員と比べて大きく給与に差が開いています。そうした中で、今後期末手当にまでこうした職員と同じように、あるいは市長や副市長、議員と同様に引き下げていくということですが、やはりこの会計年度任用職員は引き下げる必要はないんじゃないかというところでございます。

そしてまた、弥富市の事情といたしましては、今保育士不足という中で、保育士をより多く集めたいという気持ちがあるわけですが、そういう中でやはりこれを引き下げるべきではないというふうに考えますので、今回は反対とさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 他に討論の方ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第29号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号及び議案第32号まで、以上3件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第32号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第16 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第17 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第18 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第19 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第21 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第22 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

日程第23 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第24 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野広行君） この際、日程第15、議案第35号から日程第25、議案第45号まで、以上11件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案8件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第35号弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正につきましては、弥富市議会委員会条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正につきましては、弥富市立ひので保育所を民営化するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第39号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第40号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正につきましては、道路構造令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第41号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、地区計画等において、地区整備計画等が定められている区域に前ヶ平地区整備計画区域を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第43号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰による負担軽減支援といたしまして、小・中学校の給食費を補助するための関連予算等を計上するものであります。

次に、議案第44号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国民健康保険システムを改修するため、関係費用を計上するものであります。

次に、議案第45号令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システムを改修するため、関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第35号弥富市個人情報保護条例の一部改正について御説明申

し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 統計法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
2. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第36号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

15枚めくっていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 所得税の住宅ローン控除の適用者（住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者）について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、令和5年1月1日、令和6年1月1日または同年4月1日から施行することとした。

次に、議案第37号弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市議会委員会条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
2. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市立保育所条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市立ひので保育所を民営化することに伴い、同保育所を廃止することとした。
2. この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

次に、議案第39号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「63万円」から「65万円」に、後期

高齢者支援金課税額に係る課税限度額を「19万円」から「20万円」にそれぞれ引き上げることとした。

２．この条例は、公布の日から施行することとした。

健康福祉部所管の議案説明は以上でございます。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 続きまして、建設部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第40号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

３枚めくっていただき、条例のあらましを御覧ください。

１．道路構造令の一部改正に伴い、市が管理する市道を新設し、または改築する場合における歩行者利便増進道路に関する基準を定めることとした。

２．その他必要な規定の整備を行うこととした。

３．この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第41号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

３枚めくっていただき、条例のあらましを御覧ください。

１．移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第42号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

３枚めくっていただきまして、条例のあらましを御覧ください。

１．地区計画等において地区整備計画等が定められている区域に、前ヶ平地区整備計画区域（以下「対象区域」という。）を追加することとした。

２．対象区域においては、別表第２に定める建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度に適合した建築物を建築することができることとした。

３．その他必要な規定の整備を行うこととした。

この条例は、公布の日から施行することとした。

以上で、建設部所管の議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第43号令和４年度弥富市一般会計補正予算（第４号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,388万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を161億7,308万

3,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、総務費国庫補助金2,331万円、農林水産業費県補助金306万3,000円、財政調整基金繰入金1,120万8,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、児童福祉総務事務事業の保育士等処遇改善臨時特例交付金268万9,000円、衛生費におきまして、健康増進事業のアピアランスケア支援事業費補助金60万円、農林水産業費におきまして、農業振興事務事業の経営体育成支援事業補助金300万円、土木費におきまして、狭あい道路奨励金640万円、教育費につきまして、臨時学校給食費補助金を小・中学校合わせまして2,331万円を計上するものであります。

議案第44号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保事務事業の電子計算処理等委託料90万5,000円を計上するものであります。

議案第45号令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システム改修委託料56万1,000円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） お諮りします。

本案11件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本案11件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 横 井 克 典

同 議員 江 崎 貴 大

令和4年6月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番 | 横 井 克 典 | 8 番 | 江 崎 貴 大 |
| 9 番 | 加 藤 克 之 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

10番 高 橋 八重典

3 会議録署名議員

9 番 加 藤 克 之 11番 鈴 木 みどり

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

| | | | |
|------------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 長 | 横 山 和 久 | 市民生活部長 | 伊 藤 仁 史 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 己 | 建 設 部 長 | 伊 藤 重 行 |
| 教 育 部 長 | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長 | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長 | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長 | 服 部 朋 夫 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長 | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長 | 安 井 幹 雄 |

| | | | |
|---|---------|---|---------|
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長 | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長 | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長 | 鈴 木 博 貴 | 学 校 教 育 課 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 中 野 修 | 図 書 館 長 | 山 田 淳 |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記 | 川 村 紀 子 | | |

6 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより本日及び13日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、高橋八重典議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

なお、高橋八重典議員は、本日質問予定でありましたが、通告の全部を取り下げる旨の申出があり、これを認めましたので、よろしくお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と鈴木みどり議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、横井克典議員。

○7番（横井克典君） おはようございます。

7番 横井克典です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、2つの質問を用意させていただきました。

まず、1つ目の質問は、民間活力の効果的な活用についてです。

この民間活力の効果的な活用は、第2次弥富市総合計画の重点施策になっています。その内容は、指定管理者制度や民間の資金、ノウハウを活用したPPP／PFIの導入など、多様な見地から民間活力の導入を図りますとされています。その中でも、本日は、公の施設における指定管理者制度の導入について、重点的に質問をさせていただきます。

まず、指定管理者制度とは、平成15年の地方自治法の一部改正により、従来の管理委託制度に代わって創設された制度です。多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応す

るため、公の施設の管理に民間能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目的とした制度であります。

それでは、現在、指定管理者制度を所掌している担当部署はどこになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） おはようございます。

それでは、横井議員の質問にお答えいたします。

総務部企画政策課でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） まず、企画政策課では、指定管理者制度について、具体的にどのような事務を行われているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 企画政策課としましては、総括的な立場としてのアドバイスや各種調査を取りまとめるとともに、研修会等に参加しております。令和3年度は、公民連携アドバイザーを招き、PPPやPFIについての一般的な内容やアドバイス等の助言をいただいております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 次に、企画政策課は、所管課が行う指定管理者の決定までのプロセスの中で、決裁等により内容の確認をされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 相談があれば受けております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 相談があれば、所管課からの相談を受けてというような御答弁ですけれども、予算に関しては財政課が関わっていますように、やはり指定管理者制度につきましても、事務を統括している企画政策課が積極的に関わるべきではないかと考えます。ぜひとも企画政策課が関与できるよう、制度変更を進めていただきますよう要望させていただきます。

次に、市の指定管理者制度に関する基本指針では、指定管理者の選定委員会は、所管部局ごとに設置することになっています。現在は、指針どおり、企画政策課は選定委員会に関与していませんが、指定管理者制度を所掌している部署として、オブザーバー的に関与すべきではないかと考えますが、市の見解をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議員御指摘のとおり、担当部署として企画政策課が指定管理者制

度の導入に関してオブザーバー的に関与していかなければならないと考えております。

なお、指定管理者制度の担当部署として企画政策課が担当しておりますが、令和3年度までは事務分掌に明記されておらず、今年度よりさらに意識を持って指定管理者制度の導入について取り組んでいくために事務分掌に明記しております。今年度につきましては、指定管理者制度やP P PやP F Iなどの可能性のある施設や事業を抜粋し、ヒアリングの実施を予定しております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今年度から指定管理者制度の導入に向けたヒアリングを企画政策課のほうで行っていかれるという前向きな答弁をいただきました。市民サービスの向上を見据えて、計画的に推進していただきますようお願いいたします。

さて、指定管理者制度の創設を弥富市では、障害者生きがいセンター、十四山障害者生きがいセンター、デイサービスセンター、南デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、十四山高齢者生きがいセンターの6か所の施設を管理委託制度から指定管理者制度に移行させました。

さて、鯛浦にある弥富市総合福祉センターの建物の中には、指定管理者により管理されている障害者生きがいセンター、高齢者生きがいセンター、デイサービスセンターの3つと、市が直営で管理している老人福祉センターの4つの施設が入っています。私は、老人福祉センターも市の直営ではなく、障害者生きがいセンターなどのように指定管理者に管理していただくのがいいと思いますけれども、これまで市は老人福祉センターについて指定管理者制度の導入に向けた検討を行われたことがあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

平成15年6月13日公布の地方自治法の一部改正に伴う指定管理者制度の創設を本市といたしましては、まずは管理委託をしていた施設のみ指定管理者制度を導入する方針となったため、直営施設である老人福祉センターにつきましては、指定管理者制度の導入の検討は行われませんでした。その後、部内での検討事項として引き継ぎ、担当レベルでの話し合いをしたことはございますが、市幹部を含めた公式な検討会議は行っておりません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） いずれにしても、行政改革推進委員さんや行財政アドバイザーの方の学識者、有識者の御意見をいただきながら、弥富市におきましても、老人福祉センターの指定管理者制度の導入について要望をさせていただきます。

次に、指定管理者制度に向けた検討がなされていなかったということですのでけれども、検討されなかった理由というのは、具体的におありになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 先ほど御答弁いたしました。まずは管理委託をしていた施設に指定管理者制度を導入する方針となったため、老人福祉センターにつきましては検討は行いませんでした。老人福祉センターにつきましては、屋内の入浴施設、研修室、会議室、多目的ホール、ボランティア団体の活動スペース、児童クラブ、屋外の多目的グラウンド、テニスコートなど、様々な利用目的で大勢の方が活用される複合施設であることから、施設の在り方や運営、管理方法など多くの調整事項がありますので、今後検討することになった場合は、関係団体とも慎重な協議を重ねていく必要があると思っております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、老人福祉センターにおきまして、今後指定管理者制度を導入するお考えはあるのでしょうか、市長に改めてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

横井議員から、老人福祉センターの指定管理者制度についてということで御質問いただきました。

令和2年3月に策定しました弥富市公共施設再配置計画の中で、総合福祉センターの再配置方針としまして、大規模修繕を行い、他施設の機能を統合及び複合先として継続を基本とすることとしております。総合福祉センターは、市民の福祉の増進を図るために設置する施設であり、その中でも老人福祉センターは、入浴、カラオケ、囲碁、将棋、各スポーツ活動、各団体の集会、会議など様々な活動に利用されております。そのような中、利用者からは、休館日数の縮減や利用時間の延長など、施設運営に関するお声をいただくこともあります。本市といたしましては、公の施設の管理を広く民間企業等の能力を生かし、市民ニーズへのより効果的、効率的な対応、住民サービスの向上、経費の節減を図るものとして指定管理者制度を継続的に活用していくなど、さらなる行政改革に努めてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長に再質問させていただきます。

年度によって、老人福祉センターには所長が配置されたり、介護高齢課長が兼務したりと不安定なポストになっております。また、業務につきましても、先ほど市から説明があったお風呂、研修室の貸出しといった施設の管理が主な業務でございます。これこそ民間の活力を有効に活用して、いろんな事業を展開していただけるのではないかと考えますが、導入に向けて、市長にもう一度お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 横井議員から質問をいただきました。

老人福祉センター等の管理につきましては、これまで介護高齢課が確かにしておりまして、大変修繕等も多く事務量が膨大ということで、今年度からは専属の管理者を配置しているところでございます。お風呂等々は機械ものですので、また熱も持つということで修繕の頻度も多くなってまいりまして、大変市民の皆様には御迷惑をかけているところでございます。そのようないち早く対応をすべきというような施設でありますものですから、職員等が常に見回りまして、その対応をしているところでございます。

また、民間は民間で大変ノウハウも豊富で、またサービスの提供も公にはないというものもあるものですから、指定管理者制度につきましては、今後の市の方針として、できるところはしていきたいという思いはありますものですから、これから検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） どの自治体でも、指定管理者制度で全て民間になるわけじゃなくて、管理職等も残ったり、グループリーダー等も一部残る部分もございますので、その辺りも研究していただきますよう要望させていただきます。

次に、平成15年の地方自治法の一部改正以前は、障害者生きがいセンター、十四山障害者生きがいセンター、デイサービスセンター、南デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、十四山高齢者生きがいセンターの6つの施設は、市の直営ないし福祉法人等の委託により管理を行ってきました。改正後は、従来の委託者がそのまま指定管理者として指定されました。しかし、市の公の施設の指定管理者制度運用指針では、公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、原則公募とすると明記がされております。現在、弥富市で、公募により民間事業者を選定し、指定管理者制度に移行した施設は何か所あるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 現在、6施設において指定管理者制度を導入しておりますが、公募による指定管理者制度を導入している施設はございません。指定方法につきましては、任意指定という形で指定管理を行っております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、ちなみに愛西市では、スポーツ施設や図書館、児童館、子育て支援センター、公園など、43か所の施設を指定管理者により管理を行っています。また、そのうち、公募による指定管理者を選定した施設が27か所あり、全体の63%が公募による指定管理となっております。

そこで質問します。

弥富市では、スポーツ施設や障がい者施設、図書館等に指定管理者制度の導入について、

第4次行政改革大綱の策定以降、行政改革推進会議などでこれまで具体的に施設ごとの導入の可否について検討を行ったことはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 行政改革推進会議などにおいては、施設ごとに指定管理者制度の導入の可否について、具体的な検討はしておりません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の御答弁では、これまで具体的に検討はされていないということでございますけれども、検討されなかった理由についてお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 行政改革推進委員より、指定管理者制度の活用状況や利用状況についての確認などの意見はいただいておりますが、指定管理者制度導入につきましては、過去に各担当課において検討してまいりましたが、施設管理の方法、人件費、各種利用団体との調整、災害時の対応など、市民への影響を考慮した結果、現在のところ、一部を除いて具現化されております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも具現化できるよう、先ほどもお話がありましたように、企画政策課がリーダーシップを執っていただき、推進していただきますようよろしくお願いいたします。

ここからは、主な施設ごとに質問をさせていただきます。

まず、図書館における指定管理者制度の導入についてお尋ねします。

これも愛西市になってしまうんですけれども、愛西市では、中央図書館で指定管理者制度を導入しています。導入したことにより、市民の多様化するニーズに対応することができ、図書館の利用者が増加したそうです。また、年間経費についても、市直営のときは約5,600万円程度かかったものが指定管理者制度導入後では3,800万円程度と毎年1,800万円の経費が削減でき、継続的に成果が上がっているとのことでした。この弥富市では、図書館に指定管理者制度を導入した場合に得られる効果とマイナス面をどのように捉えておられるのでしょうか、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 図書館に指定管理者制度を導入した場合に得られるプラスの効果としては、経費削減が期待でき、民間事業者の発想を取り入れることで、質の高いサービスや多様化する利用者のニーズに効果的、効率的に対応が見込めるところでございます。逆に、マイナス面としては、事業の継続性が確保できなかったり、利潤の追求を優先するため、知る権利の保障がされないおそれがあります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、今度は、市は、今後図書館に指定管理者制度を導入する考えはおありなのでしょう、市長にお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 図書館に指定管理者制度をとということでございますが、図書館へはたくさんの方が様々な資料を探しに訪れます。また、利用者が楽しんで読書できる場所でもあります。図書館の役割は、市民の知る権利を保障し、学習を支えることで人々が幸せにお暮らしをいただき、そのことを支援するところではあります。今後はさらに先進図書館の運営状況の調査・研究を重ね、導入については判断をしてみたいと思います。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） そうですね。そのとおりなんですけれども、第2次総合計画、第2期弥富市総合戦略、都市計画マスタープランを市が過去に策定されたわけなんですけれども、その策定されたときに活用した市民アンケートの自由意見欄をいろいろと分析いたしました。そうしますと、その3つの計画の中の自由意見欄の中には、図書館の充実を求める声が多数ありました。そういったことから、こういった文化施設の図書館というものの市民のニーズが高いものと考えます。ぜひとも市民サービスを向上するためにも、図書館への指定管理者制度導入について御検討をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

ちょっと時間の都合上、児童館の指定管理者制度について、13番はちょっと割愛をさせていただきます。

続いて、これも児童館についてですね、愛西市も指定管理をしているわけなんですけれども、児童館に指定管理者制度を導入する考えはおありになるのでしょうか、市長にお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 児童館への管理者制度ということでございます。

児童館の運営委託を検討いたしましたが、年間経費が増額になるとの判断から、引き続き市直営で運営することとしましたので、今のところ指定管理者制度を導入する考えはございません。現在は、6児童館それぞれで保育士や児童厚生員の資格を持った経験豊富な会計年度任用職員が運営に携わっており、毎月開催するリーダー会議で児童館活動の情報共有を図っております。今後も、愛知県児童館連絡協議会が開催する研修や研究会に積極的に参加し、また市民の負託に応えるべく、地域の子供たちの居場所となる児童館活動のさらに向上に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長の御答弁では、会計年度任用職員を使うことで経費が削減できる

ため、指定管理者制度を導入していないというような御答弁でした。現在、市内のどの児童館へ行きますしても、ほぼ同じ内容のサービスが提供されています。しかし、指定管理者制度を導入することで、事業者ごとに特色のある児童館を運営してもらうことが可能になると考えられます。利用者、いわゆる子育て世代にとって興味のある、行きたい児童館を選択できるという多様性のメリットがあると考えます。経費削減も大切なことですが、市民の使い勝手のよい、魅力のある児童館にするためには、指定管理者制度の導入は必要ではないでしょうか、再度、市長にお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 児童館の指定管理者制度につきましては、先ほども御答弁させていただいたとおりでございます。今後、さらに市民のニーズ、子育て中の御父兄の方々の意見を的確に反映できる、そんな児童館運営に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 同じく愛西市では、既に体育施設でも指定管理者制度を導入しています。それにより、先ほど申しましたように、体育施設全体として2億円程度だったものが、維持管理が、導入後は1億4,000万と、毎年6,000万の経費が削減できているというような状況であります。弥富市におきましても、総合福祉センター、十四山スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について、得られる効果とマイナス面についてお答え願います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 総合社会教育センター、十四山スポーツセンターへの指定管理者制度を導入した場合の効果としましては、民間事業者として蓄積したノウハウを生かすことで多様化する市民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供できるようになります。

また、指定管理者制度を導入した場合のマイナス効果としましては、指定期間ごとに指定管理者が替わることによって、提供するサービスに継続性が保たれないことがあります。また、指定期間の終了を迎え、新たな指定管理者を募集しても、現行の指定管理者しか応募がなく、運営に関する新たな提案が出にくいなどが上げられます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 次に、市は、今後、総合社会教育センター、十四山スポーツセンターに指定管理者制度を導入する考えはおありでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 社会教育センター、また十四山スポーツセンターへの指定管理者制度を導入するというところでございますが、総合社会教育センター及び十四山スポーツセンター

への指定管理者制度導入につきましては、民間事業者のノウハウを生かし、市民サービスを向上させる有効な手法であります。今後、社会教育施設におけるつり天井撤去工事、そしてその後に施設の大規模修繕工事があり施設利用が制限されますので、どのタイミングが望ましいか、これからも市民ニーズや民間施設の動向など、社会変化を踏まえ判断をしてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先日、愛西市在住の知人の方からお話を聞いたんですけれども、愛西市の方は、体育施設は市の直営であったときよりも、そこに配置されている方のサービスがよくなって、格段に使いやすくなったというようなことで喜んでみえました。弥富市におきましても、そういった市民サービス向上のために指定管理者の導入について検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、三ツ又池公園における指定管理者制度の導入についてお尋ねします。

三ツ又池公園も海南こどもの国や港区にある戸田川緑地公園のように指定管理者制度を導入し、民間の知恵、ノウハウを活用した公園の管理を行ってはいかがでしょうか。三ツ又池公園に管理を行う事業者を配置すれば、定期的にイベントなどが開催され、4月の芝桜の時期以外でも、四季を通じた公園の管理運営が行えます。また、1年中、いつでも誰でも市民が集い、憩いの場となる魅力あふれる公園になるのではと考えます。

また、現在、津島市が計画している天王川公園のように三ツ又池公園もPFI及び指定管理により、三ツ又池公園内に市内の特産品などを販売する場所や金魚、白文鳥と触れ合いができる観光施設、また最近人気のパークゴルフ、ドッグラン、バーベキュー場などを総合的に整備すれば、三ツ又池公園の魅力が向上し、公園のコンセプトも明確になり、これまで以上に市の内外から来訪者が増加し、経済効果が生まれるものではないでしょうか。三ツ又池公園における指定管理者制度の導入について、得られる効果とマイナス面について市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 現在、三ツ又公園につきましては、会計年度任用職員3名により常時管理をいたしております。最も費用がかさむ人件費を抑えた形で公園の管理をしております。また、草刈り等につきましても、ボランティアといたしまして、弥富市女性の会や建設業協力会の方々にも御協力をいただいております。

仮に、三ツ又池公園に対しまして、指定管理者制度を導入した場合の得られる効果といたしましては、民間事業者による蓄積されたノウハウやアイデアを生かすことで、これまでにない公園維持の提供や来園者の公園利用の満足度の向上につながるであろうと思われれます。

また、マイナス面といたしましては、経費の縮減の優先による公園維持の質の低下や指定

期間ごとに指定管理者が替わる場合は、維持管理の継続性、また連続性を保ちにくくなることを考えられます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、関連して、三ツ又池公園の芝桜について質問をさせていただきます。

今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、芝桜まつりは中止となりました。芝桜を見に行かれた方は多くお見えになりました。4月中旬には、市民の方から、三ツ又池公園の芝桜が半分程度しか咲いていないとのお話も頂戴いたしました。

資料1を表示してください。

それで、早速現地を確認しに行きました。中之島の一部ですとか、五斗山地内の通路脇は満開に咲いておりましたが、それ以外の場所は、モニターの写真のようにまばらな開花となっておりました。

資料2を表示してください。

市はこの状況を把握しておられるのでしょうか、市の認識についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 芝桜がまばらな開花となっていた状況につきましては把握をしております。一般的に、芝桜の寿命は5年程度と言われておりますが、この三ツ又池公園では4年程度しか開花せず、毎年試行錯誤しながら、開花前の2月頃には肥料散布、また防草シートでの養生、土壌改良などを行っております。また、枯れた箇所へは新規に芝桜を植栽している状況でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、三ツ又池公園内の芝桜は、植栽されている全面積のうち、約どの程度の割合でまばらな状況になったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 満開時に比べまして、4割から5割程度の開花状況となっていると認識しております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの部長の御答弁のように、写真のように、市民の方からの通報のように4割から5割ということを市が認識しているということで、続きまして、まばらになった開花、この原因について、市はどのように分析されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 芝桜の寿命につきましては、先ほど申し上げましたとおり、5年

程度と言われておりますので、一部は寿命により枯れたものであると考えております。そのほかの原因といたしましては、土壌の条件、気候条件、また踏まれたことなどによるもの、病気によるものなどが考えられますが、現在では原因の特定には至っておりません。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも原因を究明していただきたいと思います。

その質問になります。

それを踏まえて、来年度の芝桜まつり開催のために、市は今年度どのような対策を講じていかれるのでしょうか、お考えをお尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） これまでは、芝桜を公園全体に植栽しておりましたが、今後は、植栽箇所を拠点広場や中之島などに絞ることで、面積は減りますが、集中的に管理をするとともに、引き続き芝桜の購入代金でありますあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を活用し植栽を進め、シーズンには満開の芝桜を楽しんでいただけるよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも来年春は、来場者の皆さんに喜んでいただける魅力ある三ツ又池公園にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、芝桜の管理には、やはり知識と技術が必要と考えます。現在の維持管理の方法では限界ではないでしょうか。広大な公園の維持管理には、ある程度の予算を投入する必要があります。1年を通じて三ツ又池公園の芝桜の維持管理やイベント開催など、一連の管理運営事業全般を指定管理者に行ってもらうなど、民間の活力を利用されてはいかがでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 三ツ又池公園の指定管理者制度導入について御質問いただいたところでございます。

三ツ又池公園は、県営事業であります県営水環境整備事業により造成された施設であり、市民の憩いの場としての役割のほか、普通河川宝川流域の調整池として、下流の孫宝排水機場とともに、この地域の湛水被害を防止する役割を担っている重要な防災施設でもあります。よって、現在、宝川流域の弥富市と愛西市、そして排水機場を管理する孫宝排水土地改良区との3者で三ツ又池管理協議会を設立し、共同で管理をしているところでございます。このことから、指定管理者制度の導入につきましては、冒頭でも申し上げましたように、導入した場合に得られる効果やマイナス面の認識に加え、防災面の観点から検討や協議会との関わりなど、導入につきましては慎重に考えてまいりたいと思います。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 三ツ又池公園は、先ほど説明がありました三ツ又池公園管理協議会が共同で管理しており、課題も多くあるというようなことですが、いずれにしても、1年中いつでも市民が集い、憩いの場となる魅力あふれる公園になることが一番の目的です。一番最初の市の御答弁で、費用がかさむ人件費をかなり抑えて公園管理をしておりますとのことでしたが、安かろう悪かろうでは魅力ある三ツ又公園にはなりません。御答弁にあったデメリットをいかに解消するかが弥富市の腕の見せどころではないでしょうか。ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、市民サービス向上のため、公の施設に指定管理者制度導入の拡大について、一般的な話として市長のお考えを伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 指定管理者制度につきまして、公の施設はどうだということですが、指定管理者制度のメリットは、民間事業者の蓄積したノウハウや企画、アイデアを生かすことで、多様化する市民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することや魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実による利用者満足度の向上につながります。また、指定管理者の選考手続を公募にすることで、民間事業者の競争原理に基づき、自治体の経費削減につながる可能性があります。

デメリットといたしましては、指定管理者が自治体に代わって公の施設を運営しますので、自治体は運営の意識を持ちにくくする危険性やその施設で直接真に顔を合わせるのは指定管理者であるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できない場合もあります。また、経費縮減優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が替わることによって、提供するサービスに継続性や連続性を保ちにくくなったりすることがございます。

今後の各施設における指定管理者導入の拡大につきましては、現在直営で運営しております施設につきましても、順次検討していかなければならないと考えておりますが、その施設の設置目的や管理運営の専門性、公平性、運営の効率性など総合的に判断して、段階的に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ありがとうございました。

この質問の最後に、一つデータを紹介させていただきたいと思います。

資料3を表示してください。

人件費比率についてです。人件費比率は、歳出に占める人件費の割合のことです。弥富市の令和2年度一般会計の決算では、人件費比率は16.5%で、全国815の市区の中776位となっており、弥富市の人件費の比率が非常に高いことが分かります。ちなみに、この表にありま

すように愛西市と津島市は12.5%で全国の380位、あま市では11.5%と224位であります。この人件費比率を下げるには、民間にできることは民間に任せるという指定管理者制度や以前もお話ししました保育所などの民営化などの導入が必要になってくると思われます。ぜひとも今後、経費節減も必要ですけれども、市民サービスの向上を図るとともに、多様化するニーズに対応していただきますようよろしくお願いいたします、2つ目の質問に移ります。

それでは、2つ目の質問です。

2つ目の質問は、生涯学習課における会計等の不適切処理についてでございます。

この事案は、4月23日と28日に中日新聞尾張版に2回掲載され、多くの市民が知ることになりました。市民や職員OBなど、多くの方から市のずさんとも言える公金等の取扱いや事案への対応の遅れなど、様々な声を耳にいたしました。また、市から情報発信が少ないこと、このことから、この事案を議会で明らかにしてほしいとの声も多数ありましたので、今回一般質問をさせていただきます。

なお、これからの質問は、今回の事案における関係者個人に対してではなく、組織、市役所としての内部統制の在り方についてお尋ねをいたします。

さて、この事案は、4月21日木曜日の全員協議会において、市側から初めて議会に説明がありました。午前中、副市長から口頭で説明がありましたが、他の議員から書面での説明が要求され、午後から改めて書面による説明が行われました。さらに、4月22日金曜日に急遽、議員連絡用のLINEを通じて、翌週27日水曜日に弥富市教育委員会生涯学習課における不適切事案についてを議題に全員協議会を開催したい旨の連絡がありました。

それでは質問に入ります。

4月21日の全員協議会で、市は、令和4年に入り、生涯学習課において会計等の不適切事案、現金の紛失や支払い遅延などが2件あったと説明されました。しかし、27日の説明では、4件の不適切事案が説明されました。今年に入りわずか3か月の短い期間に、同じ生涯学習課内で3件の現金の紛失と1件の支払い遅延などが発生したことは、まさに異常な事態です。それにもかかわらず、当初、市は議員に対して口頭で説明をされました。最初から口頭だけの説明でこの事案を説明される予定だったのでしょうか。また、このような複雑な内容の事案を口頭で説明し、議員がその場で理解できるとお考えになられたのでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 4月21日の議会への報告は、会計の不適切処理が発覚したため、まずは議会と市民の皆様におわびと御説明をさせていただくため、その時点で警察に相談している事実を速報として御報告したものでございます。そのときの議会への説明は、市といたしましては、対策委員会を設置し、実態を把握し、適正化に向けた方針を示していくことを明

らかにし、また警察により詳細が判明した際には議会に報告することを御説明させていただいたものでございます。4月21日の説明では、警察に相談した件数を2件として説明しました。その内訳としましては、今年2月に相談した支払い遅延、不適切な現金管理、その他の事案と4月に相談しました公金紛失について説明をさせていただきました。

なお、4月27日には、21日に御説明をさせていただきました2月に警察に相談した支払い遅延事案、不適切な現金管理事案、その他の事案の3件と、4月に相談した公金紛失1件の計4件について、それぞれの事案ごとの内容について、警察の了解もいただきながら、より詳細な資料としてお示しをしたものでございます。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） いずれにしても、市はこういった不祥事案件が発生したときに、その対応に対して、市民から誤解や不信感を抱かれることがないように、可能な限り情報は速やかに公表し、また二度三度と説明をしなくても済むよう、リスクマネジメントの徹底を行っていただきますよう、切に要望させていただきます。

次に、4月21日の全員協議会で、市は会計等の不適切事案は2件と説明され、先ほど言われたように捜査中ですのでということで、4月27日に4件という説明がありました。わずか5日間で新たに2件の会計の不適切が発生したのでしょうか、なぜ4月21日に4件の全て事案の説明ができなかったのでしょうか、市長にお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 21日の説明では、2件として説明をさせていただいたところでございまして、27日には4件、なぜかということでございますが、21日につきましては、支払い遅延、また不適切な現金管理と、あと公金の紛失、これをそれぞれ1件ずつとして市としましては報告をさせていただいたところでございます。より詳細をとということで、27日につきましては、支払いの遅延事案、不適切な現金管理事案、そしてその他の事案の3件と、あと公金紛失の1件ということで、4件として説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど申しましたように、短期間の間に2度説明というよりも、やはりある程度の説明できる内容が確定した段階でしていただけるのが市民の方から不信感や誤解を招くおそれが減るのかなということで、リスクマネジメントの徹底をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

これからは、生涯学習課における事件の事案ごとに進めてまいります。4つ事案がありました。

まず1つ目、令和4年1月28日に発覚した1つ目の事案について質問いたします。

令和3年12月下旬に生涯学習課の職員Aは、スポーツ競技団体から預かったスポーツ店に支払う商品代金3万1,230円を生涯学習課内の金庫に保管したと証言されております。令和4年1月28日にスポーツ店の店員が来庁し、生涯学習課として紛失が発覚し、全職員に聞き取り調査しても紛失の原因が不明とのことでした。発覚から2日後の2月1日に職員Aが紛失の責任を感じ補填したとのことですが、市長はこの紛失事案のてんまつをいつ報告を受けられたのでしょうか。また、市長は、この1月28日に発覚した事案に対し、いつどのような指示を出されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このような問題が発覚した際にすぐに口頭で報告がありますが、初めて報告を受けた日にちについては、記録がなく把握しておりません。記録に残っている報告といたしましては、1月28日金曜日に発覚した事案と2月5日土曜日に発覚した事案について、2月7日月曜日に報告があり、関係職員へのヒアリングや帳簿等調査により早急な事態把握と、他の事案がないか調査するよう指示をいたしました。そのような中、2月10日木曜日に新たな事案が発覚し、これについては同日報告があり、対応について顧問弁護士へ相談、警察へ通報するよう指示をするとともに、改めて他の事案がないか調査を指示いたしました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの市長のお話のように、市長への報告が2月7日に行われたとのことですが、現金紛失の発覚は1月28日ということで、10日も経過しております。幾ら私費とはいえ、公共施設内の金庫から現金が紛失したという事案でございます。やはりもう少しスピーディーに報告が市長まで上がるような体制づくりをよろしくお願いいたします。

続いて、生涯学習課内の職員への聞き取り調査で、スポーツ店に支払う商品代金の紛失の原因が不明だということですが、そもそもこの事案は盗難などを疑う事案ではないでしょうか。3月4日に蟹江警察署に相談や被害届に行かれたということですが、事案が1月28日に起きております。この3月4日に相談に行かれることについての対応は誰がされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員御指摘のとおり、現金が金庫から消えることはありません。まずは、再度金庫内や課室内に現金が置き忘れていないか徹底して探すよう指示をしたところでございます。また、全ての関係職員にヒアリングを行い、盗難等の事実がないか内部調査を行いました。しかしながら、現金は見つからず、内部調査によって盗難の事実を確認できないと判断し、3月4日金曜日に警察へ今後の対応について相談を行いました。内部調査や警

察への相談の指示は、市長である私が判断をいたしました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ちょっと時間が押し迫ってきましたんで、申し訳ないんですけど、12番の質問のほうへ、事例3のほうの事案について質問させていただきます。

職員Aが起案した課長補佐までの未決裁の状態でスポーツ団体の口座から現金1万3,300円を払い出したとのことに対して、市は職員Aに対して、いつどのような指導、処分を行われたんでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） こちらの指導に関しましては、職員が体調不良で長期休暇明けの2月13日に課長及び直属の上司である課長補佐から未決裁で払出しをするのは不適切であることを指導しております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 続いて、令和4年2月10日に市の資金前渡金の精算書に添付された受領印の押された書類が偽造されたとありますが、なぜ偽造と分かったのでしょうか。また、その受領印の押された書類を受け取った職員Aに聞けば、誰が偽造したのか分かるのではないのでしょうか、市の見解をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 資金前渡精算書の添付書類が偽造されたものと判明した経緯については、受領印が押印されている書類に受領日が記載されていなかったことから、他の職員が支払い先の団体に確認したところ、支払いがなされていないこと、受領印も押されていないことが判明いたしました。また、精算処理を行った職員に対する市の調査では、事実を確認することができませんでした。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 再度お尋ねします。

原因は不明とのことですが、虚偽の書類を作成できるのは、受け取った職員か受領印を押した人たちしか想像できません。職員Aに対する市の確認、調査が不足していたのではないのでしょうか、市の見解を再度お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 職員、また他のグループの関係する職員のほうにも聞き取りをいたしました。その中で不明な点もございましたが、はっきりと判断することができなかったのが現状、事実でございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 分かりました。

ちょっと時間の都合で14番を割愛させていただきます。

15番、次に、令和4年3月24日に市の幹部職員が3万3,000円を補填したとあります。どのような経緯を経て、誰の判断により幹部職員が補填されたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 2月10日に紛失が発覚した3万3,300円については、スポーツ団体の大会派遣費用であるため、請求元の団体へ年度内に支払う必要があったことから、3月24日、教育委員会の幹部が補填をいたしました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 続いて、今年の1月から3月にかけて、生涯学習課において、職員Aが関係する現金紛失や不適切処理が3件発生しました。しかし、職員Aが退職した今年3月31日までに、この職員Aに対して指導及び処分は行われたのでしょうか。また、その理由についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 3月31日までに市が確認しました事実に基づき、発覚した都度、必要な指導を行ってまいりました。

なお、処分につきましては、処分理由に該当する事実を市の調査では確認できなかったことから、指導は行っておりません。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 再度、市長にお尋ねします。

私も今質問でははしょってしまったんですけれども、事例の3のところで、職員Aが決裁もなく現金を引き出したり、現金を自己で保管したり、支払いが済んでいないのに支払いましたと虚偽の報告をされているなど、明らかに不適切な行為と思われます。市長の御答弁、先ほど処分していないということなんですけれども、その辺り、この3点について処分していないということなんですけれども、その処分の考え方は間違いではないのか再度確認いたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在につきましては、確固たる事実を確認することはできておりませんものですから処分をしていないところでございます。今後は、調査が進みまして処分する段階になってまいりましたら、適正に処分を行ってまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） すみません、再度質問します。

処分というのは、例えば仮なんですけど、この職員Aであれば退職していますけど、処分の対象にはなるのかならないのかお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 訂正をさせていただきます。

退職をしておりますので、処分の対象とはなりません。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、次に、事例の4つ目の質問にさせていただきます。

1月と2月に3件の不適切な事案が発覚しておりますが、なぜこの時期にこの市民スポーツ大会参加費17万4,600円が紛失していることを1月、2月のときに気づけなかったのでしょうか。また、この令和3年度の市民スポーツ大会の参加費17万4,600円は、誰がいつから金庫に保管していたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 市長から徹底した調査を指示され、金庫や課室内の全ての確認、関係職員へのヒアリング調査を行いました。そのときには、公金17万4,600円の紛失に気づくことができませんでした。本来であれば、この時点で気づく必要があったため、調査が不十分であったと考えております。また、現金の金庫への保管は、大会参加者が独自で支払いをする際、対応した各職員がその都度金庫に保管していました。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） それでは、時間の都合でちょっと飛ばさせていただいて、22番目に移ります。

これまでの4件の事案について、関係する幹部職員には監督責任が生じるものと考えます。6月8日付の中日新聞や朝日新聞に職員の処分について掲載がされましたが、改めて処分内容について市長から説明をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 教育委員会で発生した不祥事につきましては、一義的には任命権者である教育長が責任を負うものと考えております。市長としましては、市役所全体の結果として責任を負うものと考えております。そのため、今回の会計の不適切処理につきましても、現金の紛失が亡失によるものか横領、盗難か、原因が判明しておりませんが、公金がなくなっている事実と市民に対する責任を重く受け止め、市長として責任を負う必要があると考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 再度、再質問を市長にさせていただきます。

そもそもこの1月28日の現金紛失事案が発生して、先ほど部長からも答弁がありましたように、すぐに防止対策を講じれば、また他の金庫内から他の金銭がなくなったということが把握できれば、少なくとも4月に発覚した令和3年度の参加費17万4,600円の紛失は防げた

のではないかと考えます。このケースの監督責任は、処分として教育部長までとなっており
ました。これら4件の事案の報告を受けて、最終的に指示を出された方、私は市長まで責任
が及ぶものと考えます。また、個人的に法律の専門家に確認したところ、一般論としては私
と同意見で、最終的に指示を出した方まで、今回、事例4に対しては責任が及ぶものという
ような意見もいただいておりますが、その件について再度市長の責任の認識についてお尋ね
します。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁申し上げましたが、市役所全体の結果として責任を負
うものでございますものですから、市長として責任を重く受け止め、責任を負う必要がある
と考えております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 続いて、1月28日、2月5日、7日に発覚した3件の事案は2月中の
発覚しており、議会への報告は3月議会に報告できたと考えます。4月21日の臨時議会まで
先延ばしにされた理由について、市長の見解をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市の調査等により、事実の確認を行うために時間がかかったことは事
実でございます。しかしながら、公開が原則である議会に対し、事実の確認が不十分である
状況では報告を行うことができませんでした。市長といたしましては、市が行った調査、警
察や弁護士への相談、指導や処分は適正であったかと考えております。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほどの市長の御答弁ですけれども、4月に2回、全員協議会で説明
してみえます。そうすると、先ほど正しい資料を基に説明したいということであれば、やっ
ぱり1回で説明するべきだと考えますので、危機管理体制の構築をしっかりといただきま
すようお願いします。

最後になりますけれども、このたびの4件の紛失事案等につきまして、市長から市民の皆
さんに対してメッセージはございますでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市職員の公金等の取扱いについては、これまでも弥富市予算決算会計
規則をはじめ関係法令に基づく適切な処理について常に注意喚起し、適正処理に努めてまい
りましたが、このような不適切処理、公金紛失という市役所の信頼を損なう事態が発生して
しまいました。誠に申し訳なく思っております。今後は、二度とこのような問題が起きない
よう、公金等取扱適正化方針を定め、チェック体制の確立、徹底、現金管理責任者の役割を
明確化して、職員の適切な対応を促すとともに、組織を挙げて二度とこのようなことがない

ように取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） いずれにしても、起きてしまったことは取戻しはできません。今後は、市役所内の内部統制をしっかり再確認、再構築していただき、市民の皆さんに信頼される市役所づくりに邁進していただきますようお願いさせていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、大原功議員。

○16番（大原 功君） では、質問させていただきます。

安藤市長に聞きますが、公文書管理規程はいつできましたか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公文書管理規程はいつかということでございますが、現在の弥富市公文書管理規程につきましては、平成14年3月29日に公布し、4月1日に施行されております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、今の公文書管理規程というのは、訓令第3号に基づいてですけれども、これは市民の方が申請したり、あるいは使用料、あるいは利用料、そういうものの含めたことについては、市の判は要りますか、それ以後は。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公文書管理規程訓令第3号についてでございますが、公文書管理規程訓令第3号は、事務の処理を適正にし、その能率的な運用を図るとともに、弥富市情報公開条例の適正かつ円滑な運営に資するため、本市における公文書の管理に関し、必要な事項を定めております。その概要といたしましては、公文書の管理体制、電磁的記録の受信及び文書等の受領等や文書の起案、回議、供覧等について定められております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、これは知り合いがくれたやつですけれども、誓約書には平成18年12月12と書いてある。これは、この消印がないということは無効ということですか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公文書管理規程におきまして、文書の收受は主務課にて收受文書を点検した後、該当收受文書のうち、題名等を記録しておく必要があると認められるものについては收受印を押印し、文書收受簿に記載することとなっております。したがって、收受した文書全てに收受印を押すものではございません。收受文書につきましては、收受印の有無に関わらず、主務課において取り扱うこととなっております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると今言われるように、公文書管理規程というのがあるのは、平成14年3月29日にできておるわけね。それ以前は、判がなくてもそのままいいということも聞いたんですけど、それ以後の月については、消印とか、あるいは領収書とか、それから申請、あるいは今の使用料、こういった判が要るということで、公文書管理規程の中には文章が書いてあります。だから、安藤市長は、やっぱり私が思うには、こういう規程があるのは、安藤市長も愛知学院大学の法律科を卒業してみえるということであるので、かなりこういうことに対しては詳しいんじゃないかなと思って質問ただけでありますので、今の安藤市長の言われるように、こういう規程があるということだけは間違いないということでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御質問にあります受付消印という言葉が文書の受付印ということではあるならば、先ほどの質問と同様に主務課にて当該收受文書のうち、題名等を記録しておく必要があると認められるものにつきましては、收受印を押印することとなっております。したがって、收受した文書全てに收受印を押印するものではなく、收受文書につきましては、收受印の有無に関わらず、主務課において取り扱うこととなっております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 公文書管理規程というのは、開示請求を出してあるわけね。開示請求するには、たしか30円か何か私が払っておるわけです。だから、間違いのことを言われると、私が結局、市からもらった開示請求がでたらめということになると、私は30円をだまし取られたということになっちゃうので、きちっとしたことを言っていただかないと、曖昧なことではやっぱりいけないので、議長からもよく言っておいってください。

次の質問に入ります。

次は、市の中の病院の中に年間約8,000万近くのあれが支出されていますが、これに間違いはないですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 海南病院の件だと思います。

海南病院への補助金は、施設整備に必要な経費として海南病院施設整備事業補助金5,294万円と、救命救急センターの運営に要する経費として海南病院運営補助金2,110万円を補助しております。合計で7,404万円になります。

なお、それぞれの補助金は、関係5市町村で負担割合に応じて補助をしております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、私はその病院の名前は言っていないんですけれども、病院に5,294万ということと、もう一つは2,100万円、これに対してはどのような名目で補助金が出してありますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどもお答え申し上げましたが、海南病院施設整備事業補助金と、あと救命救急センターの運営に要する経費、海南病院運営補助金として支出をしております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、今名前を言われたけれども、ここの病院には、奥さんが勤務してみえるということでもありますけれども、これは本当ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 個人に関することですので、お答えはできません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これをちょっと見てやってください。ここのところね。ええかね。ここには、交付金等の規則というのが書いてある。これは何年にできましたか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 海南病院の補助につきましては、弥富市医療設備事業補助金交付要綱によりますと、平成22年4月1日でございます。また、救急救命センターのほうでございますが、これにつきましては、平成30年11月1日からでございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに書いてあるのは、補助金等の交付規則、これは平成5年3月31日、規則第8号を書いてありますね。ここの中には、安藤市長が市長、補助金等に関する予算執行については、補助金等の市民の徴収、税金によって支払われておると書いてある。その中には、法令に定められた補助金の交付目的、これを今審査して市長が払うとなっております。奥さんがそこに勤めておるということは、これは適正なのかどういふふうなんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申し上げましたが、個人に関することですので、御

答弁はできません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほど言ったように、大学で法律科を卒業しているというなら、こういうのが分かるはずですね、そうでしょう。職員の方でもこれは分かるんじゃないかなと思うけど、私は40年近く議員をやっておるから、ほとんどのことは分かっているんですけども、職員の中でも分かっていない人がいっぱいおるわけよ。やっぱり議員というのは、市民のために貢献することが大事なことで、中には議員の中でも安藤市長の応援者の議員もおるように見えますけれども、私はそうじゃなくて、やっぱり対等に市とできる、そういうことをしないと、市民から税金をいただいております以上は、やっぱり襟を正す。

私は、今から40年前ですけれども、当時の吉川博さん、あるいは江崎真澄さん、あるいは海部俊樹さん、この方に議員になったら絶対初心を忘れてはいけないよということで、ここまで一つも曲がったことはしておりません。安藤市長、これについてどうですか、あなた。全国には約1,758件の市町村、区があります。この中でそういうことはありますか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 全国には、1,741の自治体があるわけですが、不適切な補助金を出している自治体はないと思います。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 次のほうに、時間がないといかんので進めさせていただきますけれども、カメラさん、これを見てください。

ここに書いてありますけれども、職員Aがキャッシュカードで銀行から18万1,000円を市民税をだまし取ったとここに書いてある、出ておるんだね。この中で、職員Aというのは、頭文字からいうと安藤市長も入るわけだな。そうでしょう。安藤市長がこれをやっておるかなというふうに思うんですけど、この辺のところはどうですか。安藤市長が銀行から盗み取ったというふうしか、私は個人的には思わんのですけど、どう思いますか、これは。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私ではございません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに、村瀬副市長が金庫の鍵は職員誰でも使えますと書いてあるんだ、これ。そういうことは、安藤市長もここに入っておるということで私は質問をしておるわけですね。これは違いますか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は、生涯学習課の職員でもありません。特別職でございますので、

そのような金庫の取扱いについては一切関与しておりません。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 安藤市長が文書を出しているんですから、職員Aという人と安藤市長はどういうふうな話をされたんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の不適切処理等について、生涯学習から報告を受け、担当職員とは直接話をしておりませんが、関係職員へのヒアリングや実態把握と他の事案がないか調査するよう指示をいたしました。また、関係につきましては、市長と一職員の関係でございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の職員Aというのがキャッシュカードを無断で使い、そして銀行から18万1,000円を引き出したとなれば、当然銀行には防犯カメラがあります。すぐこれは分かるはずだと思うけれども、なぜその職員Aというのね、私が聞くのは、職員Aというのは、弥富市に何人見えますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市の職員で職員Aという者は、今回の件に関しましては1人でございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、安藤市長の職員Aというのに無責任だと思うんだね。中には、部落にもいろんな人がおります。その中でAとつく人がおると思いますね。そうなると、あの人がそうじゃないかといって市民の方から逆に指を差される可能性もあるわけね。安藤正明は、施政方針の中で市民が安心して安全に住みたいまちづくりと言っておるわけです。これはえらい違うんじゃないんですか。早くこの職員Aを逮捕すればすぐ解決するし、先ほど言ったように鍵についても誰でも使える、こういう説明をしておるわけですね。そうでしょう。これについてどうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 職員につきましては、不適切な会計処理を行っている実態はあるものの、懲戒処分を科す具体的な非行は市の調査では見つかっていないため、違法行為等の事実が確認できない以上、安易に実名を公表することはできません。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると安藤市長は、職員Aという方は知っていますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） はい。市の職員でございますので知っております。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、今の犯人を知っておって、警察にも通報しないということになると、今は共謀罪というのがあるんですね。共謀罪は約670あるわけ。数が多いんですね。ここの中にあるから、こういう中にも含まれてくるわけね。そうなってくると、本当に市民が安藤市長で、本当に安堵できるかということになると思うんだね。この辺について、安藤市長、どうですか、警察に告発しますか、しませんか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件に関しましては、警察に相談し、また被害届のほうも出しています。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに書いてあるけれども、不適切な現金管理というので、そのときにもう見つかっておるわけね、ここでね。そして、警察には、令和4年2月5日になっておるわけ。ここの中に警察に相談したときには3月4日になっておるわけ。そうすると、この相談したときに蟹江署の鈴木刑事は調査をしますと言っているんです。ここで、もう今の盗まれておるお金がなぜ調査をせず、蟹江署だでどうか知らんけれども、普通からいうと調査じゃなくて、捜査をするというのが蟹江署の職務権限だと思うの。職務権限があれば、当然これは銀行で防犯カメラを見ることもできます。これについてどうですか、安藤市長。他人をそんなことをやるんじゃないくて、ちゃんときちっと捕まえてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 蟹江署へは御相談申し上げ、そのときはまだ御相談を申し上げているだけで、蟹江警察署のほうも、まだその書類を見たのが初めてでございますものですから、すぐに調査とはならず、相談を申し上げた段階でまだそれ以上の進展はなかったときの状況でございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 前の市長は、一円も無駄に使わないという話が出ておったな。そうでしょう。安藤市長は、18万1,000円をだまし取られておっても何とも思わんのですか、あなた、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員言われる18万1,000円につきましては、決して盗られたといひますか、なくなったお金ではなく、ちゃんと元に戻ったお金でございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こればっかり言っておっても、安藤市長が今の職員Aというのを告発するのかわからないのか、はっきりしてください。なければ、私のほうが弁護士とも相談しな

がらして進めます。どちらですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現段階では、蟹江署に相談しておりまして、捜査に支障があると思いますものですから、答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 何遍も言うようだけど、A職員と安藤市長はどういう関係があるんですか。普通関係がなかったら、不適切な関係がなかったらすぐ告発するのが安藤市長の役目じゃないですか、これは。そうでしょう。ヘッドがこういうふうになれば、まだまだこの金額じゃなくて、もっとあるような気がするんだわね、私は。この職員が逮捕されれば、当然弥富市でも家宅捜査が入ると思います。それをおじておるんじゃないですか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公金等の取扱いについては、今回の件は本当に大変申し訳なく思っているところでございます。私と職員との関係ですが、市長と一職員の関係でございまして、今回の事案につきまして、市といたしましても厳正に結果を求め、また処分をしてまいりたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こればっかり言っておってはいけませんので、次のところに進みますけど、ここに安藤市長が出した402万7,000円と書いてあるけれども、この当時は錦通線、一部穂波線の事業が始まったのは、こんな時期じゃありません。これは、私が筏川に橋を架けてくださいと言ったときには、吉川博先生にお願いしたわけ。そのときには、川瀬輝夫、当時町長、後援会の場で10年7月26日に言っておるわけね。そうすると、この前に工事をやっておるわけね。そして、第2次工事がここにあるように、いわゆる受けたの。この受けた建設会社が14年に受けておるわけ。4年前に測量をしているということはある得るの、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） その当時は適正に処理をされているものと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） まだ4年前に工事が、第2次工事なんですね、やったのが。1次と2次とあります。第2次工事でやっておるのに、4年前に今の工事をしたというのはあり得んというふうに思うので、この402万7,000円は不適切の金額じゃないかなと私は思うわけ。

議会の中でも、先ほど言ったように、市長の応援者の方はなかなか今の質問はできんかも分かりませんが、やっぱり市民のためにやる議会議員にならないかんと思います。いいかね。

ここに、私のほうに議長宛で来ておるわけね、これ。映してください。

この中には、3年前に財政課長は、いわゆるYが、名前は書いてあるけれども、Yというふうにしますね。この方が突然一身上の都合により職務を放棄して退職したと書いてあるけど、これは本当ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 当時の財政課長は普通退職で、理由につきましては分かりません。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、こういうのを安藤市長は知っていますか、最初から。

中に聞くと、議員の方、中には、あれ、こんなものは前から知っていたよという人もあったわけ、誰とは言いませんけど。そうすると、安藤市長にこういうことが第30条、信用の失墜行為とうたってありますね。職員の信用を傷つける、こういうことが書いてあるね。これに当てはまるんじゃないですか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員言われました信用失墜行為につきましては、地方公務員法の第33条だと思います。地方公務員法第33条、職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないという条文でございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今回、いわゆる奥山教育長が辞められた理由については、中身を安藤市長は知っているんじゃないですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の奥山教育長の辞職につきましては、職務上の責任、あと健康上の都合ということでございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） カメラさん、これを見せてください。皆さん、見てください、これね。

そうすると、これはどういうことですか、安藤市長。この説明をきちっとしてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ちょっと見にくかったというのもありますし、どういうことかちょっとと把握をしておりませんものですから、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） このことが問題で、いわゆる今の個人的なものと、安藤市長と村瀬副市長、この2人が今の奥山教育長、この方は立派な方ですね。十四山の生徒が殺されたこ

と、これについても父兄や子供さんには対応をきちっとされた。このくらい大事な人なんですね。そうでしょう。これ宗教的に関係ないんですか、全然。

ここに文書がありますから文書を見せます、一遍。ちょっと待ってくださいよ。

○議長（平野広行君） 大原議員、よろしいですか。

○16番（大原 功君） ちょっと待ってちょう。今調べとるで……。

ちょっと待ってくださいよ。

これですね。テレビ局、ちょっとこれを見てやってください。大きく映してやってください。2階の方もこれをよく見てください。

安藤市長、こういう文書が書かれておるんですけど、これは間違いはないですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 承知しておりません。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 国でも、宗教の関係については禁止をされておるわけね。これを首長である市長がこういう国の制度を守らない、全く。どういうことになっているんですか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 御質問の意図が分かりませんものですから、御答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これは、人の話の中で聞いたやつですけれども、この文書のときに、前に安藤市長は佐藤博さんと職員の人事を相談されたというふうに聞いたんですけど、今こういう文書がないから事実の証明にはなりません。だけど、大木前副市長を辞めさせるために相談をされたというふうに聞いて、その後、村瀬副市長ということで聞いておるんですけど、この辺のところはどうですか。ただ、誤解の今の話だけですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのような事実はありません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 相談はしていないということでもいいですか。

もし相談をしておるということが事実になったら、市長はやっぱり責任を取って辞めますか。どうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 仮定のお話でございますものですから、お答えはできません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） やっぱり議員とか、やっぱり公職者というのは、自分が本当に悪い
とってきちっと決められたときには、議員も辞職するとか、そういうことをしないといか
んと思いますね。私は、個人的なことになるんですけども、擁壁のことについても、結局
和解という話が、和解はしないと言ったら安藤市長が言ったから、こっちのほうは、いわゆ
る安藤市長を被告として告発しておるわけですね。

この問題は別にして、次のことですが、次はＪＲ、ＪＲは、議長に聞くと、約６億
という話が、土地の買収を聞いたんですけど、この６億は間違いはないですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ＪＲの土地６億というお話でございますが、ＪＲの土地を６億で買収
するという計画はございません。本事業において、ＪＲから買収させていただく土地といた
しましては、駅南側に計画しております南口交通広場及び南側自由通路階段部分に係る土地
約770平方メートルを予定しておりますが、買収金額については、今後、土地鑑定評価によ
り決定をしてまいります。

６億という金額につきましては、令和４年３月議会の行財政委員会において、ＪＲ・名鉄
弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業、駅前広場整備事業の資金計画について説明をさせてい
ただきました。この説明の中で、北口駅前広場及び南口交通広場の用地費、物件費、工事費
の合計金額が６億2,538万円、これにつきましては、用地費、物件費５億1,088万円、工事費
が１億1,450万円と説明をさせていただいたところでございます。ただし、この駅前広場の
事業費につきましては、今後の詳細設計や土地鑑定評価等により増減の可能性がある金額で
ございます。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 鉄道敷地内の固定資産税については、国からどんな形で弥富市に入
っていますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 鉄道線路敷地内の固定資産税は、本市に直接鉄道事業者から納められ
ます。この固定資産税は、国民健康保険税のように使い道が特定されている目的税とは異な
り、広く本市の事業に使うことができる普通税となります。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） この自由通路というのは、備品なのか、物品物であるのか、製造物
かどちらなんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自由通路は、市道として整備する道路構造物であり、物品及び製造物
には当たらないものであると認識をしております。

なお、製造物責任法における製造物とは、製造、または加工された動産と定義をされております。不動産とは土地及び定着物であり、自由通路及び橋上駅舎は不動産と考えられ、耐用年数が長く、その間の劣化や維持補修を十分考慮する必要があること等を考慮し、不動産は製造物責任法の対象外とされております。自由通路の耐用年数は約50年程度とされておりますが、適切な点検、維持修繕を行い、長寿命化を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 自由通路とかホームは、いわゆる鉄道法の中に含まれておらんのだね。別個なんですね。この固定資産税は、JRの土地とあれですから、建物に対して46億もかければ、幾らそれに対しての税金はいただけますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 橋上駅舎は不動産ですので、製造物ではございません。

線路内にある自由通路と駅舎の固定資産税は幾らかということでございますが、自由通路は市が所有する道路構造物ですので、固定資産税はかかりません。橋上駅舎につきましては、鉄道事業者が固定資産税が課せられることとなりますが、今後、詳細設計を進め施工してまいりますので、完成後に適正に評価し、課税をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 鉄道敷地内の線路部分、これに対しては、国がそういうふうで目的をかけて市に払うわけですが、それ以外のものは、いわゆる製造物として税をかけておるわけですね。各市町村がかけておるわけ。名古屋駅前でもそうでしょう。線路の上にビルが建っているわけね。その分はただですか。ただじゃないでしょう。安藤市長、もうちょっとしっかりしてもらわないといかんのやないかなと思うんだね。この辺について、安藤市長どう思いますか。

これは、前にも私が質問したんですね。いわゆる駅のプラットホーム、安全対策のために柵を造ったらどうかということを言ったんですけれども、そのときには、鉄道と事業者とは違うので、事業者がすることであって、鉄道には関係ありませんという話が前にありました。当時の市長が私に答弁しておるわけですね。安藤市長は、この分に対して、それからさっきも言ったように6億という、JRの南側は460平米、いわゆる約140坪近くね、これだけを買うんですか、どっちなんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） JRから買収します南口公園広場として、約640平米を買収させていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、あの前のところは、建設省、昔はつけておるけれども、

今は国土交通省の土地なんですね。そうすると、今の仮に使っている道路は、県道にも認定していないわけ、国道にもしていないわけ。そうすると、そのめくら地だけを買って、道路部分にしないところを市がその640平米を買うんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） J R 弥富駅の前面道路は、建設省名義、公衆用道路の土地であります。県道の本曾岬弥富停車場線として道路認定されており、道路法上の道路として利用されていること、また南口交通広場は、市が道路用地として取得する予定ですので問題ないと考えております。県に確認しました県道認定が昭和34年12月15日、建設省名義の土地については、国から無償貸与を受けているということで問題はないと聞いております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、640平米の中に改札口と詰所を造るわけね。そうすると、J R の土地に造ってあげるんですか、それは。そういうことになるでしょう。自由通路とはまた別の話でしょう、それは、違う。そのことはどうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 640平米につきましては、南口駅前広場として買収をさせていただきますので、改札とかそういったことは一切関係ございません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今使っておる通路、通路はいつできましたか。これ。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 申し訳ございませんが、今手元に資料がございませんので、答弁は後日させていただきますと思います。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今は、コロナの時代やら、あるいは物価の上昇ということがあって、やっぱり市民税が入らない。そういうこともあったり、事業税も少なくなる。こういう時期であるので、今のまま使っても5年や10年は利用できると思うんだね。安藤市長にはもったいないということがありませんか、そういうことに対して。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このJ R ・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、これまでの積年の課題として、市の滞った事業の一つでございました。この事業が今回3月議会で事業者と覚書を締結するという段階まで来しました。これにつきましては、一日も早く事業を完成しまして、市民の皆様が安全で安心して北から南へ、また南から北へに行くことで往来ができる、またはバリアフリーということで、エレベーターも設置しておりますものですから、誰もが安心して通行できる、そういった施設にしていきたいと思いますので、御理解

を賜りたいと思います。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） JRは、今2年連続で赤字なんですね。この赤字がある会社というのは、会社でありますから、法人じゃありませんから、会社であるので、この税金は何年間免除されるんですか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 赤字につきましては、JRの件でございますが、詳細が手元ございませんので、免除のこともお答えはできません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 法人法にすれば、5年間は税金の免除、さらにまた4年間はいいということで、9年間あるわけね、猶予期間があるわけ。大きな自動車会社は、今では何十億、何兆円としておるけれども、5年間近くは税金は払っておらんわけだね。こういうこともあるわけです。そうすると、弥富市に入るそういう税収というのも変わるんじゃないかなと思うんだね。もう少しやっぱり市民に優しい、私は造っていかんとは言いません。ただ、定期的に今コロナの関係、ウクライナの問題であったり、ロシアのように人を何しても構わんという大統領もおるけれども、そうじゃなくて、やっぱり安藤市長は市民に本当に優しいというなら、少し待って、それからしても別に遅くないと思うんだね。今市民が本当にその自由通路が必要かということ。自由通路にあなたが説明しておるのは、どこの学区から300人入りますか、毎日。どこの学区ですか、言ってください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自由通路を往来する数につきましては、どこの学区ということは限定できません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） だから、曖昧なことを言うから、中には今の自由通路について反対される方もあるわけ、そうでしょう。訴訟まであるわけ。きちっとした説明をしないと、こういうことになるわけです。

安藤市長に聞きますけれども、あんたの前に通っているいわゆる尾西線、津島線ですけれども、昔は尾西線と言われた。これは、弥富口駅はいつ廃止されましたか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平成18年当時、名鉄弥富口駅は、名古屋鉄道の管轄する駅の中で乗降客が最も少ない駅となり、駅の存続が困難となったことから、平成18年12月に廃止をされております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） それは、当時、弥富のイオンさんができました。そのときに、たしか平成9年だと思ったけど、ありました。それ以後、あそこで買物できるというふうで、これからよくなるというふうに思っていたんですけど、突然名鉄のほうから廃止をしたいということがあったわね。こういうことなんですね。そのために、廃止するなら、もっと何かつけてくれということで名鉄に申し上げたのが当時の議員さん、そして私もそうですね。安藤市長の前に踏切を造ったのもそうですね。弥富口を廃止するからそこへ造ってくださいとやったんだ、あれ。そして、今五ノ三駅、これもそうやってやったんですね。そういうことも安藤市長は分かっているはずなんですね。だから、反対というのやなくて、やっぱりきちっとした説明をしないと。

私が聞くと、十四山なんかは佐古木に行く、それから栄南なんかは蟹江に行く。平島町や前ヶ須なんかだと人口が多いわけ。なぜ踏切を渡って向こうまで行かないかん。電車の回数も少ない。こういうことが利便性でしょう。弥富市のやっぱり事業を守ろうと思ったら、もう少ししっかりしないといかんわけなんですね。あなたは計画というのがありますか、安藤市長。どのような計画があります。あんたになってから、この3年間、4年間、県からどのような事業をやっていただきましたか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業をきっかけといいますか核としまして、これからまちづくりを進めてまいりたいと思っております。その一つがJ Rと近鉄の間のまちの整備、そしてまた車新田地区の市街化編入ということで、順次まちづくりを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 本当に安藤市長になってから、弥富に競馬場はできたんですけども、この競馬場でも、当時議長、私が議長のときに、当時、神田知事が弥富に馬券場を造っていくらしいということが出だしたんですね。議会からも反対があったんです。それを造ったために、あそこは今あれだけのものができるようになったわけですね。それまでは赤字なんですね。だから、年間6,000万もらう金も途中からなくなったわけです。安藤市長も、そんなこと県会議員に10年近くおれば分かるはずでしょう。

本当に市民が安心して住める、やっぱり安全に住める。私なんかは後期高齢者ですね、80だから。そうすると、これから負担増をかけないようにして、やっぱりもったいないのをちゃんときちっと決めないとかいうことになってしまうと思うんだよね。電気代にしても、先ほど言ったように食にしても、肥料にしても、今ある組合は30%から上がっておるんですよ、今度肥料が。農家は生活できないようになっている。こういう時代に46億もかけて、いわゆる消費税をつければ50億、それにまだ土地を買わなあかん。J R北側のところについては、

私は農協だけだと思っていましたが、ほかの民間のところもあります。

この庁舎でもそうですね。初めは売ってもいいですよとなった。そのうちに、この事業が始まるようになったら、どんどん値段が上がっていつてしまつて、結局替地割ということになつてしまった。こういうことがまたあり得るんじゃないんですか、安藤市長。そういうのが事業計画だと思うんだね。今後、替地というのは、今買い上げたところについては、替地は出しますか、出しませんか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 北口駅前広場整備につきましては、民間の土地も買収をしていくわけですが、代替地というお話はこれまで聞いておりません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） さっきも言ったように、6億というのは、あなたたちがするいわゆる鑑定価格、鑑定価格と実測とは違いますね。恐らくそんな6億で買えるような土地ではないと私は思っているんですけども、こういう計画、だったらなぜ早く、そうでしょう。支払いが来ておる、JRに払う前、あるいは名鉄に払う事業費の前に土地をまず確保するのが、そうでしょう。一般住宅だと、土地を確保して初めて住宅が建つわけなんです。住宅を買ってから土地を買うわけじゃないんですよ。ハウジングなんかでいくと、土地を先において、ハウジングにこういうものを建てていただきたい、あるいは建設業者に建ててくださうと言うのがルールでしょう。あなたは逆をやっておるんじゃないんですか、本当に。事業計画というのはあなたにありますか、安藤市長。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 適切な事業計画の中で、今事業を進行しているところでございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ちょっと元に戻りますけれども、職員の文書を見ると、安藤市長がやりたい放題にやっておると書いてある。そうすると、安藤市長の大学、愛知学院大学を出ておる人は、こういうふうに裕福のほうに人事をさせておりますか、どちらですか、これは。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのような事実はございません。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、これは市民から、誰が送ったか分かりません、宛先がないからね。議長宛に来ています。平野議長が替わる前に来ていますね。3月のたしか25日頃じゃないかなと思ったんですけど、来ています。これを市長に見せたら、このときは、奥山教育長、それから柴田部長、このときうちに来られた。そのときには、日の出小学校の運動会に対しては、議員さんは自粛していただけていますかと来たんです。そのときにこれを

渡したわけです。そうしたら、今の不正のやつが出てきたわけなんです。もう先に分かっておるわけです、これは。そうすると、この出された文書の方は、偽証して出しておるということになるわけね。恐らくこの方は聞いてみえると思いますね。もし聞いておったら、もう一遍この文書を下さい、私がちゃんとやりますから。悪いのは悪い、そうでしょう。もうちょこっと市民のためにやっていただきたい。安藤市長では市民は守れないんじゃないですか。そうでしょう。

何遍も言うようですけども、銀行からキャッシュカード、そしてここに書いてあるけど、偽造しておるということは、本人が、職員Aが言っておるわけでしょう。そんな文書を安藤市長が文書で出しておるわけなんです。口頭じゃないですよ、文書です。全議員がこれを受け取っておるわけなんです。もう少しやっぱり安藤市長も、私から見れば、まだ20も若いんですから、もっと努力することは努力しないといかんと思いますね。何の目的があって市長をやっているのか、市長の今の考え方を一遍聞かせてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富市のさらなる発展、そしてまた市民が安全に安心して暮らせる弥富市、そういったものをつくるために私は市長をやらせていただいております。以上です。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 毎回ちゃらんぼらんというか、前の市長、その前の市長、あるいは町長、町長とあるけれども、ある一定は計画を持って事業が進んでおったわけね。私はその中でお手伝いもさせていただいた。だけど、安藤市長ではそこまでできないんじゃないかなと思うんだな、これは。こんなことを今言う、先ほど言った写真を見れば、奥山教育長、この方を無理やり辞めさせたということになるんだね、これは。恐らく市民の父兄の方も、安藤市長を支持はしないようになるんじゃないかなと思います。幾ら何年務めても、一つの例でいうと、前町長が20年務めた。その中で汚職があった。そのために、6期目をやろうと思ったら落選した。こういうこともあるわけです。やっぱり襟を正してやってください。終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時09分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして質問させていただきます。

インボイス制度導入と火葬場運営について質問いたします。

1つ目は、消費税インボイス制度と事業者への影響について伺います。

2019年10月から消費税が10%に引き上げられ、この増税に伴い、4年後の2023年10月から事業者が納める消費税の仕入れ税額控除においてインボイス制度が導入されます。インボイスとは、取引の日付、品目、金額、税率ごとの消費税額、事業者ごとの登録番号を記載した請求書や領収書のことで、適格請求書等保存方式のことをインボイス制度といいます。インボイス制度実施には反対、中止の考えの中で質問してまいります。

お客から受け取った売上げにかかる消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて納税する仕入れ税額控除の構造を、現在は事実上、帳簿方式で行われていますが、インボイス制度導入後は、「インボイス」と呼ばれる適格請求書で行って納税することが義務づけられます。

インボイスを発行できるのは、国税庁に登録申請をして登録を受けた適格請求書発行事業者に限られ、適格請求書発行事業者になれば、同時に課税事業者になり、消費税を納付する義務が生まれます。

現在、売上高年間1,000万円以下の事業者は消費税納税の義務はありませんが、適格請求書（インボイス）を発行するには、どれだけ売上高が少なくとも課税事業者となる必要があるため、新たに消費税を負担することになります。国税庁に登録してしまうと、売上げがたとえ年間40万円でも、100万円しかなくても、消費税を納税しなくてはなりません。

現在、年間の売上高1,000万円以下で免税事業者となっている方々、商店、個人タクシーの運転手、外注化された大工の一人親方など、様々な職種の人たちがこちらに入ります。また、雇用契約によらない場合は、実際には非正規労働者と同じような勤労形態であっても労働者ではなく事業者となり、消費税課税対象となります。脚本家、音楽家、舞台俳優、イラストレーター、文筆業、有名な乳製品や食事の宅配スタッフ、委託販売をしていない農家、そしてシルバー人材センターの会員など、たくさんの職種の人たちが含まれます。

質問いたします。

弥富市内で売上高1,000万円以下の現在の免税事業者数を伺えますか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 課税売上高1,000万円以下の免税事業者につきまして、本市では把握しておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 国勢調査や法人企業統計調査などのデータでは、現在の免税事業者は全国で約490万人になると推計されており、単発で仕事を請け負うギグワーカーを含めると、

もっと多い事業者の数になると言われています。弥富市の人口で計算してみますと、1,000前後の事業者数ではないかと推測しております。

売上高1,000万円を超える課税事業者は、現行では消費税がかかっているとみなして控除できますが、インボイス導入後は、適格請求書（インボイス）のない仕入れ税額控除は認められません。売上高1,000万円以下の免税事業者が登録をせず免税業者であり続けて、インボイスを発行しないというやり方もありますが、免税事業者との取引において、その免税事業者に仕事を発注する側としては、納税額の計算で仕入れにかかった消費税を引けないということになりますので、自社の負担が増えてしまいます。

これを避けるために、消費税分に相当する金額の値引きや単価引下げを要求されたり、免税事業者からの購入をインボイスとは無関係を装い中止したりする可能性があり、経営的に大きな打撃を受けると考えます。

インボイス制度導入後は、弥富市内で対象になる売上高1,000万円以下の免税事業者にどのような影響が出ると考えますか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和4年1月に国が示した説明資料によりますと、免税事業者に影響があると言われるケースは、売上先が簡易課税制度を利用していない課税事業者である場合とされております。その際、相手側である課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて仕入れ税額控除ができないことが想定されております。

また、免税事業者の取引条件が一方的に不利になりやすい想定につきましては、国の説明資料によりますと、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その内容によっては独占禁止法や下請法等により問題となる可能性が示唆され、これを抑止すべきとされており、国としても免税事業者を守る対応を示しております。

なお、売上先が消費者、免税事業者である場合など、インボイスが不要なケースもございます。仮にインボイスを登録しない場合は、これまで同様、課税事業者となる必要もございません。まずは取引先にインボイスを必要としているかどうかを御確認いただき、国税庁が実施するオンライン説明会やフリーダイヤルの電話相談、また津島税務署が実施する説明会にて御相談いただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市行政とも関わっているシルバー人材センターについて伺ってまいります。

シルバー人材センターは、粗利、利益を徹底追求する組織ではなく、社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益社団法人であります。

弥富市シルバー人材センターで会員として就労している方にもインボイス制度導入は大きく影響を与えます。インボイス制度導入によって、シルバー人材センターの運営が受ける影響を市はどう考えていますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） シルバー人材センターの会員として仕事をされている方は、いわゆる個人事業主で消費税納税義務者であります。配分金の年間総額が1,000万円を超えない場合、現状では納税義務が免除されております。しかし、インボイス制度が導入されますと、シルバー人材センターは会員がインボイスを発行できない場合、請負の報酬として会員に支払われる配分金が消費税の仕入れ税額控除の対象とならず、会員への配分金に含まれる消費税相当額を納税しなければなりません。そのため、納税に必要な新たな費用を会員の配分金から捻出するとなると、少額の手取り額がさらに減少し、高齢者の社会貢献に対する意欲や生きがいを奪うことにならないかという心配もございます。

また、公益法人であるシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であり、会員の消費税分をセンターが新たな財源として確保することは難しい状況であります。

インボイス制度導入による影響は、令和3年度の実績から試算すると900万円ぐらいの影響が出ると聞いております。運営は大変厳しい状況になると考えます。以上です。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 昨年の12月議会では、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について、市議会全会一致で可決しました。安定的な事業運営が可能となる措置を要望する意見書が提出されています。

全国シルバー人材センター事業協会の調査では、2020年の会員1人当たり平均請負高は約43万円です。弥富市のシルバー人材センターの会員の方が年間で手にする配分金、収入も、この額に近いと思います。シルバー人材センターの会員が事業者登録番号をもらうために税務署に申請をし、番号付きの正規の請求者を発行し、それを義務とされる7年間保存し、毎年、消費税の申告、納税をする納税事業者となることは考えられません。インボイス制度導入で、その導入が理由で会員をやめてしまう方が出ることも考えられます。そして、先ほど答弁で、試算では年間900万円ぐらい影響とありましたが、公益社団法人のセンターが税負担することも、事業継続が困難になると考えます。

シルバー人材センターと会員がインボイス制度の対象となることへの市長の見解を伺えますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） インボイス制度は、事業者間の商取引で消費税率や税額を把握するために導入される制度であり、シルバー人材センターに限らず、その取扱いにつきましては法

令遵守を前提に適切に行われるべきものであります。

一方で、高齢者の社会参加の促進において就業し続けることは、生きがいの充実、健康の保持増進、地域の活性化、医療の抑制にもつながる効果的な手段の一つであり、高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターの担う役割は重要であると考えております。

そのような中、インボイス制度導入について、本市に限らず全国的に事業に及ぼす影響が非常に大きいと考えております。現在、安定的な事業運営が可能となる措置が必要であるということで、全国的な上部団体でも、その措置を国に要望されているようであります。

現時点におきましては、本市といたしまして、本市シルバー人材センターと情報を共有しながら、引き続き国の動向を注視してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1人で経営している方にとって、インボイス（適格請求書）での納税となりますと、多くの事業負担が生じます。事務処理を外注する経済的な余裕も零細事業者にはなく、一人事業者では、本来の仕事の時間がそこに取られ、売上げが減ることも考えられます。取引が中止されたり税負担が増すことによって事業主が廃業せざるを得なくなり、生活に影響が出た場合、その市内事業者の救済をどのように考えていますか、伺えますか。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 事業主の皆様には、そのような状況になる前に、愛知県が行っております小規模企業等振興資金や経済環境適応資金、サポート資金などの融資がございますので、本市産業振興課窓口、またはお電話にて御相談いただきたいと思います。

また、市ホームページにも掲載しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） インボイス（適格請求書）は、単なる事務的な変更ではなく、増税の政策であり、免税でぎりぎりのところで商売している事業者の経営を壊してしまうところに大きな問題があります。免税事業者と課税事業者、いずれかを選択してもインボイスの影響を受ける小規模事業者には苦しい選択となります。市内の多くの零細業者、シルバー人材センター会員、そして弥富市行政にも影響が及ぶと考えます。インボイス制度導入によって大きく影響を受ける会員、事業者に負担がかからないように策を取ってほしいと市として国に陳情するなどを望みまして、次の質問に参ります。

火葬場運営とコロナ感染症対策について伺います。

昨年、2021年8月より、弥富市火葬場いつくしみが供用開始されました。最新の火葬炉設備でプライバシーを考慮した設計もされており、遺族と故人に寄り添った施設であると感じております。

質問してまいります。

弥富市火葬場の2021年度の御遺体火葬数を伺えますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2021年度の御遺体の火葬件数は441件でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2021年度は、休場日を除いて稼働している日のみで、1日平均何体火葬されていますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2021年度の火葬場開場日数は305日でありましたので、1日平均の火葬件数は約1.4件でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 各自治体は、自治体内の人の利用、自治体外の人の利用で火葬金額を別にしています。弥富市民の火葬場使用料金ですが、12歳以上の方1体、市内料金ですと6,000円、市外料金ですと12万円です。市内利用と市外利用で大きく料金の差をつけている理由を伺えますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 市内利用とは、本市の区域内に住所を有する者が死亡したとき、本市の介護保険被保険者で本市の区域外の介護保険施設に入所している者が死亡したときのいずれかに該当する場合で、市外利用とは市内利用に該当しない場合でございます。

火葬場は、市民の公衆衛生、その他公共福祉の向上を図るために設置しておりますので、市内利用と市外利用で料金に差を設けさせていただいております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 近隣の海部津島地域で市外利用料金が10万円を超える自治体は弥富市だけです。2021度の火葬場いつくしみの料金が高くなってしまう他市町村の方の市外利用は、何件ありましたでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2021年度の火葬場いつくしみの市外利用はございませんでした。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市内利用できる弥富市民の方が、近隣の他市町村の火葬場を利用するケースもあると思います。2021年度で弥富市が死体火葬許可証を発行した中で、弥富市火葬場を市内利用できるのにもかかわらず、他市町村で火葬された方は何件ありましたか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2021年度に弥富市が死体火葬許可証を発行した件数は487件

で、そのうち市内利用ができるにもかかわらず他市町村で火葬をされた件数は17件でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市民が火葬場いつくしみを利用せず、他市町村の火葬場を利用する理由はどういったものがあつたか、把握していますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 他市町村の火葬場を利用される理由としましては、市営火葬場の休場日に火葬を希望される場合、市営火葬場で希望する時間が空いていない場合、御家族様の意向で他市町村の火葬場の利用を希望される場合などの理由が考えられます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 今の幾つかの理由の答弁ですが、あくまでも市の考えとして理解しました。

弥富市火葬場の予約受付によりますと、9時30分から13時30分まで3基ある火葬炉を順に使用しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止ということで、13時30分より後は予約受付をしておりません。

1日に7回稼働する中で、6回目と7回目を受付しないコロナ感染対策とは、具体的にどのような対策でしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 令和2年7月29日、厚生労働省及び経済産業省で策定されました「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の火葬場従事者に係る留意事項によりますと、感染拡大防止の観点から、火葬場等を利用しているほかの会葬者と動線が重ならないように工夫することが推奨されますと記載されております。本市としましては、同ガイドラインに基づき、他の御遺族様との接触を防ぐことにより、感染拡大の防止を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 今答弁された中ですが、他の会葬者と動線が重ならないようにする工夫が推奨されるとありました。そこには何と重ならないようにするのが抜け落ちています。御遺体なのか、参列者なのかというところですが、これは市を責めるものではありません。実際に国のガイドラインにそのまま書かれております。

では1つ目、御遺体や骨つぼと動線が重ならないようになのかというところですが、個室の告別収骨室が2つあり、別の参列者が棺おけやお骨と肩が触れ合うような接触はありません。

2つ目の参列者なのかというところで考えますと、参列者は前提として濃厚接触者は火葬への参列を御遠慮いただくことになっておりますし、感染していない御遺族は通常の感染対策として参列しているわけですから、問題はないと考えます。私は、この国のガイドラインが、御遺体、お骨の移動と動線が重ならないようにと書いていると考えます。

質問を続けます。

弥富市民が火葬場いつくしみを利用せず、他市町村の火葬場を利用した理由に、火葬場いつくしみの希望の時間が取れなかったというものがあると聞いておりますが、何件あったか把握されていますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 火葬場いつくしみに希望の時間が取れなかった方については1件把握しております。その方の利用希望日には、火葬場枠のうち3枠の空きがございました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 身内の方がなくなったときは、悲しみの中で行政上の手続や葬儀の手配をすることが煩雑で、葬儀社が火葬許可証や火葬場手配を代行される場合があります。葬儀社の方が間に入ることによって、遺族の声を直接聞く場面がそこで失われます。先ほどの私が申し上げた市民の方の例以外にも、いつくしみに火葬を行いたかったが、希望の時間が取れず、名古屋市の火葬場で火葬したという声を聞いております。

死体火葬許可証を市が出すときに、御遺族側から火葬場いつくしみの予約がされていなければ、どこかほかの自治体で火葬するのだろうと予測できます。市側としては、予約をしない理由を書く項目がありませんから、数字以外記録には残りません。コロナ感染者枠の時間がどのようにほかの市民の予約に影響しているかデータがありませんが、なぜ火葬場いつくしみを利用されなかったか、弥富市側が知っておくことも大切なことだと考えます。

弥富市民の方が市外の自治体の火葬場を使用した場合、その自治体の規定で高い料金を支払うことになります。各市町村は、自治体外の利用者の料金を高く設定しており、近隣市町村ですと、自治体外の利用者は、愛西市で8万円、津島市で6万円、蟹江町で4万円、飛島村で4万円、名古屋の茶屋火葬場では7万円です。全国を見ますと、条件がありながらも補助金を出している自治体があります。

他市町村営の火葬場を利用した市民への補助金交付の考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 他市町村営の火葬場を利用した市民へ補助金を交付している自治体もございます。その理由の多くは、火葬場がない場合や火葬場が修繕中で利用ができ

ない場合がございますので、本市としましては補助金の交付については考えておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 死亡届、そして火葬許可証には死因が書かれております。2021年度は、新型コロナ感染で亡くなられた方の火葬は、弥富市火葬場で何件ありましたか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 具体的な数値につきましては公表を控えさせていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 私は、新型コロナ感染症で亡くなった方の人数を質問しているわけではありません。弥富市の火葬場いつくしみがコロナ感染で亡くなられた方専用の火葬の枠を設けているのですから、実際に稼働した件数を伺って対比してみたいと考えての質問でした。

希望の火葬時間が確保できなくて、他の市で火葬している市民が見えます。公表を控える必要はないと思います。控える理由も分かりません。再質問はしませんけれども。

そもそも、せきやくしゃみをしない御遺体からの飛沫感染のリスクはなく、火葬後のお骨からの感染ありません。コロナで亡くなった方の火葬時間の枠をつくることは、御遺体からの感染リスクがないにもかかわらず、御遺体と御遺族を際立たせて目立たせてしまうことになると思います。ほとんど稼働していないかと想像してしまいますけれども、そこで質問します。

コロナ感染症で亡くなった方を火葬する専用の時間を廃止する考えはありますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 先ほども御答弁しましたが、国のガイドラインに基づき火葬場を使用しているほかの御遺族様の動線と重ならないようにするため、本市としましては専用の時間は必要であると考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 国のガイドラインは、平成2年の7月、約2年前に出されたものです。火葬場いつくしみが完成する前の火葬場は、収骨する部屋が1つで、そこで交互に火葬するという状態で、プライバシーの配慮も今ほどではありませんでした。

ガイドラインを活用することは理解できます。今の火葬場は、告別収骨室も2つに分かれており、連続で同じ部屋を使用することはありません。

再度申し上げますが、いつくしみ内で御遺体やお骨から感染はあり得ません。動線も重ならないようにという理由ですが、同時刻でのという意味だと私は考えます。そもそも同時刻で開始する火葬はありませんし、他の会葬者と御遺体が入り乱れることもありません。時間差でも動線が重ならないようにと捉えてしまうと、入り口は大体どこでも1か所ですから、

日本中で施設として運営できなくなってしまう。2年前のガイドラインが今後更新されることもあると考えますので、対応の変更がある場合、素早く市民に伝えていただきたいと思います。

最後に、火葬場いつくしみへの思いを市長から答弁いただけますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 火葬場いつくしみへの思いをとということでございます。

第2次弥富市総合計画に向けた市民アンケートにおきまして、墓地・火葬場の整備充実は、現行施策において満足度の低い施策の一つでございました。第2次弥富市総合計画において、新火葬場の建設を重点施策に置き、事業に取り組んでまいりました。

昨年8月供用開始した弥富市火葬場いつくしみは、将来の火葬需要や多様なニーズに対応でき、また信頼性の高い排ガス処理設備等の導入により、周辺環境の確保に努めております。会葬者のプライバシーの確保はもとより、子育て世帯にも利用しやすいよう授乳室やキッズスペースを設け、人にも環境にも優しい施設となっております。

新型コロナウイルス感染症で残念ながらお亡くなりになられました方の火葬につきましては、専用の時間を設け、他の御遺族との接触を防ぐよう配慮しております。

今後も利用者の皆さんが安心して大切な方を安らかにお送りする施設として御利用いただけるよう、適切な感染対策及び適正な火葬場運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市民の最後のお別れの場所である火葬場いつくしみのことを考えると、今、弥富市で精いっぱい生きている市民の暮らしをよりよくしようと考えることと同じだと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時39分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は農福連携、そして民生児童委員についての2項目を質問していきます。

まずは、農福連携推進に行政としての関わり方についてでございます。

近年、農福連携と呼ばれる農業サイドと福祉サイドが連携して、農業分野で障がい者の方々が働く場をつくろうとする取組が注目されています。こうした取組は、農業からは農村地域での人口減少、高齢化の進展を受けて、労働力不足や農地の引受手不足への対応として期待されております。福祉においては、障がい者の方々への働ける場所の拡大や賃金が引き上げられる取組として期待をされております。その観点から、就労支援事業所が今あちこちで立ち上げられております。また、立ち上げようとしている現状から質問をさせていただきます。

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスには、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援の4種類になります。

まず、この就労移行支援は、就労を希望する障がい者で一般企業に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う支援であります。

次に、就労継続支援A型とは、一般企業に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結などによる就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う支援であります。

また、就労継続支援B型とは、一般企業に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供、生産活動の機会を行う支援であります。

そして、就労定着支援とは、就労移行支援などを利用して一般企業に新たに雇用された方に対し、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言など必要な支援を行うことであります。

まず、現在、障がい者の方々を対象にした就労支援事業所は市内で幾つありますか。先ほどの福祉サービスの形態別に聞かせてください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市に所在します障害者総合支援法に基づく就労系福祉サービスといたしまして、就労移行支援事業所が1か所、就労継続支援A型事業所が1か所、就労継続支援B型事業所が7か所ございます。就労定着支援事業所についてはございません。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） それでは、その中で就労継続支援B型事業所が入っている市内農福連携事例について聞いていきます。

政府は、農福連携を拡大させていこうと、2019年4月に農林水産省や厚生労働省などの関係省庁で構成される農福連携等推進会議を設置し、同年6月に農福連携等推進ビジョンを取りまとめており、その当時からマスコミなどからも注目を集めています。

また、日本農林規格（J A S）の新たな規格として、片仮名で「ノウフク J A S」も制定されており、民間ベースにおいても一般社団法人日本農福連携協会が設立され、都道府県でも農福連携全国都道府県ネットワークが設立されております。それぞれ推進に取り組んでおります。

連携の取組主体から、福祉施設から施設外就労の形で障がい者の方が農家で農作業の手伝いをする動き、福祉施設自らが農業を行ったり農業法人を併設される動き、反対に農業法人が福祉施設を立ち上げて雇用を本格化させる動きなど、多様な取組があります。

現在、市内において農福連携とされ活動しているのは何か所ございますか。具体的な活動内容を含めて聞かせてください。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市といたしましては、農福連携の活動を行っている事業所といたしまして、就労継続支援B型事業所が本年4月に1か所開設されたことは把握しております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 1か所の確認ということでございますが、私のほうでは4か所ほどの事例を把握しておるような状態でございます。

まず、1枚目の写真でございますが、これはたまたま私の近所において行われる就労継続支援B型施設で、多肉植物の生産管理を行っているものです。事務所内では、商品出荷に係る梱包作業などの軽作業をやっていただいております。

次に、2枚目の写真でございます。こちらも近所でございますが、別の事務所であります。こちらは露地野菜や施設野菜などの簡単な作業を行っている事業所だということでございます。

そして、3枚目、4枚目、こちらは私が所属しておる部会、J A トマトセンターにおいて小玉のB級品をパック詰めしていただいている風景です。この事務所では、トマトセンターに来てもらい、作業をしております。

また、もう一か所の事務所においては、トマトを福祉事務所まで運んでいき、その事務所内においてパック詰めを行っておられるということの事例を私も把握しております。

それでは、農福連携に対しての行政支援について質問をいたします。

農林水産省農村振興局の都市農村交流課における農福連携等推進ビジョンでは、持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、国土を支える力になるとされております。

ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者などの就労、社会参画支援や、犯罪、非

行をした者の立ち直り支援など様々な分野にウイングを広げ、SDGsにも通じる地域共生社会を図ることも重要とされております。

まずは、優良な各地の取組内容の情報発信、連携で、生産された商品のPR活動など認知度の向上を図る、そしてワンストップでの相談窓口の整備やマニュアル作成など、取組機会の拡大をしていくことが大事だと思います。そして、コーディネーター育成、ハローワーク等における連携強化をして、農業経営体と障がい者就労施設等のニーズをつなぐマッチングを構築していくことが大事です。また、働きやすい環境を整備するとともに、農業版ジョブコーチ等の人材育成も推進していかなければなりません。

最後に、各関係者が参加するコンソーシアムの設置、障害者優先調達推進法を進めるとともに、横方向への展開を推進し、取組の輪を拡大していくことを目標としております。この農水省のビジョンを最終的に見ますと、農と福がそれぞれ広がりを見せ、地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現を目指すものであります。

愛知県を見ますと、農福連携相談窓口を設置し、セミナーや専門人材育成研修の開催などにより理解促進や取組拡大を支援しています。2019年に、あいち農福連携推進協議会を設立し、情報の共有、施策の検討を行い、愛知県農業水産局、福祉局、労働局、農業大学校、教育委員会、愛知労働局、JA愛知中央会、県セルフセンター、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市で構成し、構成員間の連携体制を整えております。そして、各種相談へのワンストップ対応を行う窓口を設置し、そこにコーディネーターを配置し、農業経営体と就労施設等の農作業委託のマッチングを進めております。

具体的な取組として、あいち農福連携セミナーの開催、愛知県版農業ジョブコーチ養成研修の開催、就労施設向けの農業技術習得研修の開催、農福連携マルシェの開催と、福祉事業所へのアドバイザー支援を行っております。

弥富市においては、市単独でなくてもよいのですが、特筆できる支援は行われておるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 既に公募期間は終了しておりますが、令和3年度と令和4年度にて、国によります農福連携対策支援事業としまして、農山漁村振興交付金がありました。

本市といたしましては、現在のところ農福連携に対する支援等については考えておりませんが、今後、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 今回、市内の4か所の就労支援事業所を訪ねたわけでございますが、それぞれ課題を抱えておられます。育てた植物、野菜などの売り先であったり、仕事内容の負担であったり、それぞれ悩みは多いわけでございますが、それよりも就労連携のマッチン

グに力を貸していただきたい、これを弥富市に、どこの事務所でも共通な御意見でございました。

そこで、マッチング支援をする窓口の開設をお願いしたく、次の質問に移ります。

2つ目の質問でも述べたとおり、農福連携には様々なパターンがあり、代表的なものとしては、社会福祉法人などから施設外就労の形で農家に出向き作業の手伝いをする、また社会福祉法人などが自ら農作業を行ったり、農業法人を別途立ち上げ併設される手法、逆に農家や農業法人が雇用したり、就労支援施設を別途立ち上げ併設させる手法、企業が子会社を併設して就労の場を確保する手法を取ったり、病院やNPO法人などが農作業に取り組んでもらうことで身体や精神の状態をよくしていこうとする園芸療法への取組など、数多くあります。

多くの期待が寄せられる可能性が示唆されておりますが、多くの課題がございます。農業側と福祉側の出会いが少ないということでございます。農業に携わる人々は福祉に関して学ぶことはありませんし、多くの福祉サービス事業所側は農業技術を学んだことはありません。双方の経験値や価値観が違うため、これまで交流のなかった分野同士の歩み寄り簡単なものではございません。

農業と福祉、それぞれのニーズを結びつけることによってウィン・ウィンの関係にすることも可能であると思います。まず、必要なのは出会う機会でございます。お互いのニーズを理解すること、そしてお互いのできることを知ることが大切であり、その機会をつくることがマッチングであります。

愛知県並びに中央機関のどこかではマッチング対応していただける窓口があるのですが、弥富市から市外へ、例えば片道1時間も送迎にかかるマッチングでは長く連携がなし得ません。なるべく近隣で、弥富市単独でなくてもよろしいです。蟹江、飛島あたりと組んで、海部南部地域でもよろしいですから、マッチング窓口の創設はできませんか、今後の考えを聞かせてください。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市におきましては、現在までに農業者及び就労福祉施設から農福連携に関する御要望を伺ったことはございません。

また、農業者と就労福祉施設のマッチングを行える職員を配置した窓口についても、現在設置をしておりません。

議員御指摘のとおり、農福連携につきましては、農業者側と福祉側のお互いのニーズが合致しないと農福連携には結びつかないと考えております。

したがって、マッチング支援につきましては、農業事業者と福祉サービス事業者の意向を十分把握した上で、近隣市町村の動向も注視しながら考えてまいります。

なお、福祉部門におきましては、地域における障がいのある方などへの支援体制の整備に関する協議を行う組織といたしまして海部南部障害者自立支援協議会がございます。この協議会におきまして、農福連携や農業就労への手法などにつきまして話し合っていていただくよう御提案してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 先ほどの3枚目、4枚目の写真を見てもらったトマトセンターにおける農福連携でございますが、こちらに関しては弥富市社会福祉協議会とJAあいち海部とのマッチングで出来上がった支援でございます。マッチング窓口は、確かに情報量の多い社会福祉協議会とJAであります。この2つの団体に任せっきりでよろしいでしょうか。近隣市町村の動向などは気にせずに、先進的な事例として本市役所にワンストップの窓口を強く要望いたしまして、最後に市長の考える弥富市としての役割とは何と考えておるのか、聞いていこうと思います。

ここまで、国また県においての支援並びに役割を問う形になりましたが、就労支援は身近で行われなければなりません。愛知県といっても、中央の名古屋では支援の声が届きにくい、就労者を片道1時間以上もかかる農業者の下へ送迎するには無理があります。市内事業所へは市内農地へということが理にかなっております。市が取組を支援する動きが広がらなければならぬのではないのでしょうか。

全国レベルでの点としての動きを線及び面にしていくのが市町村単位であり、弥富市の役割は欠かせないものであるのではないのでしょうか。現場が農福連携に取り組むためにも、幾つもの課題をクリアしていただきたいと思います。

市長、総括してお願いをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業には、自然環境で働くことによります身体のリハビリや作物を育てる生きがいといった癒やしの効果が認められると言われております。本市におきましても、農福連携の取組が進むことで、障がいのある方や高齢者、生活困窮者の働き口を創出できればと思っております。

また、農業分野での高齢化によります後継者及び働き手不足の問題を解消できる手だての一つと期待しているところでございます。

三浦議員におかれましては、農業者代表の議員として認識をしているところでございます。ぜひ農業者の声を取りまとめていただきまして、また市といたしましては事業者の声を取りまとめ、お互いにマッチングができ、いい農福連携ができればと思っておりますもんですから、引き続き農福連携に対しまして御尽力賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 農業者代表とは思っておりませんが、地方都市では中小企業も後継者、技術者、労働者全てが不足しておる現状でございます。また、商店街が衰退し、公共交通がなくなり、買物や医療などのサービスを受けることも難しくなってくるかもしれません。こうした地域では、農業だけではなく、商業、工業にも人材不足が予測されます。

農福連携は、先ほども述べましたが、プラスアルファの広がりとして、農業だけではなく、商業、工業、さらには教育、観光、介護、医療などとの連携も期待されます。また、福祉側では、障がい者の方だけではなく、要介護認定者、生活困窮者、生活保護者の方々にも広がると思われます。

農業の範囲、農福の範囲、福祉の範囲と広がっていくことで、地域の多様な事業者が連携することで地域課題の解決にもつながり、これまでは分断されていた主体が横でつながっていき、命という問題で共生・共創社会が構築されていくものと思います。何とぞ弥富市として先進的な農福連携についての活動をお願いして、次の項目の質問に入ります。

それでは、2項目めの質問、身近な相談員である民生児童委員の活動について聞いていきたいと思います。

CMで最近よく目にしますが、身近な存在であること、学生時代のクラスに学級委員がいたように我がまちには民生委員さんがいると、相談相手として親近感を持って分かりやすく伝えていただいております。

今さら民生委員さんの役割を伝えるには、もう皆さん御存じでございますから、この場では多く語る必要はないのであります。行政との関わり、特に高齢化社会において介護関連の質問をすれば、民生委員さんへのつながり、市民の皆さんへの伝達役を担っていただいていると思われます。

また、地域福祉の担い手として、それぞれ相談に応じ、生活課題の解決に当たる活動にも取り組んでいただいております。

民生児童委員さんの管轄としては、社会福祉協議会、介護高齢課、福祉課、どこにあるんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 民生委員・児童委員は、地域住民の生活の困り事や貧困などの相談に応じ相談機関へつなぐほか、地域福祉活動、調査や実態把握、諸事業参加協力など、多岐にわたる活動を通して市の福祉行政の推進に多大なる御協力をいただいているとともに、地域福祉の増進に重要な役割を担っていただいております。

弥富市民生児童委員協議会には、主任児童委員部会、生活福祉部会、広報部会の3つの部会があり、各部会で活動をしていただいております。

また、より地区に根差した地域福祉活動を目指して、市内を北地区、南地区、東地区に分けて活動する地区民生児童委員協議会がございます。

民生委員、児童委員の所管につきましては、令和２年度の機構改革により介護高齢課から福祉課へ移っておりまして、現在は福祉課が所管をしております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） 現在は福祉課が所管ということでございましたが、どうしても独り住まいの高齢者の方々への支援活動は、私たちの目には一番思い浮かぶ形で、てっきり介護高齢課が所管しているものだと思いますけれども、今回、一般質問に対しまして多くの民生児童委員さんとお話をさせていただいた中で、役割が本当に多岐にわたると多くの委員さんたちのお話でいろいろ分かってきたことでもございました。

近年の地域住民が抱える課題は、経済的な困窮者や介護などの要援助高齢者、子供への虐待、ひきこもり、ホームレス、孤立死、認知症介護、子どもの貧困など多様になってきており、それらに対応するための代弁者になっておられるのかもしれない。

それでは、次の質問です。

地域の市民の方々への訪問、相談活動やサロン活動、委員同士の情報共有や事例検討の場である定例会、関係機関との情報共有や連絡・調整など、あらゆる活動を顔を合わせて行うことを大事にしてこられたということでございますが、コロナ禍において、これまでと同様に活動するのは難しくなっているのだと思います。

しかしながら、身近な相談相手である活動の重要性が変わるものではありません。地域における生活の形が変わっても、活動内容や方法について考えられていると思います。新型コロナウイルス感染拡大の前後での活動実態、活動環境の違いを具体的に教えてください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 毎月開催している定例会をはじめ、独り暮らし高齢者を対象に開催しておりましたふれあい昼食会や子育て支援センター、高齢者施設、障がい者施設のボランティア活動、心配事相談、視察研修など、あらゆる活動がコロナ禍の影響のため開催の中止、または延期を余儀なくされました。緊急事態宣言中は、民生児童委員協議会定例会を開催することができず、理事会のみを開催し、連絡事項は理事から各地区民生児童委員へ伝達することといたしました。

見守り活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面方式を行うことができず、電話やインターホン越しに非対面方式により見守りを行っていただきました。

独り暮らし高齢者対象のふれあい昼食会が中止になったことにより見守り活動ができなくなることと、コロナ禍による外出制限、生活様式の変化によって起こる身体機能の低下を防止することを目的といたしまして、川柳の募集案内、作品の受渡し、受取り訪問により見守

りを一昨年より開催いたしました。今年も皆さんの作品を5月に本庁舎1階市民プラザで展示させていただきましたこと、クローバーTVや新聞などの報道がされておったところでございます。

また、昨年度におきましては、新たな手法により見守り活動を開始されました。

このように、コロナ禍においても工夫を凝らし、可能な限りの活動を行っていただいているところでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 庁舎1階の川柳の展示、こちらのほうは私も承知をしておるところでございますが、川柳の受取り訪問で行われていたというのは、ただいま初めて知ったわけでございますが、コロナ禍における工夫ではあるかと思います。

しかしながら、ふれあい昼食会の中止は非常に委員の皆さん残念がっておられまして、今後の再開を含めて、大勢の方々が一堂に会食をすることが普通にできるようになればと願っておる次第でございます。

次に、これからの活動継続のための諸課題について質問をいたします。

現在、全国的には、課題解決の困難さや住民理解のなさ、行政や専門職との連携不足が影響しております。民生委員さんの役割を誤解している方も多く、一般の方々の福祉への認知度、ヒューマンサービスに関わる市職員や専門職、そして私たち議員にも、民生委員の役割について正しい知識と連携協力の在り方などについて学んでもらわなければなりません。

多様で複雑な課題解決に向け、民生委員さんが安心して活動でき、その力を日常的に発揮し、力が生かされるような基盤づくりを構築して、精神的な負担軽減や研修の充実、今以上に行政が協力していかなければならないと思いますが、この辺に関してどう考えておられますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 各地区民生児童委員協議会では、地区での様々な委員活動に関する課題や問題解決に向けた協議がいつでもできるように、弥富ケアマネ会、ささえあいセンター、市社会福祉協議会、市福祉課職員が定例会に参加し情報交換を行っているほか、地域包括支援センターとも連携を取っております。

また、定例会では各種研修会を同時開催しており、福祉に関することや本市の制度など、多種多様の勉強を講師を招いて行い、委員の資質の向上と知識習得に努めていただいております。

本市といたしましては、委員とのコミュニケーションを大切にし、一緒に対応について考えております。今後も委員の皆様と意思疎通を図りながら、課題の解決に向けた支援をしていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 民生委員さんが対応して支援する活動、これは時代とともに変化しているのも事実でございます。負担が心にも体にも増大し、3年ごとの改選でございますが、そのうち成り手不足が生じてきている地域も出てくるのではないかと心配をしておるところでございます。

今後は活動の理解と協力をして応援する市民の皆様への周知が必要であり、自治会、NPOなどの様々な団体が細かな地域で連携していくことが力をつけていくことなのではないでしょうか。

弥富市における民生児童委員協議会の財政基盤、事務局機能の今以上の確立ということになれば、これは国・県の基盤の充実となるわけであります。この場での要望では不十分であります。弥富市として、今後、近隣市町村と連携をして、国・県へ強い陳情をしていただくこともお願いをしておきます。

最後に、市長と民生児童委員とのつながりについて聞きます。

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、議会の同意案件ではないと理解をしております。また、各地元自治会からの推薦時にも、あまり私たち議員が関わってはいないと思います。しかしながら、行政、特に市長は密接な関係を築いておられると思います。

ここまで質問をしてきた一連の民生委員さんへの質問に対して市長の思いを聞かせていただくとともに、民生児童委員さん、3年任期の最終年でございます。現委員さんの方々は11月いっぱい任期であります。再任の方もおられると思いますが、12月からは新しい体制になるそうです。これからも続けて民生委員さんの方々と共に、地域社会の福祉全般に関する相談、援助活動をしていってほしいのですが、市長の考えを聞かせてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 民生委員・児童委員の活動におきましては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が求められ、新しい生活様式の中において、先ほど担当の答弁にありましたが、委員皆さんが工夫を凝らし、新たな活動スタイルを模索しながら住民に寄り添う活動に取り組んでいただき、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

本市が取り組んでいる地域共生社会の実現を推進していくため、地域の住民を見守り支える機能がさらに重要になっており、住民にとって身近な存在で行政とのかけ橋である民生児童委員に寄せられる期待は一層大きくなってきております。

委員皆様とは、定例会全体会に出席をさせていただいておりますほか、会長と情報交換を行っておりますが、本市といたしましては、今後も委員皆様との関係、連携を強化してまいります。

委員の皆様には、引き続き住民の立場に立った活動、支援に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 昨今、市長と民生委員さんの方々の交流が非常に少ないんじゃないかという声も聞いております。より一層の会合の出席、定例会など全体会というのは、前に比べて少なくなったというようなことも聞いておるわけですが、地区協議会、こちらにも顔を出していただき、地域間でいろいろ諸問題が違うかと思えます。理解していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、1. 子供たちの心のケアと題しましてスクールカウンセラーの常勤配置について、2. 少子化に対抗するためにと題しまして対策を質問していきたいと思っています。

まず1つ目、子供たちの心のケアについてです。

私はこの質問に対して強い思いを持っております。スクールカウンセラーを常勤配置するまで続けていこうというふうな覚悟をしておりますので、よろしくお願いいたします。

昨年、中学校で起きてしまった事件について、少年審判も終了いたしました。要因等も分かりつつあると思いますけれども、改めて今回の事件のきっかけとなった要因、市はどのように分析しておりますか、お答えください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 今回の事件解明等につきましては、捜査機関、司法機関に委ねられ、3月には家庭裁判所にて審判が出ており、事件の概要、動機などについて触れられています。

当事者に事実確認等をすることができない中で大切なことは、事件の引き金となった要因より、この事件を防ぐことはできなかったか、周りで子供の心の変化に気づけなかったかなどと考えております。

第三者委員会において、事件前後の教育委員会や学校の対応の検証や、二度とこのような

ことが起きないように再発防止を中心に協議がなされているところでございますので、現時点ではお答えすることは控えさせていただきたいと存じます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 本来は要因を知ることこそが再発防止につながるというふうに思っています。第三者委員会を待ちたいということでありますので、ではその第三者委員会ではどうかということを尋ねます。

今、第三者委員会が何度か開かれていると思いますが、現状どのような分析を行って、どのような対策を話し合われているのか、今後の見通し等も含め御回答ください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 第三者委員会は、昨年12月27日に第1回を開催し、先月、5月19日にまでに5回開催されました。これまでに関係資料の読み込み、教員等関係者からのヒアリング等を行い、それらを受け、委員の間で意見を交換し、内容について議論を深めていただいております。

今後につきましては、これまでどおり委員会の経過についてはお伝えさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 既に5回開かれていると。まだ話し合われている途中ということで、詳細な中身ということはなかなか触れられないというところでございます。

今後も開いていくというところでございますので、まだまだ今後も続いていこうというところだと思います。

その中で再発防止と聞いても、なかなか今現状、難しいかもしれませんが、ただ、今現状として、再発防止策として市はどのように行うことを考えているか、お答えください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 第三者委員会において、事件前後の教育委員会、学校の対応の検証と再発防止を検討いただいているところでございますが、学校内での事件を受け、これまで以上に命の大切さについて、授業のみならず生活の場面でも伝えていかなければならないと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 命の大切さを伝えていくということは、もちろん大切なことだと思います。もう一方で、ぜひ考えていただきたいのが、人との関わり方、自分と違う人への理解というのを加えていただきたいというふうに思っています。

現在、今回の事件の中では、自閉スペクトラムという症状が顕著に表れているというような報告がありました。この症状自体が悪いわけではありません。今現在、世界中に換算しま

すと20人から30人に1人、要するにクラスに1人はおってもおかしくないというような状況になっています。

こうした中で、人との付き合い方がうまくいかないと、どんどん孤独になっていく、そうした背景があるというところだと思います。ほかにも精神的な心の病気としては、鬱など誰にでもあるかだと思います。障がいということだけでなく、何らかの心の傷や悩みを抱えている人は、本当に今、数え切れないくらい身近に潜んでいると。いつ誰がなってもおかしくないというような状況だと思います。

そうした中で、今、学校環境としては、こうした心の悩み、精神的にも病んでしまう人というのが増えているというふうに推察しますけれども、現状、確認させていただきたいと思いますが、今現在、学校における特別支援教室、支援学級や不登校、アクティブ等の人数は、10年前、20年前と比較してどのような傾向にあるのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 御質問では、特別支援学級、不登校者数について、10年前、20年前との比較とのことですが、確認することができないものがありましたので、特別支援学級については10年前、そして不登校者数については8年前の比較で回答をさせていただきます。

初めに、特別支援学級の推移について、平成23年度特別支援学級のクラス数と在籍数は、小学校15クラス36人、中学校6クラス22人、合計21クラス58人でした。令和3年度、特別支援学級のクラスと在籍数は、小学校34クラス83人、中学校10クラス24人、合計44クラス107人でございます。現在は、一人一人の教育ニーズを個別の指導計画や個別の教育支援計画に反映させ、児童・生徒、保護者、教員、関係機関の連携の下、特別支援教育を進めるようになっており、本人に合った学びの場として特別支援学級を希望する保護者も多くなっております。

次に、不登校者数の推移について、平成25年度は小学校5人、中学校45人、合計50人でした。令和3年度は、小学校55人、中学校57人、合計112人でした。特徴として、小学校の不登校が増加しております。コロナ禍において他人との関わりが希薄になったり、マスク生活の中で相手の表情が感じ取れないといったことから対人関係における不安や、風邪の症状があると欠席させることが続いたことから登校渋りにつながるケースも見られます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 特別支援学級においては、小学校では倍化していると。中学校でも微増という状況になっています。また、不登校者数については、小学校は11倍という大きな伸びがあるかなと。中学校でも増えているというところでございます。逆に小学校で増えていて、中学校で改善されるというケースは少ないと思いますので、これからもどんどんこうした状況が増え続けていくのだろうというふうに思います。

そこで大事なのは、今後こうした状況に合わせて対応する学校環境が望まれているのだと思います。現在の教育環境の中では、小さい頃から競争を強いられ、多くのストレスの中で生活しております。あるいは、添加物や晩婚化の中でも、先天的にも原因不明の障がいなどもございます。そうした中で、心の不安を打ち明けたりできない、相手の行動が理解できないなど、人との付き合い方がうまくいかない人たちが増えてきています。

そんな中で、やはり誰一人取り残されない学校環境をつくるための方策が必要となっておりますが、そのような検討はされているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 学校内で養護教諭やスクールカウンセラーを中心に教師と児童・生徒との信頼関係を築き、相談のしやすい環境づくりに努めております。

また、心の教育の充実を図るため、多様な価値観を認め合う中で自分のよさを発揮し、安心感を得られるような居場所づくり、児童・生徒の自主性を尊重し、目標に向かって互いに励まし合いながら成長できる集団の育成を目指した絆づくり、そして考え、議論する道徳教育を実践してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、多様な価値観を認め合うというところと居場所づくり、この2つのキーワード、本当に大事な部分だというふうに思っています。

関わり方を今後スムーズにしていくためにも、専門的なカウンセラーを配置して、カウンセリングだけではなくアドバイスやレクチャーを先生にも、生徒一人一人、あるいは保護者にも全体的に行っていく必要があるかと思っています。障がい云々に関わらず、様々な人が今いらっしゃいます。そうした中でやはり多様な価値観を認め合う、そのことを事業として取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っています。

また、障がいについては、知らないから怖い、何を考えているか分からないから怖いといった部分があるかと思います。しかし、今そうではなくて、そうした社会背景を考えることが苦手である、言葉の裏にある感情を捉えることが苦手なんだ、そういうことを知ることによって、それを補い合って助け合う気持ちが生まれるものだと思います。だからこそ、先生にも、生徒にも、そして保護者にも、地域の皆さんにも、みんながこうしたことを知ることによって支え合える、そんな環境をつくっていく必要があるかと思っています。そのためにも、専門職の配置が必要不可欠だと思います。

また、もう一方では、今現在、教員の配置もぎりぎりで行っております。そのために一人一人の児童・生徒の心の状態にまでなかなか目を行き届かせることができない、そんな状況に、環境にあります。そのためにも少人数学級の実現を早期に実現していく必要があると思いますが、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 令和3年3月31日、改正義務教育標準法が成立いたしました。これは、小学校の学級編制の標準を5年かけて40人から35人に引き下げるものです。現在国では小学校3年生までを35人学級とし、1年ごとに1学年ずつ拡大することとしております。

愛知県では国に先駆け1年前倒しで少人数学級を進めており、現在、4年生まで実現しております。また、中学1年生も35人学級で運営されております。

子供たちのよりよい教育環境の実現のため、毎年、全国市長会等から国へは要望しており、今後も機会を捉え要望を続けてまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ぜひ要望を続けていただきたいと思います。とっております。

少しずつ今改善はしております。しかしながら、まだ35人という枠でございます。世界の水準から見ますと、世界は20人学級、このような状況が当たり前というところに来ています。日本は、そういった意味ではかなり遅れておりますので、世界水準をぜひ目指していただきたいというふうには思っています。

また、今回のケースのように心の状態を専門的な分野から把握し、対応の仕方や接し方なども含めてアドバイスなどを行えるスクールカウンセラーを常勤配置する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーの配置につきましては、本年度、増額予算の議決をいただき、相談回数を充実させております。中学校は週1回、小学校においても児童数300人以上の学校は年間30回、その他の学校においても年21回の相談ができる環境が整いました。

現在、学校、保護者の要望に応えながら、必要に応じ順次配置を増やすよう検討しております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 確かに4月の予算ではスクールカウンセラー増設の予算がついていました。しかし、中学校には1時間も増えず、小学校が増えるということになります。小学校も月1回ぐらいだったものが、隔週程度に増員するということでございます。

しかしながら、従来ながらのカウンセリング、その時間を今予約制で待つという姿勢では、なかなか相談件数はありませんし、そんなところに相談に行くということも、なかなかケースとして少ないというふうに思います。積極的にカウンセラーの役割自体を、認識自体を改めていく必要があるかと思っています。

そこで、よい例になっておりますのはやはり名古屋市。この名古屋市は、スクールカウ

セラーを毎日今、常勤配置で行っております。それは朝の登校時から始まっておりまして、校門の前で挨拶をしながら日々の生徒の心の変化を機敏に察知する。ここで既に仕事が始まっているんですね。そして、今日ちょっとこの子の様子がおかしいと思ったら、そこで声を積極的に自分から、カウンセラー自体が声をかけに行くということになります。

それは毎日いるからこそできることであり、週に数回しか来ない、そんなことであればできないというふうに思っています。生徒からしても、日頃の信頼関係がない中で、いきなり悩んでいたら来てくださいよと言われたって、なかなか来られないと思います。スクールカウンセラーを常勤配置しなければ効果は薄いと。昨年のような事件のようなものも防げないんじゃないかというふうには思っております。

最低でも中学校にはスクールカウンセラーを常勤配置する。それが弥富のスタンダードだということで引き上げていただきたい。そして、そこから全国のスタンダードになるような対応が必要だと思っています。

実は私自身も大学では心理学科を専攻しておりまして、一時的にはスクールカウンセラーに正直なりたかったというところがありました。しかしながら、スクールカウンセラーになれなかった理由は常勤配置じゃない、要は正規職員ではないんですね。今現状でも臨時職員、パート等の時間数の細切れな状態が多いかと思います。名古屋市はちょっと別としても。そういう方々が多い中で、なかなかその職を目指そうというところが失われている。

そういう意味ではスクールカウンセラーの質を上げる、社会的な義務を上げる、認知を上げる、それを目指していきたいという人を増やさなければ、質の向上もならないと思っています。

こうしたことも含めて、スクールカウンセラーを常勤配置するのが当たり前だという社会に、この弥富市の英断の中、頑張っていたきたいというふうに思っています。ぜひ市長の英断で、一刻も早くスクールカウンセラーを常勤配置してほしいと思っておりますが、市長の考えはどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供たち、保護者、教員の心の負担を減らすための心の声を聞くこと、この事業の必要性を強く認識をしております。今年度は、本市といたしましては、スクールカウンセラーによる心の支援のみならず、スクールソーシャルワーカーによる生活環境への支援を加え、多面的に子供たちや家庭を支援していくよう事業を進めているところでございます。

現在、カウンセリングのみならず、クラスの観察や保護者、教員に対し、特性のある児童・生徒への指導法や対応の仕方に関するアドバイスを強化し、これまで以上に児童・生徒等の心に寄り添うよう進めていくため、今議会最終日に関係補正予算を上程できるよう準備

を進めているところでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 本会議の最終日に関係補正予算の上程というところで、中学校全てに常勤配置するという理解でよかったでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今議会最終日ということでございまして、全てではございませんが、徐々にでございます。御理解賜りたいと思います。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 徐々にでも改善していくという思いがありました。

先ほどの回答の中で、本当に大事だなと、本当によかったと思っている部分があります。従来の待つだけのカウンセリングだけにとどまらないと。カウンセリングのみならずという部分ですよね。ここで、これは本当に大きな一歩だと思いますし、ここは一番肝腎な大切な部分だと思っています。そして、それでアドバイスもしていくと。生徒・児童等にアドバイス。私としては、例えば道德の時間等を使って、心の病気等を抱える、そういった人との関わり方をどうするのかというような授業も持っていただきたいというふうに思っていますが、それは今後の課題で各学校等が考えていただければと思っておりますけれども、そうしたその1歩を、2歩、3歩と進めていただいて、全中学校には常勤配置していただきたいと。そして、それを各学区の小学校の拠点として考えて、弥富市における全ての学校環境を全体的に引き上げることを目標にさせていただきたいと、それで頑張りたいというふうに思っています。そのことを強く望みまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目、少子化対策についてでございます。

弥富市でも、目に見えて今、子供の人口が減少しております。まずは現状の確認といたしまして、弥富市の現状はどのような傾向にあるのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市の人口ビジョンの検証では、人口は平成22年から減少局面に入ってきており、平成27年国勢調査4万3,269人、令和2年国勢調査結果によりますと4万3,025人となり、人口減少傾向となっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 人口は減少という、かなり5年前と比べて4,000人以上が減っているという状況になっております。

具体的に、年少人口の推移はこの5年間でどのように変わっているのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 15歳未満人口は、令和3年1月1日現在で5,504人、令和4年1

月 1 日現在で5,387人と、1年間で117人の減となっており、出生数で見えますと令和2年は339人、令和3年は324人と15人の減となっております。

平成29年1月1日時点では5,922人でしたので、5年間で535人の減となります。この5年間の平均を取りますと、毎年約1.8%減少しております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ちょっと恐ろしい数字が出ておりますけれども、5年間で532人の年少人口が減っているというところでございます。

では、この子供の人口減少の原因は何なのか。全国的な少子化の原因分析と弥富市の子供の人口流出、その原因と分けてお答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 内閣府によりますと、少子化の背景には、核家族化の進展など家族を取り巻く環境の多様化や、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っているとされております。

本市におきましては、出生数の減少が年少人口減少に及ぼす影響は小さいものの、市外転出に伴う減少が大きな要因となっております。第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、子育て世帯の転出を抑えることが人口減少克服の一つであると分析しております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 全体的には結婚できない、しないという家庭も多くなっているところと、子供の出生数、最近の調査では出生数1.3というところが出ておりましたけれども、そうした状況の中で減っていると。

弥富市においては、その影響は少ないに対して、転出が多くなっているというところだと思います。この転出を防いでいかなければならないというふうに思っておりますが、今後どのように子供の人口を増やしていこうと考えているのか、あるいはこの転出を阻止していこうと考えているのか、またその目標値はいつなのか、いつまでにその目標を達成していくのか、併せてお答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げておりますが、結婚を希望する若者の希望をかなえ、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦が理想とする子供数を実現できるよう、充実した子育て環境を生かし、これまで実施してきた子育て関連施策をさらに充実させ、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

当該計画の終期であります令和5年度を目指し取り組んでまいります。新型コロナウイルス

ルス感染症拡大の影響による出生数の落ち込みも懸念されていますことから、次期計画においても引き続き取り組んでいくことが必要であると考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 具体的な数値的な目標はないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 数値的な目標はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 数値的な目標はないというところでございますけれども、結婚の希望をかなえる、充実した子育て環境を整えるというところはやっていただかなきゃいけないんですけれども、ただ、言っているだけで具体的に実行していかなければ、どんどん減り続けていくと思います。

全国的には晩婚化が進み、少子化が大きな課題となっています。しかし、それに対して仕方がないと手を尽くさずに諦めていては何も解決しないどころか、子供の人口がどんどん減っていきますので、そうしていけば社会全体で支え手がいなくなり、その国は減んでしまいます。市町村も同様かと思っています。

最近の調査では、先ほどの出生率は1.3というところですが、結婚自体も約50%しか結婚していないというところがあります。そんな中で、やはり子は宝、まさにそのような意味合いが強くなっているかなというふうに感じております。

保育の無償化が始まる前までは、弥富市の子供の人口は今のように急激に減らずに、少子化の時代においても現状維持か、あるいは微減にとどまっておりました。しかし、全国的に保育無償化となりまして、安い保育料という弥富市の魅力が薄れてしまった中で、防災上の不安も重なって急激に子供の人口が顕著に減り始めました。

近隣市町村では、既にそれに対応するため、様々な魅力づくりを始めておりますが、弥富市は現状、その姿が見えません。18歳までの医療費無償化は確かに今年度より始まりましたが、既に近隣市町村も行っており、子供を持つ世帯が弥富市を選んで住むという魅力にはなっておりません。逆に言えば、この医療費無償化を決断していなければ、さらに人口減少が加速していた、転出がさらに加速していたという側面はあるかもしれません。しかしながら、近隣市町村では、それ以上の魅力をどんどん打ち出している中で、弥富市は取り残されているのが現状ではないでしょうか。

津島市では、今回の物価高騰に対して、保育所、小・中学校の給食費の9月から今年度中、今年度末まで半年間無料にするという報道がありました。対して弥富市はどうでしょうか。

1食50円と、しかも値下げではなく高騰分を抑えるだけで、保護者の負担は変わりません。

愛西市ではどうか。愛西市では、物価高騰よりも前に、保育給食費に対して月々3,500円の

補助を入れており、保護者の負担減のために、おむつの園内処分を行っております。対して弥富市は行っておりません。学校給食費も継続して補助を入れていますが、弥富市は保育所、学校ともに給食費の補助はなく、おむつの園内処分も行わず、土曜日の午後の保育もないと。ましてや公園も少なく、桜学区には児童館すらないと、そんな状況でございます。

3歳未満時の保育料も、今現在では愛西市のほうが安くなっています。この辺りで家を探して住もうと思ったときに比較検討したらどっちを選ぶか、これは明々白々だというような状況でございます。具体的な施策ばかりでなく、その姿勢が問われているというふうに思っています。

今、国からも物価高騰対策として給食費を抑える予算が下りるところでございますけれども、弥富市もそれプラスアルファ、保育所も含めて引下げを拡充する考えはないんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の公立保育所につきましては、給食の質を維持しながら、保護者が負担する給食費の値上げを防ぐため、食材費高騰に伴う増額分は一般会計の賄材料費で対応し、保護者に御負担いただく給食費は据え置く考えでございます。

また、私立の認定こども園等につきましては、県が計画している給食費等支援事業に合わせ、市としましても物価高騰影響分の負担を支援していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 物価高騰分を担保するということで、質は落とさないという部分においては、それはそれでいいことだというふうには思っておりますが、今、物価高騰というのを、給食費を取り上げましたけれども、給食のみならず全世帯的に負担が大きくなっているというところがございます。そして、質を落とさないものの値段が変わらなければ、その負担が変わらなければ、それは対策とは言えないんじゃないかと思います。

というのは、今、物価高騰で、学校とかに限らず食費等が高騰する中で負担が重くなっていると。そうした負担を軽減することにおいて、御家庭の負担を軽くしていく必要があるんじゃないかと。市としては、そういった形で踏み込んでいただきたいというふうに思っているわけでございます。

今、物価高騰の話ですけれども、もともとは子育て支援ということで考えておりますので、今回その部分については委員会でもっと詰めていきたいと思っておりますので、その部分はずいぶん物価高騰を抑えるという形で今後考えていただきたいというふうに思っています。

話を元に戻しますと、今、子育て支援ということで、子供の人口減少を減らすために、転出を減らすために、やはり魅力づくりが必要になってくると思います。そうした中で保育料も3歳児以上は無料になりました。しかしながら、3歳未満児はどうかというと、かなり

の高額負担がございます。

こうした中で産み控える人、実際うちもそうですけれども、産みたくても次のお金がかかると考えるとなかなか産みづらいと、そんな状況が出生率を下げているものだというふうに思っています。だからこそ、これも引き下げていく必要があると思いますが、この3歳未満児の保育料を引き下げる考えはないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育の安定的かつ継続的な維持及び公的負担と利用者負担の適正化を図るため、平成30年4月に保育料全体を改定し、令和元年10月以降、3歳児以上の保育料無償化後も保育料の改定は行っておりません。その額は依然として県内自治体の平均より低いレベルとなっておりますので、今のところ保育料の引下げは考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 確かに県平均よりは低い水準であります。ただ、近隣市町村と比べたら、こっちのほうが少し高くなっておりますので、その部分も見込みながら、ただ毎月かなりの負担が出費します。保育に預けるといところは、共働きで働いてみえる家庭が大半だというふうに思っています。逆に言えば、共働きをしなければ家庭が維持できないという状況に迫られているわけです。という中で大きな負担があると、次の子供を産みたくても産めないと、そういったところになってきますので、ぜひそういった側面も引き上げていただきたい。地方自治体だけに負担を押しつけると、それはかなりつらいものがあると思いますけれども、国全体、県も含めてやっていくべきだという気持ちはありますけれども、ぜひ弥富市も、そうした視点に立って今後の改善を行っていただきたいし、また国や県に対してもしっかりと要望活動を行っていただきたいというふうに思っています。

もう一方では、子供を産み育てやすくするための問題といたしましては、育休退所の問題も大きいものがあります。育休退所というのは、新しくまた2人目が生まれたときに保育園を退所させるという状況で、家で2人面倒見る、あるいはないしそれ以上の人数の面倒を見るという状況になります。

今、子育ては本当に大変な、それは昔から大変だと思いますけれども、現在の家庭においても本当に苛酷なものがございます。そうした中で、生まれたばかりの子供を抱えて、一番やんちゃな時期を迎える小さいときに、そういったお子さんが見えるとなると過重な重圧がかかってくるわけですが、そこをやはり解消していく必要は私はあるかというふうに捉えております。子供を産み育てやすくするためにも、ぜひこの育休退所の問題に対しても解消していただきたいと思いますが、解消する考えはありますでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 育休退所の解消につきましては、これまでも議会で御答弁させていただいておりますが、必要な保育士が確保できないため対応が難しい状況となっております。

また、昨年9月に県が行ったアンケート結果によりますと、条件に違いはあるものの、8割近くが原則育休退所をお願いしている状況であります。

育休退所の解消につきましては、該当する保護者からも御要望を受けておりますが、年度途中で育休が明け、職場復帰をしなければならない保護者の保育の必要がある児童を受け入れられないこととなりますので、現在の方針を変更する場合は慎重に進めなければならないと考えております。

したがいまして、保育士が確保できましたら、退所基準である3歳未満児の見直しをはじめ、希望に応じた継続利用について前向きに考えてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 保育士が足りないがために、なかなかやりたくてもやれないというところがございます。逆に言えば、保育士を早急に確保しながら、この問題解消に当たっていただきたいというふうに思います。

そして、これは余談ですが、育休退所を明けた保護者の方が、以前と同じ保育所に預けようと、復帰したいというふうに願っても、それがかなわず違う保育所に移ることもあります。そして、3歳以上児は育休退所にはなりませんので、上の子が保育所にいると、違う保育所になると、ばらばらの保育所になるわけですよ。そうすると兄弟で違う保育所に送り届けなきゃいけないとなりますと、これもまた大きな負担となりますので、その分もぜひ御配慮いただきたいと。配慮した結果、どうしても保育士が不足して、このようなケースにつながったんだというふうに思っていますけれども、ぜひそういった部分をしっかりと見ていただきたいなというふうには思っています。

さて、今まで市の子育て施策を問いてきたわけですが、全体的にはやはり晩婚化の問題が少子化を大きく招いているものだというふうに思います。この全国的な晩婚化の問題がどこにあるんでしょうかというところがございます。

私は、大学の学費が高過ぎることが大きな要因だと考えています。4年間で500万円から600万円かかります。理系や医大などですれば、それ以上にかかると思いますが、我が党、日本共産党といたしましては、公的に大学の学費をまず半額に公約として掲げさせていただいております。世界に類のない入学金システムを廃止するよう提案しております。

また、給付付奨学金も、もっともっとたくさんの人が受けられるような拡充を提案しておりますけれども、そうした中でやはり大学の学費という部分に関して、もっと焦点を当てなければならないかなというふうに思っています。

例えば、大学の学費が4年間で500万、600万すると。それを今、なかなか親の世代で負担できない状況が続いております。そうすると何が起こるか。奨学金で借りることになります。この奨学金を借りる人が社会に出るときに、既に500万、600万の借金があるわけです。そうした男女2人が結婚しようとする、2人合わせて1,000万以上の借金を抱えた状態で結婚や出産に踏み切らなければならない。そうしますと、容易な決断ではないですね。そこが晩婚化の要因になっているものじゃないでしょうか。

もちろん、この学費の問題については、国の予算等で対応すべきものだと思いますが、その中でも頑張っている自治体もあります。例えばお隣の飛島村では、大学生に対して1年間に30万円もの給付を行っております。4年にしますと120万円ということになります。もちろん、財政豊かな飛島村と同様に弥富市も支援を行えとは言いませんけれども、そうやって独自に工夫を行っている自治体があるというところでございます。

それも含めて、市長は大学の学費に対してどのような認識を持っているのか、また弥富市独自で支援する考えはあるのかどうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大学等は学問や研究をするところであり、高校までのように学習をするだけでなく、ある課題に対して考える力や、自分のいる環境や社会に対してどのように考え、実現するのにはどうしたらよいのかを自ら考える機関であり、学費は授業料や施設管理費による、その対価であると考えます。

学費は、それぞれの大学の特色による差や少子化の影響、また施設管理に係る経費が増え、上昇傾向であると認識をしております。現時点で独自支援は考えておりませんが、文部科学省において打ち出された学生支援策や授業料減免、延納などがございます。

また、厚生労働省におきましても、アルバイト先から休業をさせられたが、アルバイト先から休業手当の支払いを受けることができなかった給付を受けられる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金という制度がございますので、御利用いただけたらと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市長、その考えはちょっと改めていただきたい部分があるわけですが、大学は今、行かなければ、就職するときにも就職先の選択ができないというような報道も最近あったわけですよ。そうした中で、自分が行きたいから行く、もちろんそうなんですけれども、ただ、今、現状就職しようと思うと、大学卒がスタンダードみたいな形になっているわけですよ。そうした社会背景がある中で、大学にこうした年間100万円を超えるような学費がかかっていくわけですよ。そうすると、金銭の差によって教育に差ができる、就職に差ができる、こういう状態になるわけですよ。これはあつてはならないと私は思うわ

けでございます。

世界の水準から照らし合わせて言えば、ヨーロッパ諸国では年間2万円とか、そのレベルの学費です。それだけ教育に力を入れ、予算を使って対応しているわけですよ。そうした中で日本だけが先進国の中でも突出して高い、そんな状況になっています。アメリカですら、州立、公立の大学では約50万円程度です。もちろん、私立で特別なところに行けば、それ以上、物すごい高いところもありますけれども、州立で考えると平均50万円というような状況で、日本より半分ぐらいの学費で済んでいるわけです。日本だけがそうした突出して高い状態になっております。しかもそれが、今、当たり前みたいな格好で、企業採用、就職を選ぶ際には、そういった大学卒が当たり前のようになっているものですから、皆さん大学に行かれる、選択される方が多くなっているという状態になっておりますので、そういう中でやむを得ず奨学金を借りて行くしかない。その奨学金を借りたはいいけれども、やはり返していかなければならないものですから、その負担が大きくなって、結婚を考えても結婚できない、子供をつくりたいと考えても、それができないというような現状になってきていますので、それに対して考え方を改めていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

最後に、市長に少子化に対しての認識と、それを解消し、結婚して子供を産み育てやすい弥富市をつくっていくための考えを市長の言葉で見解をお答えいただきたいというふうに思っています。また、何か独自で考えている具体的な政策等ありましたら、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の人口は転出者を転入者を上回る社会増であるものの、結婚・出産を契機に定住場所を決定する人の転出が多い傾向にあると見受けられ、また死亡数が出生数を上回る自然減となっております。

人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の減少につながり、経済規模を縮小させます。それが社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こします。

また、急速な少子高齢化が年金、医療、介護等の社会保障に係る将来の財政負担を増大させ、家計や企業の経済活動に大きな影響を与えるとともに、地域産業の担い手不足が懸念されます。

本市といたしましては、少子化対策として出会いの場を創出し、出会いの輪を広げ結婚につながるよう、社会福祉協議会など関係団体との連携による結婚相談や婚活イベントを行い、婚活を応援し、若い世帯の経済的不安の軽減のために支援をさせていただく結婚新生活支援補助金制度や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した出生祝い金の5万円の給付、高校生までの医療費無償化、公立保育所の民営化による保育サービスの選択肢の多様化などを行っております。

また、駅周辺の一体的まちづくりを目指し、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事

業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業や弥富駅中央駅前広場及び周辺整備の検討を進め、さらに弥富駅から徒歩圏内にある車新田地区の開発を推進しております。

このような取組を通じ、誰もが便利で快適に暮らせるまちの実現と、引き続き若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現させ、魅力ある地域の維持・形成、地域資源を生かしていくことで、人口減少の克服と地域活力の向上を図り、選ばれるまちを目指してまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 確かに出会いを創出する社会福祉協議会の婚活事業、いいことだと思っております。ただ、コロナ禍でなかなかできにくいという部分はあるかと思います。また、出産お祝い金等も、弥富市独自で対応されているというところかと思います。そういった部分は確かにいいですけども、ただほかにももっともっと、もう一声、二声しないと、子育てで支援をしていかないと、子供の人口流出が防げないという側面があります。

また、最後に駅周辺等を言われましたけれども、今、若い世代の方、なかなか駅、もちろん名古屋に仕事に通うというところがありますと、それは駅も使いますけど、基本的には車社会ですので、大きく車を使って移動されることが多いかと思っています。

そうした中で駅周辺を整備するからといって、そういう若い世代が呼び込めるかという、私はそうではないというふうに思っておりますので、やはりここは子育て世代、こうした若い世代を呼び込むためにどうしていくかというところを真剣に考えて今後検討していただきたいと思っています。

駅にかかる予算があれば、ほかにもやれることはたくさんあるかというふうに思っておりますので、ぜひ踏み込んだ形で今後の子育て支援を考えていただきたいと思います。また私からも提案させていただきたいと思っておりますので、今回の質問としては終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後3時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。

通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

2年ぶりの一般質問で、ここの議場も初めてなので、少し緊張していますが、よろしくお

願いたします。

1 問目は市の観光事業の今後についてと、2 問目に避難行動要支援者に関わる災害対応について質問したいと思います。

まず、市観光事業についてどのように進めていくのか、市の考えを確認していきたいと思っています。

今年から図書館棟に歴史民俗資料館の移転、それに伴い観光課も独立し、図書館棟に移りました。やはり市として弥富の観光をもっともっと発展させていくという意気込みを感じます。

観光というと、弥富市には金魚だけと思われる方も多いかもしれませんが、これは企画の仕方次第で盛り上げることもできるのではないかと考えます。

ここ3年になりますが、今まで開催していた春まつり、芝桜まつり、藤まつりは、コロナ感染拡大防止のため中止になりました。来年は開催できるのだろうか、市民の方はじめ、関係者も思うところです。イベントをやらないという判断も難しいのですが、このコロナ禍でどんな形でならイベントができるのかを考えるのも難しいところだと思います。

そんな中で、今年初めて桜の花のライトアップが開催されました。市長のフェイスブックにも写真がアップされ、新聞でも紹介されました。私もその幻想的な写真に、見に行きたいと思ったわけです。赤、黄、緑、紫など、音楽に合わせて桜の花が変わっていくという、何とも面白い企画でした。桜の花も赤や紫になると、「これは桜じゃないね」と友人と話しながら観賞しました。

そこで質問をしていきたいと思っています。

コロナ禍により、ここ3年、三花まつりが中止されています。報道の中では、お祭り・イベント等をまた復帰されている地域もあり、コロナ対策も少しずつ緩和されてきています。本市はどのような状況になれば復帰させることができると考えていますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 三花まつりは、本年度も含め、令和2年度より3年続けて中止しております。開催の可否を決定する弥富市観光協会の役員会で、今年度もいかにして開催するかと協議をいたしましたが、これまでの祭りの実績から飲食を楽しみに来場される人たちが多くであろう、その中で感染力の強いオミクロン株を考えると提供は難しいと判断し、中止という結論に至ったわけであります。

先日、政府が発表した新型コロナウイルス対策の一部緩和では、屋外では条件つきながらマスク着用の必要はないと示しており、今後もこうした緩和措置は続いていくものと考えている一方、新たな新型コロナウイルスが猛威を振るうことも想定してのイベントの企画や実施という大変難しい判断が求められる状況が続いております。

こうした状況や今回実施されたライトアップなども踏まえ、これまでの桜まつり、芝桜まつり、こどもの国での秋まつりでのコンセプトに合わせたイベントを観光協会と考えてまいりたいと思っていますところです。

なお、三花まつり中止による代替イベントとして、「やとみ夏まつり～金魚まつり～」を7月9日土曜日、翌10日日曜日に海南こどもの国におきまして開催いたします。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） このコロナ禍でイベントができない中で考えられた桜のライトアップ企画ですが、今後も桜まつりの一環として続けていくのでしょうか、お願いいたします。

○議長（平野広行君） 浅野観光課長。

○観光課長（浅野克教君） 御答弁申し上げます。

昨今の地球温暖化の影響もあり、年々桜の開花が早まる傾向が続く中、本市では筏川の桜並木、三ツ又池公園の芝桜、森津の藤といった色鮮やかな花が咲き誇るこの時期ならでの三花を見ていただこうと、昨年より三花巡りとして取組を始めたところですが、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響によりチラシを配布する程度のPRとなりました。

本年は初の試みとして、やとみ桜並木ライトアップを実施し、観賞される方からは「映える」「音楽も流れている」、また「意外ときれい」といった声を耳にいたしました。

さて、今回のライトアップは、観光協会でも既に検証し、おおむね良好な評価をしているところがございます。内容は今後詰めていくとしながらも、次年度も継続していく考えを持っております。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 今年初めての試みでしたが、私はなかなか面白いと思いました。今後もさらにグレードアップして、演出や企画等のプロの方の力も借りて、民間での企画に期待したいと思います。

毎年、近鉄弥富駅で開催されているペットボトルのイルミネーションについてお聞きします。

これは、「やとみスイートハートプロジェクト」の中での一つの事業として行われると記憶していますが、毎年、各学校の生徒さんたちの願いが書かれたペットボトルを金魚にかたどって点灯するものですが、お聞きすると、弥富市全部の学校が昨年で一通り終わったとお聞きしました。今後も継続していくのか、新しい企画として、例えば誰でも対象に願い事を短冊に書いてもらって弥富七夕まつりにするとか、これは一つの提案です。イルミネーションをもっと大きく広げ、あま市までとは言いませんが、それに近いものにしていくとか、市としての考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 浅野観光課長。

○観光課長（浅野克教君） 近鉄弥富駅前のポケットパークで開催しております金魚イルミネーションは、当初、スイートハートプロジェクト事業として平成30年に、年末年始の近鉄弥富駅前に市広報大使やとみまたはち氏と市役所商工観光課が企画・運営し始まった事業で、現在は観光協会による企画でございます。

金魚のデザインは、市広報大使である深堀隆介氏による企画でございます。イルミネーションのうろことなるペットボトルは、市内の小・中学生の代表の協力により着色を行い、未来の弥富市へのメッセージを書き込むもので、これまで議員言われますように4回の開催実績がございます。

令和2年は弥富ライオンズクラブさんとの合同企画として、コロナ禍ということもあり、医療従事者に感謝の意を込め、青色デメキンも登場いたしました。

今後の継続や新たな企画につきましては、観光協会で協議をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 昨年度、コロナ禍の中でも海南こどもの国ではイベントが開催されました。私は秋まつりに参加しましたが、天気にも恵まれ、多くの人でにぎわいました。やはりイベントは楽しいし、元気が出るなあと思いました。

弥富市と海南こどもの国との連携は今後どのように取っていくのかをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 海南こどもの国は愛知県が管理する施設で、無料の遊具や小さなお子さんたちが体を動かせる芝生広場、安価で気軽に楽しめる乗り物などがあり、お子さんを持つ家族の来場者が多い施設であります。

屋外施設が大半を占めており、コロナ禍でも来場者を伸ばしていると聞いております。また、こどもの国に来場される方は市外からの来場者も多く、以前実施した金魚すくいの参加者は、名古屋市や県内外からの来場者が9割近くありました。遊具施設やコロナ禍にも対応できる屋外施設を有し、市外からの来場者も多いといったポテンシャルは、本市の魅力を伝える有益な施設と考えております。

引き続き、お互いがウィン・ウィンの関係になれるよう、連携を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 図書館棟に歴史民俗資料館が移転し、この秋には金魚アクアリウムができる予定になっています。豊根村からの木材を使つての温かいイメージの空間になるのではないかと思います。

新しくできた、この弥富まちなか交流会館ですが、その所在について、私たちは図書館棟と言えば分かりますが、弥富市外から来た人は、そこがどこなのかよく分からないと思いま

す。どこにまちなか交流館があるの、看板はないのと実際私も思いました。入り口をよく見ると、入り口の上に目立たない「弥富まちなか交流館」と書いてありました。あれはもっと目立つように看板をつけないといけないのではないですか。せっかくの弥富市の観光拠点が台なしだと思いました。

そこでお伺いしますが、まちなか交流館はどのような思いで造られましたか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 現在の弥富まちなか交流館は、昭和60年7月に竣工し、保健センター、図書館、市民ホールという3つの機能を持つ複合施設でしたが、新庁舎開庁により、その機能は変わってまいりました。

一方、令和2年度に策定の第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略の市民アンケート調査項目である本市の定住・移住を促進するために行う施策の重要度では、「情報発信力を強化すべき」という御回答が7割以上を占めており、情報発信力の脆弱性の御指摘や、魅力ある観光資源や観光地がないといった御意見が寄せられておりました。

このような状況の中、歴史民俗資料館の移転を機に歴史民俗の探求、観光との融合による新たな観光資源の発掘、市民活動スペースの利活用による市民交流の推進といった複合的な要素を備え、市民が学び交流するにぎわいを創出する拠点に再生したいという思いを込め、創設いたしました。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 次の質問なんですが、次に、三ツ又池公園についてですね。先ほど午前中に横井議員からもありましたが、三ツ又池公園の芝桜です。

私はボランティアの立場からお聞きしたいと思います。

最後に三ツ又池公園なんですけれども、これは過去何度も一般質問されていますが、昨年、芝桜が1万2,000株、ネモフィラが5,000株、毎年約1万6,000から7,000くらいの苗を各ボランティア団体をはじめ、市民の方で植付けをしています。最初、ここにこの事業を始めたときは、きれいな花が咲き、これは茶臼山にも負けないと勝手に感動し、新聞にも取り上げられましたし、確かに弥富市外から多くの人が花を観賞に来てくれました。

私も毎年花を見に行くのですが、今年はちょっとがっかりしました。最初にみんなで植えた芝桜の場所が芝桜の跡形もありません。ボランティアの方々も、私を含め年齢も高齢化してきて、しゃがんで作業することがとても大変なのです。それでも来年これはきれいに咲くのだな、また多くの方に楽しんでもらえる、来年こそは芝桜まつりができると期待し、老体にむち打って頑張っています。そんな思いでボランティアに参加しているのです。腰が痛い、膝が痛いのに頑張って植えた芝桜が、見たら何もないということ、これってどういうことか思ってしまった。

それでも、その時期になるとカメラを持った人たちが訪れています。芝桜の寿命もあるかとは思いますが、花を観賞に来ていただいた方をがっかりさせないようにしていただきたいです。ただ植樹する場所を広げていくのではなく、エリアを設定して植付けを、そこからしっかりと管理をしていったほうがいいと思ったのですが、午前中でこのことについてはお伺いしましたが、昨年からネモフィラも植えられていて、きれいな花を咲かせていました。せっかく植えた苗が無駄にならないように、計画的に進めてもらっていきたいと思います。

もう一つは、弥富市の花「キンギョソウ」を忘れているのではないかということです。残念ながらキンギョソウは三花に入っていませんが、それでも弥富市の花です。これは昔から弥富に住んでいる方は、キンギョソウが弥富市の花だということは御存じだと思うんですが、後から入居してきた方には、どうしても桜とか、芝桜とか、そっちのほうが強いので、なかなか分からないんじゃないかなと思います。

キンギョソウは夏に弱いため、日本では一年草としての取扱いですが、花壇が無理ならプランターにでもキンギョソウを咲かせて、庁舎の周りや、まちなか交流館の周りなど、公共施設に置いてはどうでしょうか。花の色がいろいろあってカラフルできれいだと思います。

ここで、この三ツ又池公園の植樹について、それとキンギョソウの栽培について、お考えをお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 三ツ又池公園の芝桜につきましては、ただいま議員よりお話がありましたとおり、平成21年度より、地域の皆様をはじめ、多くのボランティアの方々に御協力をいただき、毎年秋頃に植樹をしていただいております。御参加をいただいております皆様には、改めてお礼を申し上げます。

そして、この芝桜が春のシーズンには花をつけ、多くの来園者の方々に楽しんでいただいているところでございますが、議員御指摘のとおり、近年では開花がまばらになったり、うまく根づかず枯れてしまった箇所が目立つようになってまいりました。

三ツ又池公園につきましては、計画当初から芝桜を三ツ又池公園に広く植栽し、来園者の皆様に楽しんでいただけるような公園にと、皆様の力をお借りいたしまして植栽を続けてまいりました。しかしながら、芝桜がうまく根づかない場所もあり、そのような場所には一年草のネモフィラを試験的に植栽してきた経緯もございます。

このような状況を踏まえまして、今後は芝桜の植栽エリアを拠点広場や中之島に絞り、集中的に管理してまいりたいと考えております。

今後も芝桜をメインとしながら、芝桜の空いた箇所には試験的にネモフィラなど、芝桜以外の現地の環境に適応した植物を計画的に植栽してまいりたいと考えております。

また、議員より御指摘をいただきましたキンギョソウにつきましては、三花には含まれて

おりませんが、当時、町民から募集により決定され、本市の花として広く知られております。キンギョソウの栽培や観賞方法につきましては今後の課題とさせていただき、各施設管理者と協議してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） それでは、この観光事業について、市長の総括をお願いしたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま議員から観光面、施設面におきまして御質問をいただきました。

議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、発生当初に比べ影響はあるものの、国もイベントに対する方針を緩和の方向に切っております。まだまだ楽観視はできませんが、観光のみならず様々な分野において、ウィズコロナ、アフターコロナへと向かっていくことを期待しているところでございます。

私は、新型コロナウイルス感染症によりイベントを中止することは、あらゆる方面への影響を考えますとピンチと捉える反面、中止となったこの期間をこれまでの企画を見直すチャンスであるとも思っております。その一つが、先ほど議員の御質問にもございましたが、観光協会によります総合社会教育センター南側の桜並木のライトアップはコロナ禍が生んだ企画であり、市民の皆様に観賞の分散化と癒やしの場の提供として取り組んだものでございます。

今回の弥富まちなか交流館に歴史民俗資料館の移転に合わせ観光課を配置することは、歴史と観光の融合による新たな資源の発掘への期待、市民活動の拠点スペースの利活用による交流の推進、さらに秋の弥富金魚水族館「YaToMiAQUA」の開設など、一つ一つの取組を前に進め、市民の皆様が誇れる私たちの弥富の情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 私は、観光事業というのはとても大事なところを占めるんじゃないかなと思います。弥富市民はもちろんですが、よそからいっぱい弥富市に来てもらえる、そんなまちにしたいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目。2つ目の質問に移りたいと思います。

2問目は、避難行動要支援者に関わる災害対策についてお伺ひしたいと思います。

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るためという趣旨の下、災害対策基本法の一部が改正されました。

平成25年に作成が義務化された避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成され、普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けています。

そこで質問をしたいと思います。

本市において避難行動要支援者名簿を作成していると思いますが、何人登録されていて、この名簿は誰が管理しているのですか。お願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、平成27年度から避難行動要支援者名簿の登録募集を開始いたしました。平成29年度に開催した防災ワークショップにおいて、自主防災会、自治会などの共助組織にて避難行動要支援者名簿の必要性を確認しております。平成30年度には自主防災会全体会にて名簿の基本方針を説明し、同年の防災ワークショップでは名簿の周知について話し合いました。その結果、令和4年6月1日現在では、1,954名の方が避難行動要支援者名簿に登録をされております。

また、本名簿の管理につきましては、自主防災会または自治会が保管・管理しており、名簿の整備につきましては、1年に1度から2度をめどに本市に御持参いただき、加除をしております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 避難行動要支援者名簿を基に災害時の要配慮者への支援を行っていくと思いますが、災害発生時には広範囲に要支援者があり、個々の対応は難しいと思われます。だからといって済まされるものでもありません。

そこでお聞きしますが、災害が予想され、避難勧告や指示が……、今、勧告はないですね。指示が出た場合に、誰が避難を誘導することになっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 避難誘導につきましては、自主防災会によっては既に決められているところもございますが、災害の事前避難ができる場合におきましては、御家族や御近所、また自主防災会などの要支援者の周りの方々の協力により誘導していただくようお願いをしております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 小牧市の一部地域では、民生委員の方が自治会組織や自治会内のボランティアグループと連携し、避難行動要支援者の安否確認訓練を実施している事例があるようですが、本市について伺います。安否確認はどのようにすることになっていますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 避難行動要支援者に対する安否確認につきましては、避難誘導と同様に自主防災会によっては既に決めてみえるところもございますが、自主防災会、民生委員・児童委員など、要支援者の周りの方々の協力により御確認いただくようお願いをしております。

なお、避難行動要支援者名簿を活用した訓練等を行いたい場合につきましては、防災課へ御相談いただければと思います。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 厚労省では、民生委員自身の安全を確保して支援活動をするようにと指示されているようですが、本市においても民生委員、各自治会や自主防災会などとの連携が必要だと考えますが、市はどのように考えていますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市でも各自主防災組織との連携は必要と考えており、平成29年度から令和元年度まで実施しました防災ワークショップでは、自治会役員、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団などの参加を得て開催しております。防災ワークショップはコミュニティ推進協議会単位で開催しており、各団体に地域ごとに集まっていたいただき、相互の意見交換を行うとともに、年度ごとのテーマに沿って考えをまとめていただきました。

避難行動要支援者名簿につきましても、引き続き自主防災会、自治会、民生委員・児童委員などの連携を進めてまいります。

なお、本市の避難行動要支援者名簿の登録状況については、蟹江警察署と海部南部消防組合にも年に１回情報提供し、情報共有を図っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 先に言いましたように、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されています。個別避難計画とは、特定の避難行動支援者について災害が発生した際に円滑な支援を行える一人一人の避難場所や避難方法、誰がサポートするのかをあらかじめ決めておくことですが、本市において個別避難計画の作成予定はありますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 個別避難計画の策定につきましては、今後進めてまいりたいと考えております。

計画の策定には、避難行動要支援者本人の計画作成同意が必要であること、避難行動要支援者が避難するとき支援していただく避難支援者等実施者の確保などの課題を解決する必要がありますので、他市を研究し、関係部署及び関係機関と連携して個別避難計画の策定を進めてまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） それでは、この件につきまして、市長の総括をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自主防災組織や近隣住民の活動は、大規模災害時の救出・捜索活動において大きな力となります。阪神・淡路大震災では家族や隣人などの住民による救助が、東日本大震災の「釜石の奇跡」は日頃から行われていた防災教育の成果が、熊本地震では自主防災組織による日頃からの備えや地域の結びつきの下、避難所への誘導や避難生活における避難所運営の支援等、各種活動を積極的に行ったことが伝えられております。

災害の規模が大きくなるほど、初動においては自助・共助の重要性が増し、公助との連携が必要であります。避難行動要支援者名簿や個別避難計画につきましては、ふだんからの地域における結びつきを築くための一つの道具として捉え、自主防災組織を中心に地域防災力を強化し、災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

本年9月には、コロナ禍のため中断しておりました防災ワークショップを再開しております。市民の皆様には、各地域に適した防災力の強化の推進に御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

この個別避難計画は、本当に細かいところで、とてもこの作業をするというのは大変なこととは思いますが、ただ名簿があるだけでいいというものでもありません。その名簿をいかに活用していくかということも大事だと思います。

そして、今は前はよく「自助・共助・公助」と言いましたけれども、今は「自助・共助・御近所」、近所に誰がいるのか、どんな人がいるのか、知っているのは、その近所の方だと思うんですね。コロナ禍でいろんなお祭り・イベントなどがみんな中止されて、これで3年ですよね。3年もたつと、やはり大分変わってきちゃう、高齢者なんかは特に変わってきてしまっていると思いますので、こういう作業も大変かと思いますが、きめ細やかな支援ができるように要望して、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（平野広行君） 本日はこの程度にとどめ、13日月曜日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 鈴 木 みどり

令和4年6月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 板 倉 克 典 | 2 番  | 那 須 英 二 |
| 3 番  | 小久保 照 枝 | 4 番  | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番  | 加 藤 明 由 | 6 番  | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番  | 横 井 克 典 | 8 番  | 江 崎 貴 大 |
| 9 番  | 加 藤 克 之 | 11 番 | 鈴 木 みどり |
| 12 番 | 早 川 公 二 | 13 番 | 平 野 広 行 |
| 14 番 | 三 浦 義 光 | 15 番 | 佐 藤 高 清 |
| 16 番 | 大 原 功   |      |         |

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

10 番 高 橋 八重典

3 会議録署名議員

12 番 早 川 公 二                      14 番 三 浦 義 光

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

|                        |         |                  |         |
|------------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                    | 安 藤 正 明 | 副 市 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 長                | 横 山 和 久 | 市民生活部長           | 伊 藤 仁 史 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長      | 山 下 正 己 | 建 設 部 長          | 伊 藤 重 行 |
| 教 育 部 長                | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼<br>企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長     | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者        | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長     | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長        | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長                | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長          | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長                 | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長          | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長                | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長          | 細 野 英 樹 |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長 | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長          | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長                 | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長          | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長                 | 服 部 朋 夫 | 健康推進課長           | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長                | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長           | 安 井 幹 雄 |

|                                               |         |                                                                             |         |
|-----------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長                                       | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長                                   | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長                                                                     | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長                                   | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                                                                   | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長                                       | 鈴 木 博 貴 | 学 校 教 育 課 長                                                                 | 渡 邊 一 弘 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 中 野 修   | 図 書 館 長                                                                     | 山 田 淳   |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記         | 川 村 紀 子 |     |         |

6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に入ります前に、高橋八重典議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 皆様、おはようございます。

3番 小久保照枝でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、子育てと女性活躍の環境づくりをと題しまして、小項目、社会とつながる子育てのための環境づくりについて伺いいたします。

今日のコロナ禍も言うに及ばず、日本では子育てでのお母さんの負担が大きな社会問題になっています。

その1つは、お母さんが赤ちゃんと家で2人きりになってしまうため、育児の負担や悩みを1人で抱え込んでしまうということです。それまで仕事に励んできた人ならなおさらのこと、社会からの隔絶感や孤立感は、産後の職場復帰も含め不安が募るのも想像に難くありません。

いわゆる産後鬱や、子育てと家事プラス仕事の全てを1人でこなさなければならない状況のワンオペ育児、また子供への虐待など、子育てをめぐる状況は残念ながら昨今ひどくなっており、特に授乳期のお母さんにとっては、明日は我が身と身につまされる問題であります。

一方で、出産を機に仕事を辞める女性が年間20万人に上り、これに伴う経済損失が約1.2兆円になるとの試算を第一生命経済研究所が発表いたしました。女性が仕事を続けられる環境の整備は、経済政策としても重要なことが裏打ちされています。

平成30年11月の内閣府男女共同参画局の「第1子出産前後の女性の継続就業率及び出産・育児と女性の就業状況について」には、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合は53.1%まで上昇したが、第1子出産を機に離職する女性の割合は46.9%で、依然として高い

状況にあると発表されました。

パート・派遣社員の就業継続率も25.2%と、依然として低い状況にあり、出産を機に退職する女性が多く、育児休業制度を利用しての継続は、パート・派遣社員では半数にも満たないとあります。

多くのお母さんが子育てをしながら働きたいと考える一方で、働くことをためらってしまうお母さんがいます。その理由にはどのようなことがあるのか、お母さんたちの声を聞くと、例えば産休、休業制度が使えなかったり、使いにくかったりする職場であることや、子育てならではの事情で早退、欠勤することに対する周囲の反応と職場環境への不安があるようです。

そこで、女性が育児と仕事を両立させることに対して、本市としてどのように働きかけることが大切と考えるかお伺いしたいと思います。

まず初めに、若い世代に対して、楽しい子育てと女性活躍との両立をどのように取り組んでいるかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

楽しい子育てと女性活躍との両立に関する市の取組については、市総合計画をはじめ、子ども・子育て支援事業計画や、男女共同参画プランに基づき、各部署で様々な事業を展開しております。

子育てに係る主な取組としましては、女性の就労を支える基本的な事業である保育所や児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、共働きや独り親家庭への支援の充実に努めております。

また、子育て支援センターでの「お父さんと遊ぼう、祖父母と遊ぼう」や、保健センターで本年度から開催するパパママ教室といった、母親の身近にいる方の育児参加を促す事業を実施しております。

今後も就労する母親の負担を少しでも軽減できるよう、女性の仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを念頭に置いた取組を推進してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市は、子育て支援、また就労する母親の負担を軽減できるよう、多くの事業を推進し取り組んでこられております。母親の身近にいる方の育児参加を促す事業や、病児・病後サポート事業など、本当にたくさんしていただいております。

現在、1階のフロアにもファミリー・サポート・センターの協力会員の募集や、また子育てとは違いますが、その横には高齢者買物支援サービス、ささえあいセンターの協力会員募

集のパネルが置かれております。支える人、見守る人を増やす地域社会ができれば、住みよい環境になっていくと思います。私もファミリー・サポート・センター協力会員に申し込み、また受講したいと思っております。今後、ワーク・ライフ・バランスの取組とともに、引き続きサポート事業もよろしくお願いいたします。

先日、子育て支援と女性支援をテーマに、モーハウス（NPO子連れスタイル推進協会）の活動を伺いました。代表理事の光畑由香さんは、3児の母であり、お母さんが安心して母乳を上げられる授乳服の考案者でもあります。モーハウスを1997年、子連れで企業を立ち上げ、その初期の女性起業家です。

御自身の体験で、生後1か月の我が子と外出中の電車の中で子供が泣き出し、周囲が注目する中で母乳を与えるしか答えがなかったことや、産後の職場復帰への困難さの経験から、子育て中の女性が社会とつながるためのツールとして、機能的な授乳服の開発に至ったと言われました。この授乳服は、どこから見ても肌が見えず、子供が欲しがったら素早く母乳を与えることができる服です。まさに授乳服が授乳室のような空間です。

モーハウス、光畑由香さんは、女性の働きやすさのために必要なことは何かとの問いかけに、お母さんが緩やかに社会とつながることを願って、子連れ出勤という働き方を提唱しました。授乳服を機能服と捉え活用を広めることで、内向きになりがちな子育て中の女性の意識や精神の変革を図り、また古くて新しいワークスタイルとして提唱する子連れ出勤という選択肢を増やすことで、お母さんが選べるという自由を持てるのではないかと、そう考えたそうです。

働くママが社会を変えるというユニークな働き方をモットーに、子育て中の女性が社会とつながるためのツールとして授乳服を活用し、子供を産んでも今までと同じように出かけた、仕事が続けられるとすれば、それが理想であり、むしろ自然体ではないかと思います。楽しそうに子育てする姿を周りに見せることは、社会貢献に近いシーンではないでしょうか。若い世代は子育てに関してポジティブなイメージを持っていますが、その姿を見ることで、子育ての仕方や発想、考え方も変わると思います。

また、両立支援制度の充実として、男性育児休暇も始まっておりますが、その点も踏まえて、子育て中の女性が社会とつながり、仕事が継続できるようにするために、行政はどのようなサポートができるかお尋ねいたします。

まずは、市職員の育児休暇の取組をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 職員におきましては、国家公務員と同様に産前・産後休暇や育児休業をはじめとし、小学校就学前の子を対象とする部分休業、子の看護休暇、早出遅出勤務制度などの両立支援制度を設けております。

また、男性におきましては、妻の出産に伴う休暇や、育児参加のための休暇が設けられています。

今後、育児休業制度等が拡大され、これまで原則１回だった取得回数につきまして、２回まで取得可能となり、これにより夫婦で交代して育児休業を取得しやすくなるといったことも想定されまして、男性におきましては、さきの原則２回まで取得可能となることに加えまして、いわゆる男性の産休（産後パパ育休）として、女性の産後休暇期間である子の出生後８週間以内で２回まで育児休業が取得可能となるなどの男性の育児参加の促進が図られています。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○３番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

市としては推進が図られているということです。

男性の育児休業取得は、産前・産後の奥さんにとって心強い育児支援であります。育児休暇が取りやすい環境、またほかの市町でもマニュアルをつくっていらっしゃる場所もありますので、そういった形で本市においてもつくっていただき、推進していただきたいと思えます。

次に、企業や市民へのサポートをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 企業向けには現在、子育てしやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む企業に対し、奨励や優遇措置を受けられる企業登録制度などを愛知県が行っております。本市としましても、この制度などを市ホームページやチラシにてＰＲしておりますので、引き続き行ってまいりたいと考えております。

子育て支援に係るサポートといたしましては、まずは保育所及び児童クラブにおいて、待機児童を出さないことを原則として事業を進めてまいります。その中で多様化する保護者の勤務体系に対応するため、本市で遅れている保育所の土曜日１日保育の実現に向け、引き続き正規職員を含む保育士の確保に努めてまいります。

また、児童クラブにおきましては、保護者のお迎えが遅れ、利用時間である午後６時半を過ぎる場合には、ファミリー・サポート・センターの協力会員である放課後児童支援員にその対応を行っていただいております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○３番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

企業に対して子育てしやすい職場環境づくりを推進する取組が県で図られているということのＰＲ、またそういったホームページでお知らせしていただくということと、また多様化

する保護者の勤務状態に対応するため、保育所の土曜1日保育の実現を目指すという力強いサポートの御答弁をいただきました。

先ほど紹介いたしました機能的な授乳服ですが、実は防災服にも役立つと考えます。避難所は究極の公共の場です。ストレスが高まる避難所生活では、女性や子供への暴力が発生しやすくなるとも聞かれます。死角になる授乳スペースや更衣室の設置は、かえって犯罪を呼ぶ場所になり得ることは、災害被災地などの避難所づくりの反省点から繰り返し指摘をされてきております。そういった意味においても、授乳スペース以外の場所で機能的な授乳服を着たお母さんが赤ちゃんをだっこして、人目を気にせず母乳を飲ませることができれば、とても安全だと考えます。さらに、避難所先での母子のストレスが少しでも減れば、赤ちゃんの安心にもつながります。

また、授乳中のお母さんが避難所でも安心して母乳を与え続けることができれば、粉ミルクが必要なお母さんには備蓄されているミルクが適切に行き渡ることにつながり、双方が安心して子育てできる環境をつくとも考えられないでしょうか。

そこで質問いたします。

妊婦や授乳中のお母さんに対して、授乳服の啓発や防災用として災害時の備蓄品に加えることができないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市は、災害時の避難所生活で、授乳が必要な方のために、避難所内の個室や着替え用テント、間仕切りパーティションなどを活用し、授乳スペースを設けて対応します。

広報6月号に掲載しておりますが、昨年度名古屋市守山区にあります丸眞株式会社様からバスタオルなどのタオル製品を約9,700枚寄附していただき、その中に授乳ケープの代用品として使用できるラップタオルが約1,500枚あり、既に1次開設と2次開設の避難所に配備しておりますので、災害時には配付が可能となっております。こちらのものになります。

いずれにしても、授乳服は平時にも大変便利なものでありますので、必要なものは自ら用意するという自助の観点で、乳児がいる御家庭には非常時持ち出し品の1つとして準備していただくように、ホームページ、広報、子育てガイドへの掲載、またワークショップ、出前講座、赤ちゃん訪問などで日頃から啓発してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

まずは、御寄附していただきました丸眞株式会社様に感謝申し上げます。

授乳ケープに関しては、赤ちゃんを覆いかぶせるということで、湿度や二酸化炭素濃度が高くなり、授乳環境にはよくないと研究データが出ています。こういったことも出前講座、

赤ちゃん訪問などで授乳服の啓発とともに周知をしていただきたいと思います。

次に、小項目2つ目、女性の人材育成について伺います。

コロナ禍の影響で、非正規などで働く女性を中心に、減収や失業などで困窮する人が増えています。

一方、デジタル分野の仕事は感染症の影響を受けにくく、今後、社会のデジタル化でその分野の人手不足が続く、労働力を求めるニーズが高まると言われています。2030年に情報システム部門などで働くIT人材が、最大で79万人不足すると試算されています。また、育児や介護をしながら、テレワークで取り組めるようにする企業も出てきています。この機会を生かし、希望する女性がデジタルのスキルを習得し仕事ができるように、政策として後押しすべきだと考えます。

本市においては、母子家庭等就業支援講習会を募集しています。独り親家庭の母などの自立を促進することを目的に、就職に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会です。講習科目は、パソコン講習（初級・中級）各20人、介護職員初任者研修2コース各20人、調剤薬局事務講習2コース20人、日商簿記3級講習20人、登録販売者講習40人、仕事に役立つパソコン講習20人、福祉用具専門相談員研修20人。受講料無料。教材費、交通費は自己負担。場所は、名古屋駅前のヒューマンアカデミーで行われます。この主催は、愛知県母子寡婦福祉連合会です。

そこで質問いたします。

受講申込者の進捗状況をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 当該講習会の申込者の進捗状況につきましては、令和2年度は8名応募して3名が当選、令和3年度は7名応募して3名が当選、令和4年度は現在4名が応募されている状況でございます。

なお、受講希望者は毎年多数ございますが、平日の開催や託児の問題などにより申込み自体を諦める方もいる状況でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

受講希望者は毎年多く、平日の開催や託児の問題により申込み自体を諦める方も見えるということですね。

兵庫県宝塚市では、地域女性活躍推進交付金を活用し、コロナで困難を抱える女性への支援の一環として、パソコン講座を実施しています。市がNPO法人に業務を委託し、この講座で初級編から仕事に役立つ実践編までのスキルを習得でき、好評を博しているそうです。

本市においても、地域女性活躍推進交付金を活用して、名古屋まで出かけるのが困難な妊

産婦の方などに、Wi-Fi完備も整う弥富まちなか交流館で学習室を利用し、女性支援の一環としてパソコン講座を実施し取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。お答えください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 施設の環境条件や市の中心部という立地条件が整っている弥富まちなか交流館を利用した御提案でございますが、弥富まちなか交流館は、市民活動団体に登録していただいた方々による打合せや資料作りなどのワークスペースの場としての活用を想定しており、団体登録者以外の方が参加する講習会や講座などの利用はできないこととなっております。

議員御提案の交付金を活用した講座等を開く場合には、所管課による主催事業として、社会教育センターなどの施設を御利用して実施することとなります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

新しく開設した弥富まちなか交流館は、市民活動団体に登録された方々が利用できるということですね。市民の方が使いやすい環境をつくっていただきたいと思います。

講座等の主催事業は、社会教育センターで実施することができるということです。国としても、女性デジタル人材育成を推進する方針を決定しています。

市長の御所見と総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会構造が大きく変化し、ビジネスモデルや業務、組織等を変革するデジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXの必要性がますます高まることが見込まれております。DX推進を担うデジタル人材につきましては、質的、量的不足が指摘されており、その育成・確保が急務であると認識をしております。

議員御指摘の、仕事と子育ての両立しやすい環境や女性の多様な働き方や生活の質の向上にも資することから、女性デジタル人材の育成は重点課題であります。

女性デジタル人材の育成、ITスキル取得などの推進につきましては、令和3年6月に国におきまして策定した女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の中で、コロナ対策の中心に女性を定め、地域女性活躍交付金により、女性デジタル人材の育成等を支援することとされております。

このような中、本市におきましては、国で実施する求職者支援制度、教育訓練給付制度、大学リカレント教育推進事業や、県が令和3年度に策定したあいちデジタル人材育成支援アクションプランの中に、デジタル人材育成メニューがありますことから、これらの事業の案

内・周知を行い、また地域女性活躍推進交付金の活用につきましても、他市町村の事例も参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

先ほど、講習会の進捗を聞かせていただいた中で、平日の開催や託児の問題で名古屋まで出かけるのが困難な方が多くいらっしゃるということでした。そういった方のためにもパソコン教室を開催し、若い人が新しい仕事に取り組みやすくするための女性デジタル人材育成に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

それでは続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

市民の健康を守る啓発と周知についてと題し、小項目、带状疱疹予防接種費用の助成についてお伺いいたします。

コロナ禍になり、私の身近な方や市民の方にも带状疱疹に罹患され、長引く痛みに苦しんだお声を伺っております。

带状疱疹とは、痛みを伴う湿疹が帯のように広がる病気です。初感染で水疱を引き起こした後、近く神経節に潜伏し、加齢やストレスなどで免疫力が低下することが誘因となり、再活性化を起こし、带状疱疹として発病します。症状は、体の左右どちらか一方にぴりぴり刺すような痛みを感じた後、赤い湿疹や水膨れが出て、多くの人が子供の頃に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。90%以上、日本人の体内にこのウイルスが潜伏し、年間60万人が罹患し、80歳までに3人に1人がかかると言われる病気です。

また、50代から発症率が高くなり、治療が遅れると、合併症や後遺症として带状疱疹、神経痛を引き起こす可能性があります。

我が国では、50歳以上の方への予防接種が認められ、接種費用の助成を始められた自治体もあります。現在、愛知県内で带状疱疹予防接種費用の助成実施は、名古屋市及び刈谷市、本年度からは大府市、稲沢市、蒲郡市をはじめ少しずつ増えてきております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活や行動の制限がストレスや運動不足につながり、带状疱疹の罹患者の増加が予想されます。

そこでお伺いいたします。

国で2016年に水痘ワクチン（生ワクチン）が带状疱疹にも拡大され、2020年1月には不活化ワクチンが認可されました。ワクチンの効果をどのように考えるかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 带状疱疹ワクチンは、現在2種類ありまして、そのうちの1つが不活化ワクチンでございます。不活化ワクチンは、50歳以上の方に2か月の間隔を空けて2回、筋肉内に注射をします。

厚生労働省第8回ワクチン評価に関する小委員会の報告では、带状疱疹に対する有効性は50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%と、いずれの年齢層においても優れた予防効果を示し、また、有効性が持続することも示されました。本ワクチンの带状疱疹に対する予防効果や安全が評価されていると考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市では、どの年代の方がどれほどの割合で带状疱疹に罹患されているかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、带状疱疹に罹患されている方のデータは把握しておりませんが、60歳以上の方を対象とした研究では、带状疱疹の罹患率は1.02%と報告されております。

本市では、令和4年4月1日現在、60歳以上の人口は約1万4,000人で、この罹患率を当てはめてみますと、年間約140人の方が带状疱疹に罹患されると予測できます。

また、带状疱疹を発症した方の約2割の方が重症化し、带状疱疹後、神経痛に移行すると言われております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

次に、带状疱疹のワクチンがあることを知らない人も多く、今宣伝でもよく流れておりますけれど、早期受診につながるよう周知啓発ができないかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 带状疱疹は、加齢やストレス、疲労などで免疫力の低下が原因で発症リスクが高くなります。今後、带状疱疹を患う方が増える可能性があります。

本市といたしましては、带状疱疹という病気につきまして、またワクチンで予防できることにつきまして、市の広報やホームページ、メール等を活用し、周知に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

水痘ワクチン1回接種の接種費用は約8,000円、带状疱疹ワクチン2回接種の接種費用は1回約2万2,000円と高額です。しかし、治療費と後遺症による痛みのことを考えると早期助成を開始していただきたいですが、接種費用の助成について、市の考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市といたしましては、近隣の市町村の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

ワクチンの効果はあり、罹患率も高い、重症化しやすい、接種費用は高額、広報等で带状疱疹という病気がワクチンで予防できることを周知いたしましても、高額なワクチンを出して接種される方は少ないと思います。

高齢化が進む中で、市民の健康寿命を守るためにも、費用助成で市民の経済的負担を図り、広報で周知すべきだと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 带状疱疹ワクチンにつきまして、小久保議員から質問をいただいているわけですが、議員おっしゃいますように、大変高い効果があるということでございます。近隣市町も徐々にですが、このワクチンに対しまして補助を進めているところがございます。弥富市につきましても、今議会に対しましては、近隣市町の動向を注視してまいりますが、今後また調査・研究を重ねまして、その対応に当たってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） しっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、小項目、深刻化する香害問題についてお伺いいたします。

香りの害と書いて香害。この言葉を御存じの方はどのぐらいいらっしゃるでしょうか。最近、マスコミでも取り上げられる機会があり、知っている方が増える一方で、まだまだ耳慣れない方も多いことだと思います。

発端は、海外で生産された香りの強い柔軟剤が人気となって、国内メーカーも人工的に強い香りの柔軟剤や合成洗剤、消臭剤などを次々と発売して人気となったことが、かえって香りへの相談件数も増加してきました。人工的な香り成分はメーカー非公開ですが、化学物質でつくられており、これらを吸い込み続けることで化学物質過敏症を発症してしまうそうです。今、化学物質過敏症で苦しむ人は100万人を超えているとも言われ、2009年には病名登録されました。

香害は自分で使用しないのに被害を受けるというものであり、問題なのはこの香害によりそれまでの日常生活が困難になり、仕事が続けられなくなったり、学校に通えなくなったりするなど、被害の訴えは広がっています。しかし、香りは個人の好み問題とされ、被害を受けている人がただ単に神経質な人という偏見の目から、誰にも救済されず孤立しがちである

ことが現状です。

国民生活センターでは、2020年4月に、柔軟仕上げ剤の匂いに関する情報提供を公表いたしました。その情報提供では、柔軟剤の匂いに関する相談件数は年間130から250件ほどの情報が寄せられているとのことであります。しかし、残念なことにこの問題は原因がはっきりと解明されておらず、規制がないことから対応が困難であるのが現状です。

香りの感じ方は、自分にとっては快適でも、他人は不快に感じることもあるということを認識してもらうことが重要です。調べますと、非常に工夫された分かりやすいポスターを作成された自治体もあります。今後、多くの市民の方に認識していただく大切な取組になると考えます。

そこでお伺いいたします。

香害に対しての認識をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 近年、柔軟仕上げ剤などの香りによって、不快感や頭痛、吐き気、目まい等の体調不良の相談が国民生活センターなどに寄せられていることを認識しております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

それでは、香りのエチケットポスターの作製、公共施設やホームページでの記載、広報などで啓発していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 香りの強さの感じ方には個人差があります。自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がいることを理解していただくことが大切ですので、本市としましては市民の皆様へ市ホームページで啓発してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

不快というよりも、化学物質過敏症という病気になってしまうこと、病気になって苦しんでいる人がいることを一人でも多くの方に知っていただくことが大切だと思います。これからも市民の健康を守る啓発と周知をよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） この後に質問予定の佐藤高清算議員から通告の全部を取り下げる旨の申出があり、これを認めましたのでよろしくお願いします。

暫時休憩します。再開は午前10時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2題、質問をいたします。

まず、学校給食について伺います。

弥富市では、学校現場において食育に大変力を入れており、また自校調理で地場の食材も取り入れて、おいしく児童・生徒の皆さんに食べてもらっていることは、過去の議会の中で取り上げられたり、マスコミに取り上げられたりしたことからも存じております。私自身も給食を食べさせてもらう機会が以前にあり、おいしくいただいた記憶がございます。

まずは、市内小学校、中学校の給食費をお伺いします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 1食当たりの給食費について、小学校は260円、中学校は300円でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 原油価格の高騰など、様々な要因が重なって、食材の値上げが相次ぐ中、学校給食に関しても苦慮されているとの報道も目にしています。

本市においても、物価上昇に伴う給食費への影響はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 最近の社会情勢による原油価格の高騰、物価上昇の影響は、食材購入価格に現れています。一例を挙げますと、菜種油一斗缶で、令和3年度2,700円が5,380円、2,680円増、大豆油一斗缶で2,700円が4,660円、1,960円増、小麦粉5キログラム875円が948円、73円増などがあります。また、この影響はこの後も続くことが懸念されております。

そのような中、小・中学校では、栄養教諭を中心に食材費高騰に対応するため、使う食材や調理法を考えながら、良質な学校給食の維持に努めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今、一例を出していただいたものにつきましても、すごく大幅な上昇がしており、大変驚いているところでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症を受けた地方創生臨時交付金の活用によって給食費の補助という形で家計への援助をする予定と伺っておりますが、給食費を過去値上げしたこと

はあるのでしょうか。あるとしたら、そのタイミングはどのようなタイミングだったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 給食費の変遷につきましては、平成21年度に小学校が230円から250円に、中学校が270円から290円に値上げをしました。これは輸入食材の安全性問題から、国産品に変更する必要があったためでございます。

次に、平成26年度に、小学校は250円から260円とし、中学校は290円から300円としました。これは消費税が5%から8%に増税となったことに対応するためでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現在の物価上昇に伴って、給食が良質な食材の確保、栄養価の保持、適切な量の提供など、安全に提供されているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校給食は、子供たちの心身ともに健康な体づくりを支える大きな役割を担っております。給食の提供につきましては、国のガイドラインにより一定の栄養価の摂取、学齢に応じた量などが決められております。食材の高騰等が続きますが、献立や調理法を工夫しながら、安全で良質な学校給食の維持に努めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 栄養教諭の先生方が懸命にやっというので、心配は要らないと思っておりますが、メニューが減る、食材を変更せざるを得ないというようなことをしている自治体もあるとお聞きしましたので、確認のためお伺いさせていただきました。

さて、弥富の子供たちが地元のものをおいしく、おなかいっぱい食べてたくましく育ってくれることは、弥富の宝である子供たちの将来にとっても大変有意義なことであると思います。

また、中学生は制服やかばん、教材費、部活動など、小学生のときよりも何かとお金がかかる時期でもあり、今年に入ってから様々物価の上昇のあおりを受けている世代でもあると思います。そんな中学生に対して、学校給食の無償化の検討はなされないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校給食法及び施行令では、設置者が負担する経費として、施設整備費と修繕費、人件費とされており、それ以外の経費は保護者負担とされております。本市では、保護者の皆様には、食材費のみを給食費として御負担いただいているところでございます。

また、本市では、自校方式で給食を提供しております。これにより温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べることができています。また、きめ細かな食物アレルギーにも対応

しております。

今後も自校方式を維持しながら、将来にわたり安全・安心でおいしい学校給食を実施するためには、食材費については引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 仮に実施するとしたらどのような費用がかかるのか、試算を御答弁お願いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 中学校の給食費を無償化したときに必要とされる予算につきましては、令和４年５月１日現在の生徒数と令和２年度の給食数を基に積算しますと、約５,７３２万円の予算措置が必要となります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 近隣市町では、無償化の声も聞こえてくるわけでございますが、何かとお金がかかってしまう中学生だけでもという思いで質問をさせていただきました。

続きまして、タブレット端末を活用した教育についての質問に移ります。

令和２年度から小・中学生の児童・生徒に対し、１人１台のタブレットが提供されました。コロナ禍により前倒しで導入し、受け入れる準備をする時間もなかった導入初期だったとは思いますが、それから２年弱がたちました。ＧＩＧＡスクール構想によって、１人１台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供をはじめ、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を実現すること、またこれまでの我が国の教育実践と最先端のＩＣＴのベストミックスを図り、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出すことを目的とされ、導入されました。導入するだけでなく、活用され、効果あるものにしていかなければなりません。このタブレットの導入効果は、どのように分析されているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校では、学年に応じた活用を進めております。

小学校低学年では、観察や見学の授業などでカメラ機能を活用し、高学年では、Ｔｅａｍｓを活用し共同学習などにも活用しています。中学校では、多くの機能を活用し、総合的に活用しております。どの活用方法も視覚的に情報を捉えることができ、効率的な授業に役立っています。

指導する教員については、市雇用ＩＣＴ支援員を活用し、教員のスキルアップに努めながら導入効果を高めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 前にも述べさせていただきましたが、多様な子供たちを誰一人取り残

すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させるための1人1台端末の導入経緯です。それは、適応指導教室に通う子たちにも適用されることだと思います。この教室では、効果的に自学・自習の学習に活用することも可能だと考えます。適応指導教室における1人1台タブレットの導入はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 現在、適応指導教室に整備されているタブレットは2台、その他のパソコンが2台の合計4台の機器を使用し、調べもの学習などに活用しております。

今年、一部のタブレットをリース更新することに伴い、リース切れとなるタブレットの再配置について調整し、10台程度新たに整備する予定です。施設の現在の在籍数は8人です。昨年度3月は23人の在籍数でした。1人1台の整備とはなりません、これまで以上に活用し、自主的な学びが可能となり、学びが広がると考えています。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、学級閉鎖時の課題の配付や提出、また不登校児に対する学習支援などの活用にも、タブレットの利便性があると考えます。

そのような学級閉鎖や不登校児に対するタブレットの活用はどのようにお考えでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 現在は、一時的な学級閉鎖や不登校児童・生徒へのタブレットの持ち帰りによる補習授業は行っておりません。しかしながら、適応指導教室においては、タブレットを整備していますので、その活用が可能となっています。

今後も、不登校の子供たちには適応指導教室という選択肢があることを伝え、入室を促し、学びを提供してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 家庭学習や前述のような場合には、家庭にタブレットを持ち帰って活用することは有効です。他市町でも、タブレットの持ち帰りをしているところもあります。

本市において、タブレットの持ち帰りの検討はなされないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） タブレットの持ち帰りにつきましては、7月にドリルソフトを導入し、9月頃からタブレットの活用がこれまで以上に広がります。11月頃から学校の判断により、ドリルソフト等を活用した持ち帰りによる活用を始める予定でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ドリルソフトの導入により、より家庭学習がしやすいツールが増え、タブレットの活用方法も広がっていくことかと思えます。せっかく導入したものですから、効果のある使い方をどんどんしていただき、学習効果を高めていただきたいと思います。

また、図書館へのWi-Fi環境の整備も通信による学習環境整備の一環だと私は捉えているものですから、こちらも活用していただき、必要であれば、他の公共施設にも広げていただきたいと思います。

次に、2題目です。

環境月間を迎え、本市における環境の取組についてお伺いをいたします。

6月5日は環境の日であります。これは1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものであります。

国連では、日本の提案を受けて、6月5日を世界環境デーと定めており、日本では平成5年に環境基本法が環境の日を定めております。また、1991年からは6月の1か月間を環境月間とし、全国で様々な行事が行われています。

一方、政府のほうは経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針において、4つの原動力の推進という柱の中で、トップに「グリーン社会の実現」というものをデジタル化の加速、活力ある地方づくり、子育てしやすい社会の実現とともに上げており、グリーン政策への重点的な資源配分を行うことをうたっています。

また、安藤市長の令和4年度の施政方針の中にも、昨年度までは入っていなかった環境への配慮をした発言があり、このような時代に即した温室効果ガス抑制への強い意志を感じ取ることができました。

そこで、質問に移ります。

まずは、環境課題に対する市長の思いをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 地球規模におきます環境問題の1つに地球温暖化がございます。

本市では、弥富市地球温暖化対策実行計画事務事業編として、「やとみ・エコオフィスプラン2030」において、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比40%の削減を目標としております。

かけがえのない地球環境を次の世代に引き継いでいくためには、一人一人の行動の積み重ねが重要となります。温室効果ガスの抑制のために、本市の計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 計画の着実な推進、よろしくお願いいたします。

次に、ごみについての現状を確認させていただきたいと思います。

過去5年間の収集ごみ量の推移をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 平成29年度は約9,549トン、平成30年度が約9,719トン、令和

元年度約9,857トン、令和2年度約1万63トン、令和3年度約9,745トンでございます。

令和2年度のごみの量が他年度と比べ多いのは、コロナ禍で在宅する時間が長く、自宅を整理する人により、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの量が多く排出されたためと考えられます。それ以外の年度はほぼ横ばいでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ほぼ横ばいとの結果だったということです。

弥富市においては、平成20年に行政圏内において発生する一般廃棄物のうちのごみについて、生活圏からの速やかな排除及び資源化、減量化、並びに減容化を図るために、基本的な方針を定める目的で、ごみ処理基本計画が策定されています。

この基本計画における収集ごみ量の目標はどのようになっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 現在のごみ処理基本計画では、平成24年度を中間目標年度と設定し、基準年度である平成18年度の1人1日当たりのごみの排出量の5%削減した量と、平成24年度のごみの排出見込量のうちの少ない量を目標値としており、その目標値を最終年度である令和4年度まで維持することを目標としております。

失礼しました。

収集ごみのうち、可燃性ごみ及び可燃性粗大ごみの目標値は1人1日当たり460.7グラム、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの目標値は1人1日当たり29.3グラム、資源ごみの目標値は基準年度の実績値である1日1人当たり242.0グラムとしております。

また、プラスチック類ごみにつきましては、焼却施設においてサーマルリサイクルを行っているとし、資源ごみに含んでおります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この目標値に対する実際の収集量はどのように分析しているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 可燃性ごみ及び可燃性粗大ごみはほぼ目標値を推移しており、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは令和2年度は目標値の約126%で、その他の年度は目標値の約107%前後で推移しております。資源ごみにつきましては、年々減っており、令和3年度は目標値の約53%でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 平成20年度に開始されたこの基本計画は、15年間の計画期間となっていることから、令和4年度が最終年度となっております。

次期計画に向けて、一般廃棄物の処理に関する基本計画の方向性を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 令和4年度で現在のごみ処理基本計画が最終期を迎えますので、令和5年度から15年間の計画につきましては、過去の一般廃棄物の排出量や人口推移、産業等様々なデータを参考に、今年度の排出量を予測し、その廃棄物をどのように処理や再資源化、減量を進めていくかについて課題を挙げ、課題に対する施策を整理いたします。

計画策定に際しましては、海部地区環境事務組合や、組合の構成市町村と調整を図り、整合の取れた計画にすることを留意します。

また、近年、環境に対する意識の高まりから、環境行政については目まぐるしく変化をしております。国や県におけるごみ処理行政の動向を踏まえ、産業廃棄処理法や容器包装リサイクル法などにつきましても内容を整理し、計画策定に反映させていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現在の基本計画を見ていると、この10年、15年で廃棄物の種類、処理方法、環境に対する考え方、取組方、解決方法などが大きく変化しています。

今後の10年、15年はさらなる変化が予想されますので、それに対応できるように計画をつくっていただく。また、適宜見直しのできるような仕組みをつくっていただいて、その環境に対する変化に遅れていかないようよろしくお願いいたします。

続きまして、ごみの排出量削減、または資源の循環利用の取組として、資源ごみの回収は有効な手段であると考えます。資源物回収向上への取組はありますでしょうか。また、資源物回収を様々な方法で推進していく考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 金やリチウムなどの有用な金属資源の回収、再資源化及び廃棄物の減量を目的に、本庁や十四山支所、鍋田支所において、小型家電の回収を行っております。令和4年2月には、小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を結び、御家庭で不要になったパソコンを含む小型家電の宅配便による無料回収を始めており、市民の皆様がより手軽に廃棄物の減量及び再資源化に御協力いただけるようになったと考えております。

本市では、資源物の回収と併せ、ごみの減量及び再資源化に対する住民意識の高揚を促進するため、資源化物のうちアルミ缶、古紙、古布を自主的に回収している自治会や子ども会等の各種市民登録団体に対し、資源物回収手数料を交付しております。

今後も廃棄物の減量及び資源物の回収を促進するための方策を模索していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ごみの減量をさせていくには、資源物の回収は有効な手段の1つだと

思いますので、回収しやすい方法を模索していただけたらと思います。

温室効果ガス排出削減に向けて対策する上で、排出量の情報を把握しておく必要があると思います。本市はどの事業、分野でのCO₂排出量が多いのかお伺いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本市では、弥富市地球温暖化対策実行計画に基づき、事務事業における年度ごとのCO₂排出量や取組状況を本市のホームページで公表しております。

令和3年度の実績は、小・中学校等の学校教育系施設や、保健福祉センターなどの保健福祉施設など、電力やガス使用量が多い大規模な施設が他の施設に比べてCO₂排出量が多くなっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市全体のCO₂排出量の傾向が分かる自治体排出量カルテというものが環境省からも出されております。このようなツールも活用しながら、市域全体で分析をしていただけたらと思います。

弥富市においては、平成31年に弥富市地球温暖化対策実行計画が策定され、弥富市の業務の実施に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、2030年度の時点で2013年度から40%削減・抑制することを目指しています。現在も着実に推進しているところかと思いますが、この地球温暖化対策実行計画において、現状何ができているのか、また何ができていないのか、課題分析をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 令和3年度のCO₂排出量は、基準年度の平成25年度と比較して約756トンの減少で、約16.8%が削減されております。その主な要因としましては、照明のLED化や、施設の統廃合等により電気やガスの使用量の削減が進められていると考えられます。

また、再生可能エネルギーの導入につきましても、順次取り組んでおります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） できているところは継続して行っていただき、できていないところはその課題を整理し、解決に向けて努めていただきたいと思います。質問いたしました。

ただいまの答弁では、再生可能エネルギーの導入は順次取り組んでいくということでした。現状を把握した上で、脱炭素への取組としてどのようなことができるのかお伺いいたします。

総務省によると、「2022年度地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等」において、脱炭素事業への記載が充実され、公共施設等適正管理推進事業に「脱炭素化事業」ZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化）などが新規追加されました。地球温暖化対策実行計

画における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の中でもZ E B化の推進が入っております。公共施設でZ E B化など脱炭素化事業の可能性は存在しますでしょうか。また、導入を検討しているでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 先ほども答弁いたしました、本市の脱炭素化への取組としては、照明のL E D化及び施設の統廃合でございます。

政府の「地球温暖化対策計画」では、建築物に対して省エネ対策の強化を図ることとされ、2030年に目指すべき建築物の姿としましては、新築される建築についてはZ E B基準の水準の確保を目指すとなっております。

本市としましては、弥富市地球温暖化対策実行計画に基づき、今後新築する公共建築物において、Z E B化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ぜひ、計画に基づいてZ E B化の推進等ございますので、実現に向けた研究をしていただきたいと思います。

次に、温室効果ガス排出削減への取組の1つとして、再生可能エネルギーの導入推進があります。現状、太陽光発電の導入はどの程度でしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 公共施設の施設電力として使用するための太陽光発電につきましては、4施設で導入しており、設置施設及び総出力数は、市役所本庁舎が30キロワット、白鳥保育所が10キロワット、日の出小学校が20キロワット、弥生保育所が10キロワットでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） お隣の桑名市では、再生可能エネルギーの導入推進に力を入れて取り組んでおります。

本市において、再生可能エネルギーの導入推進はどのようなお考えでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 公共施設の施設電力として使用するための太陽光発電につきましては、新たに導入する予定はございませんが、災害時に避難者の携帯電話等の充電用として1次開設避難所に配置予定の小型蓄電池を継続的に使用するためのソーラーパネルの導入を予定しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） こちらも弥富市地球温暖化対策実行計画の中では、太陽光発電の推進とございます。冒頭でも述べましたが、市長の施政方針では、こちらの計画の着実な推進と

の言及がございましたので、ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

続きまして、地域振興に資する民間投資を支援するために、自治体が長期の無利子資金を融資し、地域総合整備財団（ふるさと財団）が最終償還までの事務を行う「ふるさと融資制度」というものがあります。

ふるさと融資については、2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、民間事業者の行う脱炭素化に資する事業に対して、最も高い融資比率及び融資限度額とするとともに、雇用要件の特例を適用することで制度の充実を図っており、脱炭素事業を手がける企業を各地に増やすため、政府は2022年度、自治体による融資制度を拡充しております。

ふるさと融資の活用状況をお伺いします。また、広報はどのようにされているかも併せてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本市の活用状況につきましてはございません。ふるさと融資は、本市が地方債を発行し、それを原資として民間事業者に無利子融資する制度のため、導入が難しいということで、広報については特に行っておりません。

ふるさと財団に愛知県下での活用状況を確認したところ、平成30年度までに43件ございましたが、近年では金融機関の金利が低いことから活用が少ないとのことでありました。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この市域のCO₂削減のためには、民間事業者の方の動向も重要でございますので、質問をさせていただきました。

脱炭素社会に向けて2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを目指すことを表明した地方自治体をゼロカーボンシティと呼び、愛知県内では20市2町が表明しています。弥富市は、ゼロカーボンシティ宣言をしないのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 脱炭素化社会を実現するためには省エネ対策の強化を図ることとされており、公共建築物においては脱炭素に向けた積極的な取組を実行していく必要があることは認識しております。

先ほども市長が答弁しておりましたとおり、本市としましては、弥富市地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、達成に向け照明のLED化や施設の統廃合などにより脱炭素化を進めておりますが、市・地域全体の削減につきましては、どういう取組が必要であるか方策を練りながら、まずは計画の着実な実行に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 公共施設については、先ほど述べていただいたとおり計画がございます。質問の中でも示させていただきましたが、課題の整理・分析をしなければなりません。

その上で民間の力もお借りしながら、市域のCO₂削減につなげていただきたいと思います。

宣言するかしないかの言及はございませんでしたが、この課題が整理できれば、何ができるのかを示すことができ、宣言も可能かと考えます。社会のテーマであり続けると思いますので、デジタル化とともに取り残されないよう、共に勉強を重ねながら進めていけますよう、私自身にも言い聞かせ、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

質問のタイトルは、職員が安心して働いているか。組織が壊れていては職員も市民も不幸ですという質問の背景と目的から説明します。

弥富市社会教育センターが1年間にわたって市民からお預かりした参加費988人分、合計17万4,600円が市に納入されていない事件が発覚したのに、市長は速やかに報告していません。何という隠蔽体質でしょうか。これは氷山の一角です。

1つの重大事件の裏には、その30倍の事件があり、300倍のヒヤリハットがあるというのは、組織を経営している人なら常識です。

日本の行政組織は、世界に冠たる信頼できる組織なはずですが、ところが、弥富市役所は組織の仕組みが、仕組みですよ。僕は職員の人を疑っているわけじゃない。組織の仕組みが市民の皆さんの思っている以上に劣っていた。さらに深刻なのは、管理監督者である市長の問題処理能力に大きな疑問符がついたことです。

副市長をトップとする委員会の中間報告が議会に提出されていますが、専ら職員の意識の低さを強調し、だからチェック項目を整備してお互いに監視させればいいと。組織の構造的な欠陥ではなく、職員個人の自覚が足りなかったと、小さく小さく見せようとしています。

弥富市長が適切に管理監督をしてこなかった。根本原因は市長の管理監督能力がないということじゃないですか。安藤市長は実際にこう発言されています。自分の仕事がしやすいように人事をした。開いた口が塞がりません。

市長が人事を自らするなんて僕は聞いたことがありません。仮に、えこひいきはないと僕は思います、恐らく。優しい方ですから。とっても優しい方でえこひいきはないと思います。ただし、結果を見てみれば年功序列を復活させています。そんなことをするものだから、無

理な人事のつじつま合わせをすればどうするか。玉突きですよ。たんかに関係ないところに異動ですよ。

例えば、会計課の経験者は再任用職員だけです。管理職など正規職員は未経験者です。例を挙げたら切りがありません。現場は悲惨です。こんな無理な異動で心を病んで休んだり、退職者が続出しています。通常の役所では考えられないような職場環境で、職員がもがいているんじゃないかと私は心を痛めています。あるいは、それを聞いたみんなが心を痛めています。

今回の事件の本質は、組織が疲弊しているのが根本原因です。市長の人事が原因です。組織が壊れていては、職員も市民も不幸です。安心して働く職員を通じてこそ、弥富市民も安心して生活できます。

生涯学習事業について質問します。

弥富市総合社会教育センターの特徴は何ですか。生涯学習課の組織体制は、合併して市になった平成18年頃からの増減はどうですか。生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（平野広行君） 中野生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（中野 修君） 弥富市総合社会教育センターは、年齢や性別を問わず、市民皆様の多種多様な生涯学習を支援するため、様々な講座や教室を開催し、学習していただく機会を提供するほか、文化活動やスポーツレクリエーション活動など、学習機会の場を提供するために平成元年に建設されたものでございます。

また、職員体制であります人事面につきましてはほぼ横ばいですが、会計年度任用職員の割合が多くなってきている状況でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 平成元年に弥富市社会教育センターが建設されたことによって場所ができました。そこで様々な人に呼びかけて、次々と団体を設立してもらっています。

そして、社教センターとして体験教室、入門教室を開催して、結果的には各種団体の新規会員の獲得に結びついていますので、人口4万人のまちにしてはすばらしい文化スポーツ活動が行われています。

逆にそれを支える現場は大変悲惨です。私も農業文化園、名古屋城、東山動物園など、土・日の勤務をしました。任意団体を支えたり、実行委員会の事務局もやりました。その悲惨さは経験しています。特に、社教センターでは夜9時まで開館しています。そのシフトは、いわゆる正規職員1人と会計年度任用職員1人の2人です。ここで行政をしようと思っても、公休日がばらばらで分散しているので、全員で意思疎通のために会議をやろうにも、課長として全員がそろってどうしようと、そんな時間はないんです。行政として、こういう体制では非常に厳しいです。これでは真つ当な行政はできません。

次に、生涯学習課の独自事業と各種団体のサポート業務の割合はどうなっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 中野生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（中野 修君） 生涯学習課の独自事業と各種団体のサポートの業務割合につきましては、割合を示す具体的な数値はございませんが、独自事業が減少傾向にあります。

また、各種団体のサポート業務につきましては、時代の流れとともに複雑・煩雑化の傾向にあると感じております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 結局、こんなサービス施設に関しては、行政が直営でやるということはあるにも効率が悪いし、現場の利用者のお世話で終わってしまっているというのは時代遅れです。

次に、現金の取扱いについて、愛西市など他の自治体の生涯学習施設の管理運営状況と比べて弥富市は改善が遅れていませんか。

○議長（平野広行君） 中野生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（中野 修君） 現金の取扱いに関しましては、弥富市公金等取扱適正化対策委員会の中間報告にお示しをさせていただいておりますが、キャッシュレス化を検討しておるところでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 生涯学習に関する基本計画が、まだ策定されていません。

そもそも、この生涯学習に関して、体系的な事業報告と毎年の検証もされていません。実はこれは既に法定でやらなきゃいけないです。蟹江町のホームページを見て知りました。それが、僕も実は議員になる前に、生涯学習課の職員と話をしていた必要だとおっしゃっていました。だけど、結局、本庁のほうがちんと人を配置してくれないとできないんです。生涯学習課の職員が自ら調査・分析し、市民ときちんと話し合って検証と計画をつくっていく必要があります。もうこれを機会に、行政職員が団体のお金に振り回されるだけでなく、本当に市民のためになる計画の策定ができるような環境を整えてください。

次に、本件の事件の教訓を教育長は管理者としてどう生かしていきますか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） このたびの生涯学習課における不適切処理、公金紛失という市役所の信頼を損なう事態が発生してしまいましたことは、誠に申し訳なく思っております。今後は二度とこのような問題が起きないように、公金等取扱適正化方針を定め、チェック体制の確立、徹底、現金管理責任者の役割を明確化して、職員の適切な対応を促すとともに、組織

を挙げて取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 失礼しました。教育長を読み間違えてしまいました。

実は今の質問は、通告した時点では教育長に答弁を求めています。しかし、副市長が委員長であるところの懲戒処分に関する委員会で処分の軽重が決定され、去る6月6日に教育長最後の仕事として、3人の部下に懲戒処分を下し、恐らくその部下を処分した自らの手で自らを罰する、けじめをつけるという意味で辞職をされました。これは管理監督者として、組織の規律を自ら示す清い組織のリーダーとしての規範を示された身の処し方だったと思います。しかし、奥山教育長は自ら業績を自慢しないので、皆さんあまり御存じないでしょうが、教育の現場と福祉の現場をつないだり、防災や、上げ出すと切りがありませんが、組織のリーダーとして人と人の組織をつなぎ、多くの人や組織を育ててきました。弥富市における大きな事件という意味でもまだ道半ばであり、多くの部下を残したまま去るのは管理監督者としてつらかったろうと思います。

市長として、教育長の辞任を思いとどまらせることはできなかったのか、あるいは辞任しなくてもよいような環境整備ができなかったのか。教育長の任命権者たる市長として発言されたいことがあればお聞きしますが、なければ次の質問に移ります。

次に、コミュニティ推進事業です。

弥富市におけるコミュニティ推進事業の定義と発足の経緯、現在の目的と成果をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） コミュニティ推進協議会は、住みよいまちづくりのため、住民の自主的なコミュニティ活動を通じ、新しい連帯感を育て、自治意識の高揚を図ることを目的としています。昭和60年代に、各小学校区に在住、在勤する住民により、各小学校区単位で立ち上げていった組織になります。

コミュニティ推進協議会の活動としては、体育委員や文化委員といった地区選任の役員が中心になり、体育祭や盆踊り大会などを行っています。住民自治に基づく個性豊かで自立した地域づくりに向け、新たなコミュニティの形成を目指すという目的は現在でも変わっておりません。しかし、コミュニティの組織強化という点では、現在のところ目的の達成には至っておりません。

現在では、少子高齢化や価値観の多様化などに伴い地区役員の選任にも苦慮され、活動も停滞傾向にあり、住民主導型の自立した活動への移行の遅れも見られます。将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ活動の促進が大きな課題となっております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） では、事務局の業務内容、特に団体の金銭の取扱い、業務量、そのうち平日の時間外勤務、休日出勤は何時間、何日、あるいは時間外勤務手当はどれぐらいでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） コミュニティ事務局が担う業務内容としましては、詳細を定めたものはございませんが、各小学校区の区長会長で組織する区長6役会に提案させていただきましたコミュニティ推進担当職員設置要綱（案）におきまして、1つ、協議会の会合等に参加し、地域の実態を把握すること、2つ目として、協議会の事業計画に基づく活動及び課題解決に向けた支援に関すること、3つ目として、協議会の提言、相談に応じ、庁内関係部署との連絡調整に関すること、4つ目、協議会が市に行う補助金の申請等に関することとしております。

団体の金銭の取扱いにつきましては、本来は団体の会計担当等で管理していただくものですが、担い手がいないことなどもあり、事務局業務の一環として、市職員が協議会の通帳を管理し支払いを行っている団体もあります。

時間外業務につきましては、コロナ禍前の平日の時間外勤務時間は1人当たり99時間で、その手当は21万134円、休日の時間外勤務は1人当たり15時間で、その手当は3万6,512円となっております。

なお、週休日に4時間、または7時間45分を超える場合は振替休となります。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 報告された時間と金額は、通常の勤務時間内の業務量は含まれていませんので、それとコロナ禍で活動が少ないときの数字ですので、活動が再開すればもっと増えると思います。この時間と予算を集約して有効に使えないでしょうか。今回の事件を受けて、一刻も早く現金を触ることから解放してあげてほしいと思います。

次に、担当職員の条件、決め方、担当職員に対する研修体制、組織としての責任を取る上司は誰なのかお伺いします。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） コミュニティ事務局の担当職員の条件や決め方につきましては、職員の人材育成の面では、住民とのコミュニケーションを通して貴重な経験を積んでもらうこと、また地域と行政との連携強化を担う役割もあるため、実務経験などを勘案して適切に事務局担当者を充てております。

担当職員の研修につきましては、毎年度担当者説明会を開催し、コミュニティ事業の目的や必要性について理解を深めてもらっております。

また、時間外勤務手当、週休日及び休日出勤の取扱いについても説明し、適正な業務の執

行に努めています。

市職員がコミュニティ事務局を担当するに当たり、コミュニティ業務の一助となるようファシリテーション研修を受講してもらっております。具体的には、市の組織内部と住民との協働の場面等において参画を促し、議論を活性化し取りまとめていく能力向上を図ることを目的とし、会議運営能力の向上に努めております。

責任につきましては、事務局職員を担う辞令を出しておりますので、担当課である市民協働課をはじめ、組織で責任を取ることをなると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ちょうど仕事の最前線で中核となる人材をコミュニティの業務担当者として充てています。もちろんこれは長期的に見たときに、職員を市民と接して協働を進めるということで、非常に有意義な事業だと思います。

ただし、今回このお金の問題から気がついてしまったんですが、ちょうど一番どこの課でも中核となる人がコミュニティの事業に使っている時間は数%だとは思いますが、ただ、その数%の手間を本来の業務にかければ、何倍もの仕事の質が上がるという機会を逸していると思います。ですので、役所の職員の育成という点でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、担当職員から改善提案など、有無とか内容があったんでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 少子高齢化や世帯構成の変化、価値観の多様化などにより、地域間、住民間の連帯意識が希薄化してきております。この変化により、役員等の成り手不足が深刻化により、コミュニティ組織が弱体化してきております。このことにより、体育祭や盆踊り大会などの事業遂行型のコミュニティの在り方に限界が来ていると感じております。

地域における防災対策、高齢者対策などの必要性が高まっております。今後は地域に目を向け、地域にとって必要な事業、やれる活動を考え、組織や活動のスリム化を図ることも検討課題です。地域の課題を自ら解決していく課題解決型のコミュニティに変わっていく必要があると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開は午後1時00分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 先ほど佐藤議員の質問に対しまして、回答が不足しておりましたので追加で御答弁させていただきます。

改善提案としまして、コミュニティ事務局を担当する職員につきまして、現在の体制である２年任期の兼務辞令体制ではなく、担当課の職員で対応することによって地域と向き合えるような体制を構築していく必要があると考えております。

以上です。申し訳ございませんでした。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○６番（佐藤仁志君） この制度が始まったときから、歴代担当者から改善すべき提案が継続的にあったはずですが、しかし、事業を統括する部署がないために、いつまでたっても改善されなかった残念な結果です。

第２次弥富市総合計画で地域活動拠点施設整備事業、この進捗と活用をお伺いします。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 地域活動拠点整備事業の進捗状況ですが、本年４月から弥富まちなか交流館の中に市民活動スペースをプレオープンしました。市民活動団体に登録していただいた方々による打合せや資料づくりなど、ワークスペースの場としての活用を想定しております。また、将来的には指定管理者制度など民間活力の利用も検討課題です。例えば、このスペースの管理運営をＮＰＯ法人等に委託することにより、多様化する市民ニーズと社会資源のマッチングを行う場としての活用も検討しております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○６番（佐藤仁志君） 住民ともしっかり向き合える人材を確保して、盆踊りや運動会をどうするのか、防災訓練をどうするのか、弥富市として全体で調整する必要があります。

ただ、このときにコミュニティというのは、地域の自発的な活動だからという建前で地域だけで決めてくださいと、そういうのは無責任だと思います。そもそも発足のときから行政目的で始めた事業ですので、やはり仕掛けた側の行政が責任を持って調整しなければならないと考えます。

では、次に、保育所の改善と民営化に移ります。

憲法や児童福祉法における保育の意義や弥富市としてどのように実践しているのか。弥富市の公立保育所は、民間の認定こども園と比べて劣っているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えいたします。

本市の保育の実践については、憲法による基本的人権の尊重や生存権の確保等の考えに従い、児童福祉法の理念に沿い、児童が健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整

え、健全な心身の発達を育むよう取り組んでおります。その上で、本市の保育士は、関係団体が主催する研修会や講演会に可能な限り参加をし、自らも研究会を重ねて保育の知識習得に努めております。したがって、公立保育所の保育レベルが民間の認定こども園等に劣っているとは考えておりません。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 言いたいことを全て言っていただきました。

そういう意味で、昭和30年頃ですが、農家の嫁も農作業の最前線で遅くまで田植や稲刈りをして、御飯炊きをして、私の母もそうでした。そこで子供たちを預かる保母さんを最初の頃は地元が雇用したそうです。親だけでなく地域の大人も、保育士さんも、学校の先生も、それはそれは子供のために大切に育てたのが弥富の伝統です。

次に、一定期間指定管理者制度で事業者の能力を検証し、利用者にもなじんでもらい、結果がよければ完全民営化に移行する方法というのを検討しましたが、碧南市は社会福祉協議会に移管しています。この方法を検討しましたか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 指定管理者制度の一定期間の導入について検討はいたしましたが、移管による民営化に伴う財政的なメリットが早期に得られないことなどを理由に見送りをさせていただきました。

事業者の能力については、プロポーザル方式による選定段階において、当該事業者のこれまでの実績と本事業における提案をしっかりと見極めてまいります。また、市福祉協議会への移管についても検討はいたしましたが、保育所等の運営実績がないことと保育士等の人材確保が困難であると判断し、移管候補の対象としてはおりません。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 今回の保育所の民営化の原因が、公共施設の再配置に基づいていることが本末転倒です。

碧南市では、経験豊富な保育士の安定確保、市全体の保育の質の向上を目的として移管しています。確かに現在では、社会福祉協議会にノウハウがないのはそうでしょう。ですから、ノウハウのある社会福祉協議会とジョイントする方法等も今後は検討してほしいと思います。子供たちを中心に考えていただきたいと思います。

次に、仮に現有9か所の保育所に正直施設面では余裕があると、子供が減っていくと、弥富市に良質な幼稚園の増設が必要であるならば、2か所程度を認定こども園とするとして、本来弥富市自らが実施をするべきじゃないですか。仮に2か所を廃止して民間の認定こども園に売り渡すのであれば、じゃあどの場所が、どういう方法が最適であるか市民のニーズも精査した上で再検討すべきではないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 多様化する教育・保育ニーズや施設の老朽化などの課題に対応するため、他の自治体より遅れている公立保育所の民営化に併せ、認定こども園化を進めたいと考えております。

民営化する場所については、公立保育所の地域における子育て支援の拠点としての機能と役割や地域住民の公立保育所に対する期待を考慮し、原則として各小学校区等に1つの公立保育所を配置できるよう配慮をまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 弥富市の資料を読んでいると、幼稚園をベースにした認定こども園のメリットを言っていますので、そこの移行を想定していると思います。ところが説明会では、今の保育所のままちゃんとできますよというような説明もされています。ここが大きな疑問であり、大問題です。

考えてみてください。幼稚園児は2時に帰ります。その後、母親に思いつ切り甘える時間があります。これに対して、保育所の子供たちは保育士と過ごす時間11時間のほうが母親と過ごす時間よりはるかに長い。長時間子供たちの集団として過ごすわけです。大人から見れば大した違いがないように思うかもしれませんが、保育所で11時間過ごす子供にしてみれば全然違います。

お迎えをした後の母親、保護者は、様々な家事を猛烈なペースでやりながら子供の世話をしています。昼間働いた上で子供を育てる負担は大変です。朝御飯を食べずに連れてこられる子供は珍しくありません。保育所は母子家庭、父子家庭、その他様々な家庭の事情と向き合っています。発達障がい、様々な障がい児、これを受け入れているのも公立保育所です。まさに子供たちのセーフティーネットとして、保育時間内だけでなく、子供たちを支えているのが公立保育所の果たしてきた役割です。子供と家庭環境を考えて幼稚園がいい場合もあるでしょう、保育所がいい場合もあるでしょう。しっかりと選択しなければなりません。

ところで、ひので保育所と弥生保育所の建設費は幾らですか。他都市では施設が古い保育所から順番に、建て替えの負担を減らすために移管しています。ですから期限を切って建て替えなさいとか、早急に建て替えを求めています。

弥富市の指針を読むと、移管法人の負担を軽減するために経過年数が少ない保育所を対象としている。弥富市の負担を減らすという目的と矛盾しているんじゃないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） ひので保育所の建設費は3億7,275万円、弥生保育所は約3億4,780万円となっています。この2つの保育所を対象としましたのは、移管先法人の公募に当たり、より多くの優良な事業所に応募していただけるよう、また移管後も健全な運営が継

続できるよう施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、建設後の経過年数が少ない比較的新しい保育所を対象としたためです。

また、多様化する保育ニーズだけでなく、幼児教育を望まれる声が増加しておりますので、幼稚園機能を併せ持った認定こども園化を図るため、比較的大きな施設を対象といたしました。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 現在はどこも保育士さん、幼稚園の先生の求人難に苦しんでいます。職員が確保できない場合、どうなりますか。一方で、厚生労働省自体が保育所の2025年問題として、将来の保育所等の子供が減ることによる経営危機を指摘しています。

仮に、建物を無償譲渡した後に当該法人が経営不振に陥った場合、その法人、理事会の理事長はいい人だと思います。ただ、だからといって詐欺等に引っかかったり経営が立ち行かなくなった場合、事業が廃止されるリスクをどう考えますか。仮に無償譲渡しちゃった後に法人の運営が不適切な場合の対処方法がないんじゃないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 職員の確保については、民営化する保育所の会計年度任用職員のうち、引き続き移管先での勤務を希望する方を優先的に雇用していただくことと併せ、雇用条件についても現状を維持していただくよう要請してまいります。また、御指摘されるリスクを最小限に抑えられるよう応募条件を設定した上で公募を行い、企業経営や保育等に関する専門家を含めた選定委員会において、市及び地域住民にとって最善な選択を行っていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 報道によれば、出生数が想定よりも早く減っています。民営化するんだったら、やっぱり移行措置として指定管理期間を経た上で民営化するほうが安全、妥当だと思いますが、逆に今の話を聞いていて、移管法人募集に当たって、何が何でも移管しなきゃいけないといってどんどん条件を切り下げてしまうことは、例えばこの新しい建物を無償で提供するような条件を緩めることは、弥富市民、弥富の子供に対する背任行為ですので、絶対ないようにくぎを刺しておきます。

名古屋市では有償譲渡としています。名古屋市では、譲渡金額はどのように算定していますか。豊田市では無償譲渡を前提としながらも、一定の期間貸与としています。そのメリットとデメリットはどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 児童課で調査したところ、県内の市において、保育所等の民営化に当たり建物を有償譲渡としている自治体は名古屋市のみでありました。その譲渡価格の算

定方法については、公有財産規則に基づき価額評価審議会が評定した価額を基に、市長が別に定める方法で減額した額とし、具体的には移管する前年度に不動産鑑定評価を行い、9割を減額した額で譲渡するということでした。

また、豊田市は、おおむね10年間の無償貸与後に無償譲渡をしております。そのメリットとしては、貸与期間中に移管先法人の適性を見極めることができること、デメリットとしては、貸与期間中の構造・躯体に係る修繕工事等は市が負担しなければならないということでした。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 大規模改修に国・県・市の補助を受けるためには、当然建物の所有権が必要でしょう。逆に言えば、大規模改修が必要になったときに所有権があればいいわけです。ですから、改修計画が固まったときに所有権移転をすればいいわけです。名古屋市の場合でも、実際には古い建物から順番に民営化しているようです。それでも残存価値を基に有償譲渡をしなければ、背任行為として訴えられます。市民に対する裏切りになってしまいます。そもそも弥富市の保育の現場を立て直すことが優先課題です。募集しても正規職員が集まらないところに問題の原因があります。今ある保育所の改善が先ではないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 5月上旬に、人事秘書課長と保育課程のある大学を回りましたが、全国的な人口減少の中で、保育士を志す学生も減少傾向にあるとお聞きしました。また、多様化する保育サービスや障がい傾向にある児童への対応などで保育士不足が助長され、どの自治体も保育士の確保が課題となっております。

本市においては、サービス残業や持ち帰り業務の廃止はもちろんですが、園での写真販売業務のオンライン化を進めるなど、保育の質を落とすことなく、少しでも保育士の負担を軽減できるよう保育士の意見を取り入れながら、さらなる業務改善を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） この質問は最後ですが、ゼロ歳から6歳までの間に本当に必要なことは、安定した人間関係だということは言うまでもありません。弥富が、十四山も含めてですが、長い間養ってきた安定した保育所を簡単になくしてはなりません。保育所の主役は保護者でなく子供です。これは答弁にもありました。幼児期は生涯にわたる学びの基礎となる極めて重要な時期です。もちろん先ほど研修しているとおっしゃったように、保育所でも保育士も学びの基礎力について様々な研修がされています。例えば保育所に求められる保育の質として、子供はその子供らしさが受容され、主体性を発揮することが保障されること、子供は思いが満たされることで情緒が安定し自分の世界を広げていく、これが教育です。だから単なる子守ではない、これは課長、そのように思っていらっしゃると思います。

このように、一人一人の毎日が満たされるように関わるのが保育者の最大の使命です。そして、そうした子供の姿を共有しながら、保護者と共に家庭の子供の育ちを支えていこう、この協働というのが保育所の使命です。

また、子供を一人の人間として見る保育が大切です。保護者が一人一人の子供に尊厳を持って関わっていること、子供主体の協働的な学びというのは単なる伸び伸び保育ではありません。最後にまとめると、保育所が1つ、子供主体の活動、遊びを重視していること、2つ、子供の姿を語り合う風土があること、3. 職員同士の関係性、いわゆる同僚との関係がよいこと、4. 子供や保育の姿を保護者に伝えるなど家庭や地域に開かれていること、これはずっと弥富がやってきました。

最後に、そのために園長など、リーダーを中心に保育を変えてきた経緯が重要だと言ってみえます。そのために保育士さんたちの働く環境、弥富の揺り籠とも言える保育所を大切に育てるのが弥富市全体の問題でありますので頑張ってください。ただ、民営化のほうについては、また今後いろいろと審議していきたいと思います。

次に、組織なんですが、ちょっと時間が押しておりまして、通告してある①②について、ちょっと一旦時間があれば後で聞かせていただいて、③の不適切な事案を公表する基準は定めてありますか。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 公表する基準は、事案ごとに市民への影響等を考慮し、総合的に判断しております。なお、職員が懲戒処分となった場合の公表基準は定めており、基準に基づき公表することとしております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 以上が大きな1番の冒頭のところで、大変市長に対してきついことも正直言いました。ただ、やはり今回の事件を受けて本当にこの問題は悲しいし、弥富市民にとって重要な問題なんです。職員が本当に安心して働けなければ市民も不幸なんです。ですから市長にも期待しています。

市民は市長の声を聞きたいんですよ。だから、今年はもう既に11月に選挙もあります。ですから私も応援するつもりで質問をしたつもりなんですが、どうしても熱が入り過ぎてきついことを言ったかもしれません。市長、ぜひ市長として市民に届く声があれば、ぜひお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 引き続き健全で安心・安全な市政に取り組んでまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） それでは、大きな2番に移させていただきます。

次のタイトルは、公共事業は大きいほどいいのか、時代錯誤でまちを破壊するなど、これもまたきつい質問になってしまっていますが、仮に弥富駅の橋上化事業がこのまま進んでいってしまいます。市債、借金の償還が実は30年かかります。30年後、2060年以降です。このときに65歳未満の働く世代は1990年代、これは全国も弥富もそうです。ピーク時の半分です。そうしたら全国の、もちろん弥富の鉄道利用者も半減します。そうなれば、もう線路や車両を維持することも最後は大変です。

駅施設のスリム化は必要です。そのときにはもう駅どころか、線路とか車両についても補助してくれと言ってくるかもしれません。この間に弥富市として、公共施設のリストラを計画的に進めなくてはなりません。しかも海溝型地震、いわゆる南海トラフ地震対策や、その後の復興対策も計画に盛り込まなければなりません。そもそも2000年頃に地方分権一括法で国が全国で合併を進めたのは、地域ごとに本当に必要なものを厳選し、国の政策と補助金に頼らずに地域で話し合い、地域の創意工夫でこの縮減時代、地域間競争の時代を乗り切ってくださいということです。この時代錯誤の借金頼みの巨大公共事業は、弥富市を破壊する怪獣ではないでしょうか。将来世代に借金まみれの弥富を残し、住民生活に必須の事業を圧迫している弥富市を破壊する怪獣とも言える事業について質問します。

まずJR・名鉄弥富駅の整備について。

岩倉市では、名鉄犬山線の石仏駅に寄附をする形で駅舎とトイレの整備をしています。岩倉市と弥富市の方法を比較して、それぞれどのようなメリット・デメリットがあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） お答えします。

駅周辺の立地条件や自治体の抱える問題点などは様々であり、単純に比較することはできませんが、岩倉市の石仏駅の整備は、西側にある既存駅舎の反対側に東側改札口を設置し、スロープ等によりバリアフリー化を図り、駅の東西両側から駅にアクセスするために駅施設を整備したものであり、本市の事業目的とは異なるものと認識しております。

一方、本市が進めております自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、駅施設を整備するものではなく、市が道路として管理する自由通路を整備し、鉄道により分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者、自転車等の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的として整備するものであり、一度に複数の問題を解決することができる事業であると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 2番では、新城市のエレベーターつき跨線橋について聞いたり、③番

で可児駅のこともと聞いているんですが、今みたいな答弁ということですので、あくまで現在の大風呂敷に固執すると、まさしく大怪獣であると思いました。

そこで肝腎の④番についてお伺いします。

J Rとの協定書第16条第2項に、2倍の損害賠償という事項があります。これについて詳しい説明をしてください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） J Rとの協定書第16条には、損害の負担について記載されており、自らの責めに帰すべき事由により工事の中止がされた場合において、相手側に損害が発生した場合には、原状回復に要する一切の費用及びその他本事業が中止に至らないものと相手方が信頼したことに伴う全ての損害額の合計額を2倍した金額を損害賠償予定額として負担することとされております。

自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、長期間に及ぶ事業を計画的に進めていく必要があります、事業を停滞もしくは中止することはお互いに大きな損害が生じることとなり、そのような事態にならないためにも損害賠償金額を2倍とすることで抑止効果を図るものでございます。

この条文につきましては、他の自治体の協定内容を参考にしながら、事業が停滞することによる双方の損失を鑑み決定したものでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 議員の皆さん、初めて聞いたでしょう、今の2倍条項。相手が例えば設計しました、実際こんだけやりましたからそれは払ってね、それは分かります。だけど、これが成功すればこんだけやるはずだったから、しかもその2倍を払えと言っているんですよ、2倍を。

ここで問題にしたいのは、思わず机をたたいちゃうんですけど、これって3月議会のときに皆さん説明を受けましたか、あの資料に入っていましたか。完全な背信行為ですよ。あの議決は無効です。完全に無効です。協定を早く撤回してください。もう一回議案を出し直してください。ふざけんじゃないですよ。

次に、土地区画整理事業についてお伺いします。

平島中土地区画整理事業の補助金と内容について詳しく説明してください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 平島中土地区画整理事業は、施行面積約29.4ヘクタール、組合員数298名の組合施行による土地区画整理事業で、平成8年11月6日に組合が設立され、平成23年12月2日に解散認可されております。

役員の方々や組合員及び関係者の皆様方の御理解、御協力により、日光大橋西線をはじめ

とする都市計画道路やひので公園、中部1号下水路など都市施設が整備され、良好な市街地が形成されております。

総事業費は、解散認可時の支出総額30億3,245万1,718円で、このうち補助金、助成金といったしましては、補助金が15億3,948万6,000円、これは施行地区内で幅員12メートル以上の都市計画道路の築造費、物件等補償費、用地取得費が限度額で、補助額の内訳は国費2分の1または10分の5.5、残りを県費と市費がそれぞれ2分の1負担しています。

次に、市の助成金が4億5,000万円、これは弥富市土地区画整理事業補助金交付要綱により定められた組合設立認可に要する費用、道路及び排水路の築造に要する費用の95%以内、幹線道路用地の計画幅員から6メートルを控除した面積の取得に要する費用となります。ただし、国及び県の補助金並びに公共施設管理者負担金の対象となったものは除いております。

以上が平島中土地区画整理への補助額と内容でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 現在、車新田地域で土地区画整理事業を検討していますが、これがJR・名鉄弥富駅の利用者を呼び込むという形であるならば、強いて言えば北側の鯛浦地区の調整区域を区画整理するほうが理にかなっています。皆さん望んでいますよ。だけど、前の一般質問でも市も認めています、肝腎の住宅取得層となる子育て世帯が流出しています。なぜか。昨年から土地建物の売買に当たって、不動産事業者が重要説明事項として、ハザードマップで水害の危険性を具体的に説明することになっています。既に既存の宅地でも苦戦しているわけです。取引額にも表れています。

例えば、名古屋市にイオン茶屋というのがあるんですが、あの辺り、あそこは調整区域だったんですが、地面が低いので水害に遭うから駄目だというのに対して、組合で水害に遭わないような土地をかさ上げするという事で区画整理事業ができました。

そもそも津波における一次避難場所も、指定避難場所も確保できていないじゃないですか。弥生学区なんてひどいもんです。さらに増えてくる区画整理事業の人間はどこへ逃げたらいいんですか。区画整理事業は、前の例でいっても30億のうち15億を弥富市からの持ち出しでなければ事業費が賄えない、これってもう典型的な不採算事業ですよ。長期的に土地の値段が上がっていく時代の事業であって、地価が下がっていく時代に始める事業であり得ません。

注意していただきたいのは、弥富市民の税金から持ち出された15億とかそういうお金はほとんど戻ってきません。固定資産税や住民税で戻ってくると思われがちですが、それは道路や維持管理、住民サービスに必要な予算、それだって全部賄えるわけじゃないんです。物流倉庫のように事業所であればうまみがあるかもしれませんが、結局地方交付税で計算されてチャラです。区画整理が終わらないうちに南海トラフ地震が起きる場合、恐らく2040年まで

には起きると言われています。2040年までにどんな状態ですか、多分地主さんも弥富市も悲惨な結果が待っています。

次に、排水事業です。弥富市の排水を担っている土地改良区の運営資金、負担割合など事業の概要と、弥富市からの補助について詳しく説明してください。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 排水を担う土地改良区の運営資金につきましては、直近の令和2年度の内容としまして、管内の4土地改良区による決算の合計としまして、約4億3,950万円になります。

次に、負担割合による事業概要につきましては、県営事業の場合は幹線排水路や排水機場など、高い公共性を有する施設は改良区負担ゼロ%、用水施設や末端排水施設など受益者が特定されるものにつきましては、最小限の負担である1%になります。また、土地改良区が行う単独土地改良事業による排水路改修につきましては、地元負担1%になります。

次に、本市から土地改良区への補助につきましては、令和4年度当初予算としまして、土地改良区運営補助金が900万円、土地改良施設管理補助金が5,250万2,000円、土地改良施設整備補助金が3,672万6,000円を計上しております。

土地改良区とは農地の耕作者や所有者などを組合員とする組織であり、用排水路の整備やパイプライン、揚水機場、排水機場などの土地改良施設の維持管理を行い、本市の農業生産の基盤を支えています。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 1%で、でも実際に払われる農家の負担は大きいです。

非農家の方に農家の負担を知ってもらうために、広報などを検討してはどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市におきましては、雨水また生活排水の多くは、市街化調整区域内の各土地改良区が管理しております排水路を経由し排水しております。また、議員御指摘のとおり、これらの排水施設整備費などにつきましては、その一部を地元負担金として関係土地改良区が負担をしており、これが農家の皆様の負担となっております。このことにつきましては、非農家の皆様の多くは日常的に認識されていないことであると考えております。

議員より、広報などでの周知の検討をしてはとの御提案をいただきましたが、今後、広報などで土地改良事業の紹介や周知をする機会がございましたら、併せてお知らせをさせていただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 東海財務局による報告によれば、弥富市の借金の償還能力が「やや注

意」から「注意」に悪化しています。原文のままに読むと、地域の大半が海拔ゼロメートル地帯であることから、防災対策事業を継続的に実施する必要があることに加え、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上化駅舎事業、学校等公共施設の長寿命化対策等が控えており、財政負担のさらなる増加が見込まれる。だから、「やや注意」じゃなくて「注意」だと言っています。

排水機の状況ということになれば、弥富市としても相応の負担が求められるのは当然であり、土地改良の組合員は、今農業面では非常に厳しい状況の中にあります。この排水利用をいかに維持していくか、長期的に弥富市として大きな課題です。市街化区域の土地を買った方は、そのようなことを十分知らされていないので理解できないのは当然です。私も防災講演会などで土地改良区の排水機を紹介させていただいておりますが、今後は弥富市として、排水対策の重要性をＰＲしていただけるようお願いします。

次の質問なのですが、残り時間が少ないので財政見通しということで、実際に償還額が幾らか、これについてはまた委員会で詳しく聞かせていただきます。

問題なのは、やはり現在は、あまりにも超低金利で借金に対して鈍感です。ところが250億もの借金がある。これが詳しく聞いてみると、固定金利じゃなくて、やっぱりその30年固定金利はあり得ないので、やっぱり10年ごとに見直しがあるということは、今アメリカの公定歩合も上がってきています。世の中どうなるか分かりません。だから、特別会計含めて約250億としておきましょう。1％上がったら2億5,000万、これは毎年ですよ。今の弥富市の財政、予算を組むのに2億5,000万はあまりにも大きいですよ。

このようにちょっと一度、弥富市の財政が今後人口が減る、海拔ゼロメートル、防災、この厳しい中で、僕は職員の皆さんを信頼しています。だからきちんと声を上げて、やらなきゃいけないところにお金をちゃんと充てる、無駄な借金はしない。これが皆さんこそ地球防衛隊、弥富防衛隊として、この巨大な無駄な怪獣によって弥富が破壊されて、弥富の市民の生活がそれこそ難民化しないように、ぜひ職員の皆さんの奮起を期待して一般質問を終わります。以上です。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時39分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

通告に従いまして、虐待もいじめもない弥富を目指せと題して一般質問を行います。

子供の虐待やいじめが後を絶ちません。子どもの権利への重大な侵害であります。

そこで質問の趣旨でございますが、子どもの権利を守るための市の取組を伺い、虐待もいじめもない弥富へ、その道筋を明らかにすることということにあります。

千葉県野田市で、当時小学4年の女子児童が父親の虐待により死亡をするという何とも痛ましい事件から3年が経過をいたしました。同市のホームページには、女兒の虐待死に対する報告書が公開をされております。

こちらなんですけれどもね、かなり六十何ページで分厚いんですけど、当時のその事件の経過、どこが問題やったかという課題の提示、それに対してどう解決していくかという提言という部分に分かれていまして、本当に赤裸々に書かれております。内容のすごい濃いものなので、関係各所の方も読まれているかもしれませんけれども、これがあったということで、ちょっと質問の趣旨が大きく今回は変わってしまいます。

この報告書の終わりの部分には、これは引用ですけども、「本事例は、父から暴力を受けていた本児が、学校のアンケートに「先生、どうにかできませんか」と記入の後、学校が市に通告したことが発端となって本児への支援が始まった。児童本人がこうした訴えをすることはまれであり、勇気を持って訴えた本児は何としても守られるべきだったし、救える命であった」とございます。そして、改善策として提言の1の1には、子どもの権利擁護、子どもの最善の利益を最優先にした取組を貫くことと書かれております。

それでは、本題に入ってまいります。

最初に、虐待の件数と学校におけるいじめの件数の確認をしたいと思います。

資料をお願いします。

これは、虐待件数の推移でございます。児童相談所が相談を受け、指導や措置等を行った件数をカウントしたものであります。一貫して右肩上がりになっており、令和2年度は約20万5,000件を超えるまでになっております。

次、2番目をお願いします。

こちらは、全国の学校におけるいじめの件数であります。全国の小・中・高校などで認知をされたいじめの件数は、2014年度以降増加傾向が続いておりましたが、2020年度は大幅な減少に転じました。学校種別で見ますと、小学校は前年度比13.1%の減、42万897件でございました。中学校は8万877件、高校は1万3,126件で、それぞれ前回から24.1%、28.5%の減となっております。ただし、この減少は文科省によりますと、コロナ禍で児童・生徒の物理的な距離が広がったことや、授業や部活動が制限されて対面でやり取りする機会が減ったことが影響したとのことであります。要は人との対面がないからいじめが減ったと、何とも皮肉といえますか、そういう結果になっております。とはいえ依然として高水準が続いてお

り、また圧倒的に小学校におけるいじめが多いことが分かります。

切り替えてください。

また、年間30日以上欠席となっている不登校の小・中学生は17万4,000人を超えており、前年比約1万1,000人増で、こちらは過去最多となっております。近年は小学生の数が増えていることが分かります。

閉じてください。

弥富市も例外ではありません。いじめもあります。いじめが原因で登校できない小学生や、やむなく転校を余儀なくされた生徒もいるでしょう。このような状況に、国は子どもの権利、またその考え方を特に平成28年以降、法や指針に位置づけたことは皆様も御存じのとおりだと思います。

ここで、子どもの権利について若干触れておきたいと思います。

東京大学名誉教授で子どもの権利条約市民・NGOの会代表の堀尾輝久氏が次のように述べております。ここから引用でございますが、「子どもの権利条約第3条に掲げられ、子どもの権利の軸になっている『子どもの最善の利益』（ベスト・インタレスト）とは何でしょうか。インタレストを「利益」という前に、「興味・関心」という意味で理解することが必要です。親や保護者が一方的に、これが最善の利益なのだと押しつけるのでは、本当の意味での子どもの最善の利益の保障にならないどころか、子どもの存在を無視したことになります。子どもの最善の利益とは、子ども一人一人の要求に耳を傾け、目を合わせ、受け止めるという感性を含んで初めて理解されるのであり、子どもへの働きかけの前提が築かれるのです。子どもの充足感が得られるような状態と、そのための関係づくりが大事です。子どもの権利というのは一人一人が持つ権利ですが、同時に要求した主体と、それを受け止めて対応する側との関係を含むものであり、受容的・応答的關係性の中で、子どもの権利を捉え直していく姿勢が大事です。以上のことを理解しながら、何がこの子の本来の要求なのかを考えて、子どもの権利に応えることが最善の利益を実現することです」とあります。

引用は以上なんですけれども、つまり子どもの最善の利益とは、子供一人一人の要求に耳を傾け、目を合わせ、きちんと受け止めて応えてあげる、受容的で応答的な関わり方、関係性を持って子供の要求に応えてあげるということでもあります。極めて大事な指摘です。そして、その関係性の中で子供は成長、発達できるということは言うまでもありません。

資料をお願いします。

この第3条、子どもの最善の利益と第12条、意見表明権を中心軸として、第2条の差別の禁止、第6条の生命・生存・発達に関する権利を足した4つの権利が子どもの権利条約の一般原則と言われております。

閉じてください。

この子どもの権利条約は、基本的人権を子供に保障をするため、1989年（平成元年）第44回国連総会で採択をされた条約であります。日本は1994年（平成6年）に批准しております。この条約は、子どもは権利の主体であり、その権利を自ら行使できるものと認め、基本的人権を全ての子供に保障するために必要な様々な権利を総合的に定めております。

この子どもの権利が様々な法律に位置づけられたことについてでございますが、その最たるものは、子どもの権利条約を基本理念に据え、平成28年度に改正をされた児童福祉法であります。総則規定に子どもの権利が基本理念として捉えられております。

資料をお願いします。

ちょっと見にくいですが、第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定をされ、第2条では「全て国民は、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とあります。そして、第3条は、上記の2か条は「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、全て児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない」とされたのであります。総則規定にここまで書かれたことは画期的なことであり、日本の全ての子供に関する法律の根幹に子どもの権利が据えられたことになります。

資料を切り替えてください。

教育のほうでは、同じ平成28年12月に超党派（自民党、公明党、当時の民進党、当時のおおさか維新の会など）の議員立法で教育機会均等法が成立をしております。

第1条の目的には、「教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等を、総合的に推進することを目的にする」と書かれたのであります。

閉じてください。

母子保健法の改正も、平成28年度でありました。子どもの権利との文言はございませんが、児童福祉法の改正と併せ、市町村に妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が努力義務としてきちんと位置づけられておりました。

資料をお願いします。

さらに平成29年度には、保育所保育指針、幼稚園教育要領、こども園教育・保育要領が同時改訂をされ、内容の統一と子供への受容的で応答的な関わり方が記載されております。

切り替えてください。

そして、2020年には、体罰の禁止を明記した児童福祉法の改正であります。同時に、附則第7条に、政府は施行後2年をめぐり、子どもの意見表明の権利、また子どもの権利を擁護するための仕組みをつくることとされました。主語は「国は」ではなく「政府は」とな

っています。これは条例の解釈上、国も地方もという意味であると理解をしております。

閉じてください。

以上のように、子どもの権利、またその仕組みの構築まで矢継ぎ早に、多分野にわたり法や指針に位置づけられたのであります。これは、いじめや虐待の問題を家庭の問題や学校の指導上の問題として捉えるのではなく、何よりも子どもの権利の問題として、国も地方も捉え直していかななくては解決はしないのだという決意の表れではないでしょうか。

子どもの権利を基本に据える法整備が行われた今、市として関係する部署や機関をはじめ、市民と共にその思いを1つにして、いじめも虐待もない弥富市を目指し、その具体的な道筋を明らかにすべきではないでしょうか。

そこで、子ども支援、子育て支援、保育・教育、母子保健、児童相談所、警察、要保護児童対策地域協議会などを含めたいじめや虐待防止対策の全体構想、市としてのグランドデザインを示すことを提案をいたします。これは、市民と共に取り組むために必要であるからであります。市としての基本的な考え方と、現段階で描かれている全体構想について伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市におけるいじめ防止対策といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づき設置された弥富市いじめ問題対策連絡協議会において、関係機関及び部署からの専門的な立場の委員により、子どもの権利を念頭に置いた協議がなされております。

また、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、または生徒指導部会を中心に子供たちの心の変化や行動の変化を捉え、情報を共有し、家庭とも連携して相談、指導に当たっております。

虐待問題につきましては、児童課所管の弥富市要保護児童対策地域協議会を核といたしまして、児童相談所や警察などの関係機関と連携強化を図っております。また、市内の小・中学校や保育所、認定こども園、児童クラブ、児童館、子育て支援センター、母子通園施設、ファミリー・サポート・センターなど、様々な子育て支援施設と情報共有を図り、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努め、地域の子どもたちの権利及び安全の確保に努めております。

本市の特徴といたしましては、平成27年度に要保護児童対策地域協議会の委員として、当地域の基幹病院である海南病院の小児科や海部医師会及び海部歯科医師会の代表者を追加委嘱いたしまして、虐待が疑われる児童等への支援体制を強化いたしました。

また、令和2年度に、新庁舎3階に保健センター及び子育て世代包括支援センターを併設し、児童課などの関係部署と迅速かつスムーズに情報共有を図っております。さらに令和4年度より児童課に保健師1名を追加配置し、子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。

同課に所属する家庭相談員２名と共に、市内の全ての子供と家庭及び妊産婦等を対象といたしまして、特に要保護児童及び要支援児童に対し、積極的かつ継続的な支援に努めております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 今、部長から市のあらゆる関係部署のほうで、また市民のボランティアも含めて早期に発展して早期に対応していると、そういうふうにお答えをいただいております。市としてそういう子供たちを守るセーフティーネットという、その網目を縦横しっかり密にさせていただいて、決して漏らすことのないように。

先ほどの千葉県野田市の話でもありましたけれども、内容について事細かく言うつもりはないんですけれども、どうしてもいろいろ対応されていく中で、かなり理不尽なというか、子供にとって厳しいような事案もあると思いますけれども、その中で、どうしてもその対応される方って普通の感覚を持っている方ですから、まさかそこまではならんだろうと、ひどいことにはならんだろうと、いわゆる正常化のバイアスというのが働いて、最悪の事態が想定できないことが、今回のこれに限らず、虐待等、また厳しい事案に関して起こっているわけですよ。

ですので、こういった事例が過去にもございますので、しっかり参考にとというのは語弊がございすけれども、一つ一つの他の事例であってもこういうことがあり得るんだということを、要は最悪を想定して最善を尽くすという形で、さらに今後も弥富市の中で様々な事案があるにしても、重大事案にならないようにしっかり取り組んでいただきたい、そのように思います。

次に、子どもの権利の普及・啓発と教育についてであります。

現在までに、多くの自治体で子どもの権利条約を学べるリーフレットの作成など行っております。また、共育としての共育ビジョンとして、その中で学べる機会をつくり、普及・啓発を行っている自治体もございます。生涯学習や道德の時間を活用するのもよいでしょう。

中でも特筆すべき取組は、小学生や中学生でワークショップを開催し、子どもの権利を学びながら、こんな自分になりたい、こんな自分でありたい、大人の役割、行政の在り方、困ったときどうするなど子供たち自身が理解をした上で友達に伝える、一緒に考えられるように作成した子ども版共育ビジョンでございます。

資料をお願いします。

これは、千代田区の共育ビジョンなんですね。これは小学校１年生から中学生までで、ファシリテーターに、そういうお手伝いをしてくれる大学のお姉さんにファシリテーターをやってもらいながら、次のページをめくってください。

この子どもの権利条約について、まずこの共育ビジョンについて、これはこういうもので

すよと。これは登場人物、お兄ちゃんお姉ちゃんと、ちいちゃんとダイキくんかな、こういう紹介から入って、次にページをめくっていただくと、そもそも権利って何なんだというところを子供の視点で勉強していきます。先ほど申し上げました一般原則の重要性を学んできかれて、あとは先ほど説明しました大人の役割、行政の在り方といった形で子どもの権利について学んできます。

一番の最後のページをお願いします。

例えば、それぞれ自分らの権利が分かりましたと、この教育自身は誰もが幸せになる権利、誰も不利益を得ない権利というのを子供さん自身がしっかり今も学校のほうでやっていらっしゃると思うんですけども、それが侵されたとき、困ったときどうするかというところを書かれてあるわけですよ。

ちょっとこの画面では見にくいんですけども、例えば友達に嫌なことを言われたとか、お父さんお母さんに必要以上にたたかれて怒られて、反省したらいいんだけど、怖さを、恐怖を感じたとか、そういう子供さんが得た不利益について、どこに相談したらいいかというのをここに一覧で書かれております。

去年の6月議会で自殺対策のときに、SOSの出し方教育を弥富市としても取り組んでいるし、さらに取り組んでいくというお話がございました。実はその権利条約というのは、ただ単にその法律を学ぶということではなくて、自分たちのその権利といいますか、学校での役割であるとか、そういったことを改めてしっかり学ぶ機会にもなるんじゃないか。そして、もし困ったときにはそういう相談窓口があるよということを自らで学び取ることができて、共有することができるので、いわゆるSOSの出し方教育にもつながるんじゃないか、そのように思います。

もう結構ですよ。

例えば、このような冊子を教材として、親子で子どもの権利について一緒に学ぶ機会をつくってもよいと思います。子供はもちろんですが、保護者をはじめ、大人も子どもの権利を正しく理解することが必要であるからであります。権利があっても知らなくては使うことができません。相談するという最初の一步も踏み出せないのであります。

そこで、今後子どもの権利について、普及・啓発と教育をどう行っていくのかお伺いをいたします。また、今先ほど御紹介しました弥富市においても、小・中学生版共育ビジョンのような冊子なり作成を提案いたします。市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 小・中学生版の共育ビジョンについては、全国的に先進的な市町において作成が進んでいます。本市においては、現在、小学校6年生社会科において、子ども条約等について学習しております。他に特別の教科道徳において、公正・公平、思いやり、

命の貴さについても学習しております。

中学校になると、人権教育において、これまで以上に深く学習します。また、特別の教科道徳では国際理解などの学習も扱っております。加えて総合的な学習では、教科横断的に子どもの権利、人権教育などを学習しながら、他を思いやり、助け合いながら自分らしく生きることを深く系統的に学んでおります。

そして、子供たちには、自分の権利が侵されていると感じたときの相談窓口として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加え、子どもの人権SOS、SNS人権相談などがあることを伝えております。

今後も子供たちが自分で考え、課題を見つけ、行動できるような工夫ある授業を進めながら、長所や肯定的な側面、うまくいっている部分に焦点を当て、子供たちのなりたい自分や望ましい未来の実現を後押ししてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 共有ビジョンの提案をしたんですけど、そのことについては返事がなかったんですけど、いいですか。その教育で変えていくということでもいいんですかね。うんうんと言っているんですけど、それでもいいんでしょうけど。

他教科と違いまして、子供さんたちが大事なことじゃないですか。一番の根幹の部分ですよ。いろいろいじめとか虐待も親が絡むことなんですけれども、子供が得る不利益の多くは、人間ですから好き嫌いがあるじゃないですか。馬が合う合わないもあると思います。これがいじめのいわゆる芽の部分だと思うんですね。

いい意味で競争をしていたのに負けたことが悔しくて、それが妬みであるとか、そねみであるとか、恨みであるとか、いいライバル意識でお互いに向上していけばいいんですけども、そうでなくなってしまう。今、特に人とのつながりが希薄になってきている関係上、謝っても許さない人がおるんですよね。ごめんねってやっているのに許さないんですよ。いつまでたっても、そいつがもうへこむまでやり続ける。これは大人も子供もありますけど、こういったことが大人なら抵抗もできますよ。でも子供さん方が、ましてさっきの野田市の事例で小学校4年の子がですよ、まして自分の親から押しつけみたいには一んと言われたときに抵抗できないじゃないですか。まして、そのいじめのいろんな重大案件もありますけど、1対1ならまだしも、それが複数になってしまっていて、誰も助けを求めても誰も見向きもしないみたいな、その四面楚歌の状況になったときに前向きになれるか、相談ができるか、こういうところだと思うんですよ。

そうならないために、弥富市の教育課としてもそれぞれの学校で、だからこそ道徳の時間というのを持って、命の大切さなり何なりを勉強されていると思うんですけども、ほかの教科であればテストで理解がはかれるじゃないですか。だけれども、こういったものに関し

ては、先生方が皆で話し合ってみたいな感じで終わって、それで終わっちゃうんですね。どこまで理解しているかはかれない状況が僕はあると思うんです。たまに映画を見たり、講演を聞いてその感想文を、平和教育の一つだと思うんですけども、どういう理解をしたかというのは一番大事なことであって、お互いに人権がある、お互いに尊重し合わなきゃならないということが本当にその子供さん同士で、また家庭も含めて広がっていくことが、今は精度が上がって、いじめとか虐待を見つけるという精度が上がっていますから、数が増えていくというのは分かるんですよ、先ほどの表でもね。だけれども、それを根本的に直そうと思ったら、そういう考え方というか概念から、価値観から、要はモラルを上げていくことしかそれを減らすという方法は私はないと思いますから、いろいろ学校の先生方、その教科、1つのスケジュールがありますから大変な中ではありますけれども、重大な案件にならないためにはこういったところの力を加えないと、実質社会で苦しむのはここなんです。人とコミュニケーションが取れないとかね。ありますよ、いろいろ。心身的に取れない方もいらっしやいますけど、ほとんどの方はいけるわけなんでね。ただ、でも間違っただけをやってもとがめられなかった、注意されなかったということが続いてしまうと、それがよしとして社会へ出ていったときに頭を打たれる、立ち直れない。そういうことになってしまいかねないので。

実は、この共有ビジョンというのは、別にこれと同じものをつくれとも言いませんし、これに代わるようなことを弥富市がやっているというんやったら、しっかりその子供さん方が理解するかどうかというのをはかれる機会をぜひつくって、弥富市のどの子に聞いても権利があるんだと、僕たちにも、私たちにも、こんなことを言ったらジェンダーやからあかんのか。私たちが結局幸せになる権利があるんだと、不利益を得ないんだというなりたい自分にしっかりなれるような、そういった教育をしていただきたい。

また、御家庭もそのことについて知っていないと、先ほども言いましたけれども、権利権利と言っていたって、それを皆さんが認めないと意味がないんですよ。ただの絵に描いた餅になってはもったいない、そのように思います。

それでは、次に、子どもの権利を守るための具体的な仕組みについてであります。

公的な第三者による子どもの権利擁護機関の設置であります。

子どもの権利擁護機関とは、どういうものなのか。改めて確認をしておきたいと思います。

この擁護機関の設置については、国連・子どもの権利委員会から再三にわたって日本に勧告をされていたことであります。子どもの権利擁護機関は、さきに述べました条約の一般原則を守る機関であります。機能としては第1に個別救済、第2に提案や勧告による子どもの権利を守るための制度改善、第3に行政から独立した立場から子どもの権利が守られているかの監視、そして第4に子どもの権利普及・啓発と教育であります。

具体的には、単なる相談窓口ではなく、子供の救済や支援のために、必要ならば学校や行政、その他の機関に対して調査することもでき、それら機関に対して、行為の是正や制度の改善等を求めて勧告や意見表明もできます。さらに市民への公表、必要ならばマスコミ等を通じて広く社会に訴えることもできるとしております。

現在、国でもこども基本法、こども家庭庁の設置について審議をされております。既にこのような権利擁護機関を設置している自治体は40近くございます。

先進自治体では、子どもの権利を総合的に保障をし、推進するための子どもの権利に関する条例を持っていること、そして子どもの権利を守るための子ども権利擁護委員を設置していることなど参考になります。公的な第三者機関を設置することが、どれほど子供たちを守ることになるか。また、SOSを安心して発することができることか、弥富市としても設置に向けて準備すべきであります。

そこで、公的な第三者の子どもの権利擁護機関の設置条例の制定と併せて提案をいたしますが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 子どもの権利擁護機関につきましては、公的な第三者機関として、独立した立場から子どもの最善の利益を追求することを目的とした組織された機関であると認識をしております。また、子供の代弁者として、子どもの権利の保護促進のために必要な制度改善の提案や勧告を行うことや、子供などからの苦情申立てに対応して必要な救済を提供することなど、子どもの権利擁護に対する専門知識を備えていることが必須となっております。

したがって、当機関の設置につきましては、現時点では人材の確保などハードルが高いことがございます。今のところは設置できる状況にはございません。今後、国・県及び他自治体の動向を注視いたしまして、調査・研究をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 現段階ではできないというような部長の御答弁でございましたが、今も先ほど、こども基本法に言われる推進法は閣議決定をされておるわけですね。あとは本当に細かいところを国会でしっかりそごのないよう審議をしていただいて、よりいいものをつくっていただきたいんですけども、このこども基本法の一つのみそといいますか、公的な権利擁護機関を各自治体に設置というのがセットというのか、子どもの権利を守るために絶対必要なんだと。

先ほども戻りますけれども、千葉県野田市の事案でも、子供さんが最初どうにかできませんかというアンケートに書いたことから事が発端、それ以前にも問題は実はこの御家庭はあったんですけども、その子供自身からのSOSを受け取って本格的に動き出したんですよ。

ここにはこの児童相談所、学校、警察また役所の方々、いろんな関係部署の方々が何とかこの問題を解決しようとして取り組まれるんですけれども、途中で引っ越しというのもあるんですけれども、皆さんマスコミのメディア等でも御存じかもしれませんが、あるときから、この女兒児童が急に籠もってしまう、答えない。初めは勇気を振り絞って助けを求めたわけなんですけれども、そのアンケートを開示を求められた、その関係部局がコピーを渡してしまっただけですね。あり得ないですね。

私、これをずうっと見て、その課題という部分に関しては、時系列にずうっと書いてあるのは、はてながいっぱいつくんですよ、何でそうしたと。だから、これはいろんな関わり方の部分が各部局に振られてしまうからですよ。どんどん薄れていくのか薄れていかなのか分かんなんですけど、もしその公的機関があって相談という部分で受け止めて、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーというのがありますよ。その人らに責任を押しつけるわけにもいかんじゃないですか。しっかり公的機関として、こういう事案があったときに本当に寄り添って、子供にうんと言わせるんじゃなくて信頼関係を築いて、この子が本当に不安感を取れるような、不利益をこれ以上被らないように搬送してあげる、そういう機関のことだと思いますよ。

だから、あくまでもその公的機関というと、ちょっと大層な権限を持ってどうのこうのといって考える方もいらっしゃるかもしれませんが、そうじゃない。あくまでも子どもの利益を守るための機関ですから、もしそういう機関があって、ぶれなかったと思うんですよ。だから、ここの回答にも救える余地があったと書かれているわけでしょう。最終的には、その権利を守られるべきだったんだと。誰が悪い、これが悪いじゃなくて、そのことを貫けなかったから最悪の結果になってしまったんだけど、本当にこれを反省とするのであれば、こういう事例があったときに、弥富市としては最悪を迎えないために、ぜひとも公的第三者機関という一つの形が今回基本法で決まれば、権利擁護を守る上で設置ができるわけですね。ですので前向きにというか、準備を今からしっかりしていただいて、すぐにそういうことができるように。

もちろんですよ、先ほど言った道徳とか、権利擁護の授業で市民にも子供にも、全員がそれが行き渡って周知をされて、認知をされて、その価値観というモラルが上がれば、こんな事案はもう上がってこないわけですよ。僕はそっちを目指していただきたい。もしあったら、もちろん助けてあげたい、守ってあげたいというのはありますけれども、弥富市として目指すべきは僕はそちらのほうなのかなあ。認知の件数の精度が上がって件数が増えていくんだと、今状況がそうですよね。先ほども見ていただきましたけど、いじめの件数も増えておる、不登校の件数も増えておる、虐待件数も増えている、今日は提示しませんでしたけど、ネットいじめなんていうのはずうっと増えているんですよ。年々過去最高を示しております。

こういった状況は、どうやったら改善できるのかというのは本当にもう抜本的に考えていかないと、穴が開いたから塞ぐみたいな、こんな程度のものでは駄目なんだと。だからこそ今、基本法という制定の下に動いていこう。ただ、法律はあくまでもルールですので、知らないと機能しないんですよ。

今回、こども基本法の中にも、国及び地方公共団体の周知の徹底というか、周知の義務というのがうたわれておりますよ。しっかりやっぱり皆さんと一緒に認知して、本当はこんな法律要らないんですよ、ちゃんとしていれば。だけど、守られないからこそやっぱりしっかりルール決めをしようとなっておる今の状況を、やっぱり僕らは真摯に、謙虚に受け止めて、こういう状況が一日も早く改善されるように、今また苦しんでいる子供たちがちょっとでも楽に自分の思ったような人生が歩めるように、そういう環境をつくっていくことが必要なんじゃないかなあと 생각합니다。

虐待やいじめ、不登校など、子供たちが受ける不利益はもはや家庭の問題、教育機関だけの問題ではありません。子育てするなら弥富というキャッチフレーズは、大人だけでなく子供たちこそが弥富でよかったと、弥富が大好きと言えるようになってこそ本物と言えるのではないのでしょうか。最後に安藤市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供に関わるいじめや虐待の問題につきましては、本市においても最重要課題と位置づけ、様々な対策に取り組んでいるところでございます。

学校教育におきましては、子供たちの学齢に応じた道徳教育や人権教育を通して、優しさ、思いやり、命の貴さなどを学び、人として、社会人としてのルールを身につける教育を実施しているところでございます。

児童虐待対策といたしましては、未然防止も含め、その実態の把握ができた場合には、要保護児童対策地域協議会が中心となり、迅速な対応に努めております。

また、国におきましては、1994年の子どもの権利条約の批准以降、その基本理念に基づき児童福祉法や母子保護法などの制度改正が行われ、自治体におきましても、主に教育及び児童福祉行政を推進する中で、子どもの権利を保障するための体制整備を進めてまいりました。

本市におきましては、今後も教育委員会や児童福祉部局との連携を深め、法務局や児童相談所等の関係機関をはじめ、民生児童委員や人権擁護委員など地域の方々の御支援もいただきながら、いじめや虐待などにより子どもの権利が侵されることのないよう最善を尽くしてまいります。

先ほど堀岡議員のほうから、千葉県野田市の痛ましい事件の報告があったところでございます。「先生、どうにかできませんか」、大変子供の小さな声だと私は思っております。そのような小さな声に寄り添い、また聞く、そういったことはやはり地域、大人等々、学校の

先生等に課せられた責務でもあると思っております。

本市といたしましても、今病院の小児科の先生、また歯科医師の先生とも連絡を取りながら、すぐ疑わしいことがあったら連絡を下さい、報告してくださいということで努めているところでございます。

また、学校におきましても、やはりそういった役目を担うのはスクールカウンセラーであったりスクールソーシャルワーカーということも重々承知をしております。しっかりと学校側、先生とも連絡を取りながら、今後子供たちがいじめや虐待に遭わない、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。

子どもの権利擁護機関設置、また設置条例の制定につきましては、もうしばらく国・県の動向を見極めまして、市といたしましても調査・研究をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 市長から力強い御答弁をいただきました。

弥富市でも、これはホームページに公開されています。総合教育会議、これも目を通していただいて、平均的にですよ、全国でいうところのいじめの件数であるとか、虐待の件数であるとか、不登校の件数にしても、平均よりは少ないんです。これはしっかり、先ほど一番冒頭に部長のほうから御答弁いただいた関係各所の機関がしっかり働いて機能しているものなんだなあとは思います。しかし、重大事案というのは突然起こるんですよ。それは、弥富では絶対起こらないなんてことは言えないわけです。全国で件数がずっと増えてきているんですよ。今日は触れませんでしたけど、青少年の自殺というのもまだ過去最高を更新している状況です。

本当に子供たちが生きづらい世の中になってしまっているんじゃないか、いや、なっているんですよ。出生数は少ないのに、大人の目はたくさんあるのに。何せその大人の感覚で大人ファーストじゃないけれども、子供たちが苦しんでいるんじゃないかとかいうのも大人主観なんですよ。本当に子供さん方がその不利益を被ったときにちゃんとＳＯＳを出せる体制、出せる環境で、それ以上にお互いの人権を尊重し合うなんて、だって憲法にうたわれているじゃないですか、基本的人権の尊重って。誰が守るんですか。この国民同士ですよ。もちろん子供さんと親御さんの関係であったとしても、それは絶対守られるべきだし、どうしてもこの野田市と、それ以前にももう一つ事件がありましたけど、保護者という壁が、要はその役所の人たちの足を踏みとどまらせてしまった、大丈夫だからという。所有物じゃないんですよ、子供さんはね。

そういうところの観点からしても権利擁護という一つの考えというか、これを要は法律にしなければならぬ、そういうときが今来ているんだなあ。これをやっぱり謙虚に受け止めて、

しっかりその不利益を得ている子供たちが現実におけるわけですから、一人でも少なくなるように、あらゆる環境を改善するために、子供たちの意見も聞きながら、こども基本法というのは子供の意見を聞くということになっていきますから。わがままを聞くんじゃないですよ。ちゃんとやっていく上で、正しいことについてはしっかり聞いていって、意見交換しながら弥富市独自の、親が子育てしやすいからというよりも、子供がやっぱり弥富から出たくない、ここでやっぱり、そしてまた結婚してもここに帰ってきたいと言えるような、やっぱり心通うような弥富市になっていただくことを切に願ひまして一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後 2 時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時33分 休憩

午後 2 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） 5 番 加藤明由でございます。

それでは、セントレア離着陸機の安全対策について質問させていただきます。

先月、市のホームページに、中部国際空港海部地区連絡会が市長の予定として入っていました。

どのような組織で、どのような活動を行っているのかお尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 中部国際空港海部地区連絡会の会員は、海部地区 4 市 2 町 1 村の長、愛知県都市・交通局航空空港課長及び中部国際空港株式会社役員で地域連携を所管する者をもって組織されております。

活動内容は、中部国際空港に関し、海部地区として広域的対応を図る目的に中部国際空港に係る環境・アクセス等諸問題について協議、情報収集及び連絡調整に関することや、その他会の目的達成に必要な事項を行うこととなっております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） 旧海部津島地域 7 市町村が対象であるというお答えでございますね。

それでは、その会議は 5 月17日にあったと思いますが、どなたがその場にお出かけになって、どんな話合いがされて、どのぐらいの所要時間を要したのかお尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 先ほど答弁させていただいた海部 4 市 2 町 1 村の首長、あと愛知県の航空空港課長様、あと中部国際空港株式会社の役員様が出席させていただきまして、

あと事務局として市民生活部長と担当課長とが出席しております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 2名同行されたということで、所要時間はどのくらいだったんですかね。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 所要時間としては、1時間半程度かかっておりました。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ホームページでもちょっと見させていただきましたけど、親子航空教室とか、そんな催しもされているようで、結構有意義なことをやってみえるなど感心して見ておりました。

それで、次です。大藤小学校の屋上にセントレア中部国際空港が設置した騒音計があると思うんですが、その記録値がホームページ上でも公表されておりますが、市民からの苦情はあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2005年の開港以来、約17年間で空港会社や本市の住民から受け付けた航空機騒音や、飛行高度などに関する苦情や相談の総件数は、約160件とのことです。ここ2年余りは、コロナの影響で旅客便の便数が激減しておることもあり、直近2年では1件と伺っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 17年間経過しましたが、最近全く私もうるさいと思ったことは全然ないわけですが、ただこの地域と降下しつつ南のほうへ、今日も北のほうから南へ向いて今下りておるようですが、南のほうとは随分音の大きさも違うかと思うんですが、それも含めて1件ぐらいしかない。随分機体もかなり静かな機体になりましたし、問題はないと思います。

次です。平成17年にセントレア開港直後、重大な違反を指摘し、その後改善させた経緯がございます。

平成17年開港直後から、夜9時発の日本航空84便ホノルル行きが北向きに離陸上昇しております。

1番の画面をお願いします。

この画面が航空局から出されたセントレアからの離陸経路でございます。

この経路でいきますと、北に離陸上昇し、弥富市内の北部で右旋回し、岡崎上空を通過し、千葉県木更津まで陸域を飛行し、太平洋に出てハワイに向かうコースが設定されております。早い人であるならば就寝時間である夜の9時過ぎに、冬場で窓を閉め切っていても室内でジ

ェットエンジンの音が聞こえてくる状況でありました。

セントレア開港前に入手していました大阪航空局発行の96ページに及ぶ、これが実際そうなんですけど、飛行方式の変更の公開文書から、セントレアの離陸機は陸域に達するまでに高度6,000フィート、1フィートが約30センチですから、1,800メートル以上を高度を取らないと陸域には入っていけないルールになっておると、この文書には書いてありました。

ところが陸域とは、弥富の場合は鍋田干拓でございます。それを延々と北に向いて10キロ以上飛んできたのが私が住んでおる弥富の北部地域、ここでおおよそ8,000フィートぐらいなければいかんわなあと、こういうふうに感じておったんですが、毎晩夜9時、上昇してくる日本航空機を見ても到底5,000フィート、1,500メートルも確保されているとは思えませんでした。何度かセントレアに改善を求めましたが、ルール違反そのものを否定しておりました。最後には、根拠でもあるのかと開き直りとも取れる返答も返ってまいりました。

2番目の画面をお願いいたします。

現在は、これはフライトレーダー24というアプリなんですけど、これは誰でも見ることができます。パソコン、スマホで見られます。これで飛行コースとか高度、速度、飛行方向が確認できますが、当時はそのようなものはございませんでした。目視とせいぜい航空管制の無線交信のモニターぐらいしかありませんでした。

そんな中、中日新聞の記者さんが調査をしてくれると言ってくれました。空港まで出向き取材をしていただき、そうしましたら見事にその場でルール違反を認めた。それとともに、すぐにはできないけど、近々中に改善をしますということで数か月後には改善されました。

そもそもセントレアの出発方式は、当時11のコースが設定されておりました。11の設定コースのうち、さっき出ました岡崎へ抜けていくコース、正規のコースは北側に離陸上昇した後、左旋回して伊勢湾の上空で1回ぐるっと回って、それで高度を稼いでから陸上に入るとい、こういうコースが設定されておったにもかかわらず、当時はボーイング747-300型、7時間分の必要な燃料を積んで、300人以上の乗客を乗せれば当然上昇能力が落ちて、北へ真っすぐ飛んでしまえば6,000フィートなんかとてもじゃないけど高度は稼げないわけです。2か月ぐらいたったら正規なルートに戻って、この問題は解決をしました。

それで、それ以降問題がないかといいますと、そうではありません。

この時期、これからです。夏場になりますと、弥富市の北側から市内を縦断し、着陸態勢に入ります。市役所の東を通過しますと、5分ほどで着陸をいたします。弥富市内の上空は、2分もしないうちに通過し海上に入ります。航空関係者の中では魔の11分間、魔は魔が差すの魔ですね。魔の11分間という言葉があります。離陸後の3分間と着陸前の8分間に、航空機事故が発生する確率が70%以上との数値が公表されております。弥富市内を離陸機が通過することはほとんどありませんが、着陸前の事故が多発すると言われる8分間のうち、2分

間は弥富市内を降下しながら通過していきます。

ここで問題視させていただきたいのは、北側からの着陸機のルール違反でございます。

セントレアのルールでは3,000フィート、約900メートル、これ以下にならないとランディングギア、車輪ですね、これを出してはならないというルールになっております。セントレア着陸機はレーダーで管制を受け、弥富市北部に約4,000フィート、1,200メートルほどにレーダーで誘導されてまいります。滑走路端から3度の角度で計器着陸装置の電波誘導を受け、降下していきます。車輪を出すことができる900メートル、3,000フィートですね。降下する場所は伊勢湾岸高速よりも南側であります。つまり弥富市内で車輪を出せる場所は原則ありません。

2019年の報告では、国内で航空機からの落下物は928件報告されております。落下物の多くは氷の塊です。航空機から漏れた水が上空で凍って、それが着陸直前に落ちていくというケースです。しかもその氷の塊は、航空機が着陸のために胴体から車輪を出す、いわゆる脚下げのときに落ちてくることが多いとのこと。この危険を少しでも回避しようと、海上での脚下げが求められているのであります。

日本の航空会社である日本航空、全日空のルール違反は、私は一度も見たことはございません。大半が外国の航空会社の機体であります。ちなみに成田空港ルールでは、太平洋側、九十九里浜側から着陸態勢に入る航空機は、陸域に入る前、海上、太平洋上で車輪を下ろすことが決められており、市民団体による定期的な監視活動も行われているようでございます。氷の塊は溶けて水になり、蒸発してしまえば証拠は全て消え、被害者も泣き寝入りすることとなりかねません。

そこで質問でございます。

これらのルールは一般市民は全く知りませんし、知る余地もございません。この海部津島地域は、全てが北側からの着陸コースに含まれています。

さきにお答えいただきました中部国際空港海部地区連絡会で、空港会社側からセントレアルールを市民に広く公表させてはいかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 航空機が中部国際空港に北側から着陸する際の車輪を出すタイミングの規定などにつきましては、国土交通省が定める航空路誌（A I P）に記載されており、その中で、3,000フィート通過後に脚下げを行うことと記載されております。なお、こちらの情報は、国土交通省の提供するホームページで電子航空路誌が無料で一般に公開されております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） なかなかこういうものを見る機会というのはございませんので、飛行

機を見ればちゃんとルールどおり下りておるなあというふうに皆さんは思ってみえると思います。ところが、そんなに回数多くはありませんけど、たまにもう既にこの辺りで車輪を出す飛行機が実際あるわけです。何度か私もすぐに、先ほど言ったそのアプリで便名を調べて、すぐ注意してくださいと電話したことも何度もございます。

次の質問ですが、大藤小学校の屋上に、さっき申し上げました騒音計ですね。これは航空機の改良が随分進みまして、開港当時からしたら随分静かになり、問題がないように思われます。代わって航空機に対する遠隔監視カメラでも取り付けたいほうが有効であると考えます。連絡会を通じて空港会社に求められてはいかがと思いますが、市の考え方はどうでしょう。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員御指摘のお話ですけれども、カメラを設置したらどうかというお話ですが、この海部地区連絡会のほうに一度こういうお話があったということでお話をさせていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ほとんど騒音計は問題が出ないようでしたら撤去していただいても私はいいと思うんですが、それに代えて監視カメラでもつけて、そちらの監視でもしていただいたほうが有効であると考えますので、一度その空港会社のほうへ御相談していただければありがたいと思います。

弥富市は、北側からの着陸コースは南北10キロメートル以上に及びます。万が一重大事故が発生した場合、対応は策定されているのか。

実は、昨日火災がありまして、私も早い時点で多分2時前だと思うんですけど、1時36分ですか、火災が発生したのは。2時前に現場へ行きまして、佐藤仁志議員とちょっと様子を見守っておりました。ところが昨日の火災ですら辛口に点数をつけても、50点以下しかつけられません。指揮系統がまるでできていない。危機管理意識に問題があると感じました。

このような状態で、万が一重大事故が起きた場合にどのようにこれは対応できるのか。非常に心配するところでございますけど、そういったことはある程度頭の隅っこにでもあるのかないのか、いざとなった場合にきちっと対応できるのか、どうなんですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） まず中部国際空港株式会社に確認させていただきましたところ、航空機事故が起こった場合、国土交通省が事故対応を行うということでした。このため国土交通省が必要に応じて、各種関係機関に対して協力要請をすることとなります。

仮に弥富市管内で墜落事故が発生すれば、多くの市民が巻き込まれるおそれがあります。本市は、市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、弥富市災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策本部を設置することとなっております。このため自然災害以外

でも、市内で小規模もしくは相当規模の事故が発生した場合、市長が必要と認めるときは災害対策本部を設置し、事故情報及び被害状況の把握、それに伴う災害対応を行うとともに、国土交通省をはじめとした各種関係機関からの協力要請に対し、災害対策本部任務分担表に基づいて対応することとなります。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） マニュアルではそのようになっておるかも分かりませんが、現実には事故が起こってしまうと、昨日の火災を見ておる限り、とてもじゃないけどお任せできるような状況ではない。もう少し何とかならないものなのと思って、昨日3時間ほど見ておりました。

17年間経過しまして無事故無違反と言いたいところですが、違反はただ知らないだけ。知る余地もございませんので皆さんは知りませんが、違反は時々起こっておる。

日本国内では、昭和60年の540名が犠牲になった日本航空御巣鷹山墜落事故、平成6年、264名の犠牲者が出ました名古屋空港中華航空機失速墜落事故、成田空港での貨物機の着陸失敗事故で2名の乗務員が犠牲になった。13年前の事故以降は一般乗客、乗員に犠牲者が出る事故は発生しておりません。

しかし、これらの事故原因は、機体の修理ミスやパイロットとコンピューターが相反する操作をしたことによる急上昇、失速墜落事故等、正確な作業や正確な知識の下での操縦であれば防げた事故であり、今後も絶対に起きないという保障はございません。万が一の場合に、適切に対応できるだけの準備はぜひともお願いをしたいと思います。これは回答は求めません。

それでは、2番目の佐古木駅南口ロータリーのその後はということでお伺いいたします。

3番目の写真をお願いいたします。

これは現状、北口のロータリーなんです、この写真を見られまして、市長それから部長、課長、どのように、これはロータリーとして機能しているとお考えですか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） お答えします。

現在の佐古木駅北口駅前広場につきましては、コミュニティバスも乗り入れ、限られた台数ではございますが送迎車両の停車スペースもございますので、必要最小限の機能は果たされているものと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 市長、写真を見られましてどうですか、同じ質問ですが。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 佐古木北口駅前広場につきましては、先ほど課長のほうから答弁した

とおりでございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 少なくとも、この議場にお見えの方、ちょっと傍聴席が見えませんが、全員免許証はお持ちだと思います。

道路交通法では、横断歩道の前後5メートルは駐停車禁止なんです。駐車じゃなくて停車も禁止なんです。バスの停留所前後10メートル、これも駐車じゃなくて駐停車禁止です。この法律を当てはめると、先ほどその止めるスペースと言われますけど、止めていい場所はないです。どうですか、課長。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） ただいまの議員御指摘のとおりでございますが、現状はロータリーといたしましては、都市計画決定されている面積といたしましては2,500平米ございますが、ロータリー部分500平方メートル、子宝愛西線も含めて1,000平米程度しか供用されておりませんので、十分な整備とは言えないと認識しております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） さっきの答弁から聞きますと、まるっきりその道路交通法を御存じでなかったと思えるわけですが、この間ちょっと測ってみましたけど、せいぜいオートバイで後ろに乗せてきた人を止められれば止められるぐらいのスペースぐらいしかない。車を停止できるスペースは全くありません。

この程度の道路交通法を分からなければ、もう今日は車を置いてお帰りになって、あしたの朝早速、蟹江警察署へ免許証を返上されたほうがいいと思います。これは全く現在合法的ではありません。市民に対してロータリーをどうぞ御自由にお使いくださいなんて、これは言えません。現実には、警察に違反行為を摘発された事例もありませんが、この法令違反になる事実を知ったにもかかわらず、このまま放置してもいいと思われませんか。市長、どう思われますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今後につきましては、警察とも協議して取決めをしていきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 警察に協議するまでもなく、私、既にこの間警察へどうですかと聞いてきたら、こんなものをくれましたね。いやあ、その状態だったら少なくともいいとは言えませんねという回答をいただいております。これは、たまたまちょっと時間がなかったもので、中川警察の交通課で頂きました。

現状、これは法律違反なんですよ、止めますと。とがめられないからいいという話には

ならないと思うんです。ですから、もうこの法律違反をいかに早くクリアするかということを考えなくちゃいけないと思うんですが、市長、法律学部法律学科を卒業されておりますので、これは市長、こういう法律違反を永遠と放置することはどうですか、どう思われますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申し上げましたとおり、蟹江警察署とこの北口駅前広場の取扱いについては協議をしまいたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 協議するまでもなく違反状態であることは間違いない。

平成15年から運行されておりましたきんちゃんバス、当時は巡回福祉バスと、こういう名前がついておったと思うんですが、JR関西線楽平踏切が、車幅1.7メートルまでの規制があったにもかかわらず、2メートルを超えるマイクロバスを弥富町の指示した経路で三重交通が1年以上運行していたことが発覚し、大きく報道されました。

このときは、さすがに午前中に発覚したら、もう午後からそのルートは迂回ルートに変更されました。対応が非常に速かった。このとき当時の弥富町役場の担当者、担当職員ですね、このルートを指示した。バス運転に関わった二十数名の運転手、言われるまで誰も違反状態に気がつかなかった。あきれて物が言えませんでした。

最近知った事実、私どもの地元の竜頭公園の遊具が壊れたまま、テープが貼って放ってあります。何を優先して何を最初に行うのか。口先では安心・安全という言葉が飛び交いますが、どのような行動が適切なのか、市の考えは。

このような状況にあるにもかかわらず、それでも弥富駅の橋上化を、こういったことを放っておいても先にやるのか。これはどうなんですか、お答え願います。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告にないものです。通告に従い質問してください。

加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） この程度のことは関連しておりますので、当然お答えになってもいいと思うんですが、いいです。お答えができないことでしたら、この程度のこともお答えができないんだということを市民の方はテレビなり、ユーチューブなり見てそう思われますから結構でございます。

次です。以前計画がありました本題の南口広場、この発着想定で計画予定図がたまたま私の手元に残っておりました。

これは、きんちゃんバスを南口広場から発着させるという想定で、これは図面が作ってありまして、きちっとこのバスが回れるようなその図面が出ております。これは、どうして南側に持っていこうと、こういうふうにしたのかお答えください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 平成22年度に作成いたしました当初の整備計画（案）では、佐古木駅南口へのコミュニティバスの乗り入れを検討しておりました。しかし、その後、運行経路の変更等を受けまして、佐古木駅南口の整備方針が変更になったことから、平成25年度に策定いたしました最終的な整備計画案では、コミュニティバスの乗り入れは想定しておりません。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今から考えますと、これは北側で違法状態なことが分かっておって、これはそのまま市民に知られないうちに南側に移そうかなあということを考えたのかなあと思わんわけでもないですけど、先ほども申し上げましたように、現状は違法状態が継続しておる。ですから何回も言いますが、北口は一切車を止めてもいいですよとは言えない状態になっております。この辺十分考えられまして、もう一回この南口を再度要望いたします。

過去に計画された駅南口広場の構想は、今後どうされるんでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 佐古木駅南口駅前広場につきましては、平成25年度に作成した整備計画（案）を基に、平成26年度より土地所有者との用地交渉等を進めておりましたが、既に民間駐車場等の土地利用が図られているなどの理由から土地所有者の理解が得られず、事業化には至っておりません。

現在は、JR・名鉄弥富駅周辺整備を計画的に進めておりますので、佐古木駅南口駅前広場の整備につきましては、事業化の予定はございません。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 用地ができないとこれぐらい簡単に諦めて、もうかれこれ今20年になるかな、ほったらかしにして違法状態をこれ以上継続するということになるんですが、全く好ましい状況とは考えられませんが、優先順位を変えてでもやるということは考えられませんか、市長、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 北口の状態は、加藤議員から今御説明があったとおりであるならば、ちょっと蟹江警察署とも御協議してまいりたいということで答弁をさせていただいたところでございます。

南口につきましては、課長からも答弁申し上げましたが、過去の経緯もあり、現在は整備の計画には至っていないということでございます。これにつきましても、今後もう少し調査をしてまいりまして、南口のロータリーの必要性については市のほうとしても検討してまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 最初に計画した、これは確かに地権者というのは非常に難しい方が1名ございまして、最初から私は無理な話だなあと思っておりました。やっぱり駄目だったかと、こういうふうに思ったわけですが、このくらい簡単に諦められるんだったらJRの弥富駅も諦められればいいと思うんですが、先ほどから何回も申し上げますけど、現状違法状態でございますから早急にやらないと、市は違法状態を黙認をしておるということになりますので、その分だけは十分御理解いただきたいと思います。

次の質問に参ります。

愛知県農業総合試験場用地の購入後の予定は。

緊急時の避難施設として、どの程度の予算を投じて、どのような避難場所を予定するのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本案件は、旧愛知県農業総合試験場の既存建物の2階部分を緊急時避難場所として指定する予定です。

建物敷地への進入は、西側の隣接道路に加え、東側の楽荘団地からも避難できるようにするために、既存排水路に進入口としてボックスカルバートを設置し、建物敷地までは約160メートルの避難通路を整備する計画です。

楽荘団地からの避難通路等の整備内容については、現在検討中でありますので具体的な予算額は未定であります。今後具体的な整備内容が決まり次第設計し、令和5年度当初予算に計上したいと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今初めて聞きましたけど、2階を避難所とするということは、整備学校としてお貸しするという話が進んでおると思うんですが、整備学校のその教室を使うのか、別にその避難所としてのスペースを整備学校以外で確保するのか、どちらなんですか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 緊急時避難場所として指定を予定しております2階部分については、学校のほうで教室等で使用される予定となっております。ただ、その内容については、今後学校側の改修工事がこれから設計に入るという段階でございますので、その内容をお聞きした上で、市と学校側と調整して具体的な避難場所を指定する形となります。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） まだ予定がきちっと決まっていないということで、お答えを求めるのも無理でございますので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時22分 休憩

午後 4 時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 早 川 公 二

同 議員 三 浦 義 光



令和4年6月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番 | 横 井 克 典 | 8 番 | 江 崎 貴 大 |
| 9 番 | 加 藤 克 之 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 16番 | 大 原 功   |

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 10番 | 高 橋 八重典 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
|-----|---------|-----|---------|

3 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 16番 | 大 原 功 | 1 番 | 板 倉 克 典 |
|-----|-------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

|                    |         |                  |         |
|--------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                | 安 藤 正 明 | 副 市 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 長            | 横 山 和 久 | 市民生活部長           | 伊 藤 仁 史 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 山 下 正 巳 | 建 設 部 長          | 伊 藤 重 行 |
| 教 育 部 長            | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼<br>企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長 | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者        | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長        | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長            | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長          | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長             | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長          | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長            | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長          | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長     | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長          | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長             | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長          | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長             | 服 部 朋 夫 | 健康推進課長           | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長            | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長           | 安 井 幹 雄 |

|                                               |         |                                                                             |         |
|-----------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長                                       | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長                                   | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長                                                                     | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長                                   | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                                                                   | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長                                       | 鈴 木 博 貴 | 学 校 教 育 課 長                                                                 | 渡 邊 一 弘 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 中 野 修   | 図 書 館 長                                                                     | 山 田 淳   |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記         | 川 村 紀 子 |     |         |

6 議事日程

|              |                                            |
|--------------|--------------------------------------------|
| 日程第 1        | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第 2 議案第35号 | 弥富市個人情報保護条例の一部改正について                       |
| 日程第 3 議案第36号 | 弥富市税条例等の一部改正について                           |
| 日程第 4 議案第37号 | 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について          |
| 日程第 5 議案第38号 | 弥富市立保育所条例の一部改正について                         |
| 日程第 6 議案第39号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第 7 議案第40号 | 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について              |
| 日程第 8 議案第41号 | 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 9 議案第42号 | 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について      |
| 日程第10 議案第43号 | 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）                      |
| 日程第11 議案第44号 | 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                |
| 日程第12 議案第45号 | 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）                  |
| （追加日程）       |                                            |
| 日程第13 議案第46号 | 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について                    |
| 日程第14 議案第47号 | 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について                  |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に入ります前に、高橋八重典議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

なお、佐藤高清議員から少し遅れるとの連絡がありましたので、御報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と板倉克典議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について

日程第5 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第35号から日程第12、議案第45号まで、以上11件を一括議題とします。

本案11件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして、質疑をさせていただきます。

まず、議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について質問させていただきます。

まず、民営化をされるために、ひので保育所が廃止するという議案になっておりますけれども、まずは民営化のメリットとデメリット、あと現在の基準や保育士の待遇を低下させないための対策はどのように取られるのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

メリットにつきましては、法人個々の理念に基づいた保育サービスの展開が期待され、特色のある保育内容が可能となることや、保護者の多様なニーズに対応し、迅速で柔軟な対応が可能となり、新たな保育サービス等の導入が期待されます。

認定こども園化に関しましては、就学前の幼児教育と保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つこととなりますので、保護者の就労状況が変化した場合、例えば、保育事由がなくなった場合でも、そのまま幼稚園として通い慣れた園を継続利用できることが可能となります。また、保護者にとっても、市内でお子様を預ける施設の選択肢が増えることもメリットになるのではないかと考えております。

財政的には、移管により、公立保育所では対象とならない国・県の負担金が交付されますので、運営費に係る財源が確保しやすくなり、施設の増改築や大規模修繕についても国の補助制度が活用できることがメリットとなります。

デメリットにつきましては、移管後も継続利用される児童にとって、保育士の入れ替わりに伴う環境の変化が考えられますが、民営化前の約1年間は、移管先に保育士を派遣していただき、引き続き保育を実施します。移管後は、その保育士がクラス担任となるよう要請をし、児童への影響を軽減してまいります。

また、保護者の費用負担増につきましては、民営化され認定こども園となった場合でも、保育料は変わりません。3歳以上は引き続き無償化の対象となり、ゼロ歳から2歳児は、市の条例で定めた保育料となります。

ただし、通常のカリキュラムの中で英語教育などを組み入れた場合は、その分が保護者負担となりますので、移管後も当面は現状のカリキュラムを継続し、保護者のニーズが高まれば、事業者と保護者で協議、決定をしていただくこととなります。

次に、保育基準や保育士の待遇を低下させない対策といたしましては、民営化後に職員配置や設備面等に係る国の基準を遵守し、国が定める保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容を最低限実施するとともに、地域の保育ニーズの把握に努め、それに応ずるべく保育サービスの向上を図ってまいります。

同時に、民営化する保育所の会計年度任用職員のうち、引き続き移管先での勤務を希望する方を優先的に雇用していただくことと併せまして、雇用条件についても、現状を維持していただくよう要請をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） メリットとしては様々な選択肢ができるということと、デメリットとしては、カリキュラムの中に追加等があれば、負担料金が増えるという可能性が出てくるといふ点でございます。

また、保育士等の待遇も、会計年度任用職員の方がもしかしたらそのまま民間に異動される方もいるかもしれませんが、基本的には保育水準を引き下げないために定期雇用と同じような待遇で取っていただきたいというふうには思っています。

続きまして、民営化をする際に、どれぐらいの経費の負担を見込まれており、逆にその分失われる保育料、ゼロ歳児から2歳児の分や、あるいは今でいうと任意で預けているところになると思うんですけど、そういった保育料が今市に入っておりますので、その部分の保育料と、あと交付税の減額の部分はどれぐらいになるのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） ひので保育所の保育料は、年間で約2,900万円となっています。

その他の国・県の負担金等を含めた歳入額から保育所に係る運営費等の歳出額を差し引いた額である、ひので保育所を民営化した場合の財政的な影響額については、あくまで試算となりますが、3,600万円ほどの負担が軽減される見込みでございます。

普通交付税の算定における公立保育所に係る基準財政需要額は、主に認定児の在籍人員に応じて算定されます。令和3年度普通交付税の算定において、ひので保育所に係る認定児の在籍人員を除外した場合、需要額への影響額は約マイナス1億5,000万円となります。

ただし、ひので保育所に在籍した園児が引き続き民営化される認定こども園に在籍する場合は、市負担分となる4分の1が基準財政需要額に算入され、残りの4分の3は国・県負担金として歳入されます。したがって、民営化前後で基準財政需要額は減額されることとなりますが、減額分は国と県から負担金として補填されますので、普通交付税の減額に対する影響はないと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 保育料の分は2,900万円もらえなくなるということですが、逆にそれを含めても3,600万円ほど経費が軽減されるということでした。

あと、交付税については、交付税自体は下がるけれども、負担金として逆に補填されるので影響がないということです。人数でカウントするのでそういったことになるということです。保育の施設費に一切その交付税が入っていないということ自体が、私は大きな問題だといふふうに捉えています。

3点目です。

では現在、民営化される予定となっています、今回の議案としてはひので保育所となって

おりますけど、併せて弥生保育所も、ひので保育所と弥生保育所の残存価値がどれほどなのか、そしてそれを無償譲渡する考えなのかどうかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 残存価値につきましては、ひので保育所は約1億8,200万円、弥生保育所は約2億4,300万円となっており、無償譲渡を原則としております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この当該議案については3問ということになりますので、ここで質問としては終わりますが、こうしたひのが1億8,000万円、弥生が2億4,000万円、これを無償譲渡ということは、ある意味そうした民間事業者にプレゼントする形になっていきますので、じゃあ市民の大切なそういった資産を無償で渡していいのかというところがあるかと思っています。

では、次の議案に移ります。

続きまして、議案第43号一般会計補正予算についてでございます。

この予算については、物価高騰分の値上げを抑えるような、給食費の値上げを抑えるような予算が含まれておりますけれども、その点について3つ質問をさせていただきます。

まず初めに、給食費の高騰分を補填する予算の財源がコロナ対策の臨時交付金というふうに書かれておりますけれども、今別枠で国から通達があったかと思いますが、そうした補助金があると思いますが、どうしてこの臨時交付金を活用されたのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 本議会上程中の一般会計補正予算（第4号）における臨時学校給食費補助金の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格・物価高騰分として配分されたものでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） では、このまま同じ名目で聞けるということですね。分かりました。

では、この議案については小・中学校のみで保育所は入っておりませんが、保育所についても、あるいは小・中学校についても、また小・中学校については1食50円というところでもございました。しかも値下げをするわけではなく、食材の高騰分を抑え、負担はそのままに、質の低下を起こさないようにするという対応でございますが、他市のように、今、例えば津島市なんかは給食費を全額を無償化すると、保育所含めて全額無償化するという報道もありました。そうした対応をなぜ行わないのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 那須議員の一般質問でもお答えをいたしました。

たが、本市の公立保育所につきましては、給食の質を維持しながら、保護者が負担する給食費の値上げを防ぐため、食材費高騰に伴う増額分は、一般会計の賄材料費で対応してまいります。

また、保育所給食費の基本的な考えは、国の指針を踏まえ、これまでも保護者が負担してきた経緯のほか、義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担とされていること、また在宅で子育てをする場合も同様に食費がかかることから、公平的な判断により、全額等の引下げは考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 保育所の給食費については一般会計から出すので、こうした補正にはのってこないというところでした。

また、給食費については下げる考えはないということですが、今、物価高騰ということで支援するものだと思いますので、その辺についても考えていく必要があるかと思います。

そこで３つ目ですが、コロナ対策や物価高騰対策の国からの補助金が追加されると思うんですが、今現在どれぐらい残っており、未申請の部分ももしあればそれも含めて、そういったところでもっと拡充した形で、例えば水道料金の引下げ等、他の対策をこの補正予算に盛り込まないのかどうかお答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和３年度からの繰越しで8,500万円、令和４年度追加交付で2,895万1,000円の計１億1,395万1,000円がございます。

また、令和４年度にコロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援として8,685万2,000円が追加配分されています。

本議案の小学校給食事業費1,525万3,000円及び中学校給食事業費805万7,000円の計2,331万円を差し引きますと、原油価格・物価高騰対応分の残額は6,354万2,000円となります。以上より、通常分と原油価格・物価高騰対応分を合わせますと１億7,749万3,000円の残となります。

議員御指摘の水道料引下げにつきましては、他の自治体でそのような支援策が実施されていることは承知しておりますが、本市の上水道事務は本市のほか、愛西市、飛島村で組織する海部南部水道企業団で共同処理されていますことから、足並みをそろえる必要性を鑑み、具体的な支援策につきましては、現在、国や県、他自治体の取組等を参考に、個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性等を総合的に勘案し、市民の皆様にとってよりよいものを検討中でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 質問のほうは終わりますが、残り１億8,000万円近く、こうした対策

費はあるということです、今回のこの補正予算には間に合わないということですが、今疲弊しているところは本当に一刻も早く支援の手がほしいということですので、早急に検討していただいて、対策を打っていただくようお願いします。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案11件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

本日、安藤市長より議案第46号及び議案第47号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（平野広行君） この際、日程第13、議案第46号及び日程第14、議案第47号、以上2件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

本日追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市副市長の給料を減額するため、条例を制定するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について御

説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、弥富市長の給料の特例に関する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市長の給料の月額について、令和4年7月1日から同月31日までの間において、9万3,100円を減額することとした。

2. この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。

次に、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、弥富市副市長の給料の特例に関する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市副市長の給料の月額について、令和4年7月1日から同月31日までの間において、7万7,000円を減額することとした。

2. この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典。

議案第46号と47号について質問をさせていただきます。

まず議案第46号について、1点目質問させていただきます。

4月7日に生涯学習課で発覚した令和3年度市民スポーツ大会の参加費として受領していた公金17万4,600円の紛失をはじめとする4件の不適切事案について、現在、調査検討中、報告の状態で、警察の捜査中にもかかわらず、議案第46号、市長の給料の特例に関する条例が本議会に提出されておりましたけれども、この議案を今日出さなければいけない理由と、議案の中には市長の給料を下げる必要があるということで、この不適切事案との関連はあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の不適切な会計の処理、また公金の紛失の原因につきまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしたところでございます。

職員の処分のほうも終了し、また適正化対策委員会の報告書もまとまりつつある中で、これから将来に向けまして、弥富市といたしましてさらなる適正化に向けて取り組んでいく段階でありますものですから、市長また副市長の責任ということで、給料の減額を上程させていただいたところでございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 続きまして、2点目の質問です。

6月6日付で職員の懲戒処分が行われました。教育部長は戒告、生涯学習課長は減給、10分の1か月、課長補佐は戒告と公表されました。生涯学習課長が減額10分の1、部長が戒告、さらには教育長が辞職されております。

今回の条例案では、市長が100分の10となっておりますが、組織としての責任を負う、整合性が取れていないように感じられますが、この議案の100分の10、1か月ということは適切な対応でしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 教育長、また生涯学習課長等の懲戒につきましては、議員おっしゃるとおりでございますが、ただ、これは教育委員会という大きなくくりの中での生涯学習課ということもあります。

ただ、このような私どもの10分の1、1か月ということでございますが、他の市町村の事例を参考にしまして、市長である私が判断したことでございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 分かりました。他の自治体の参考ということで。

それでは、議案第47号について質問をさせていただきます。

市長は100分の10、1か月の減額になっていますが、副市長も100分の10、1か月に合わせる必要があるのでしょうか。職員の処分のように役職の責任により差をつけるのが一般的でありますけれども、差をつけられなかった理由についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 副市長の件につきましても、他の市町村の事例を参考にしながら市長と相談をし、私が判断をさせていただき、市長にお願いをさせていただきました。以上でございます。

○議長（平野広行君） 横井議員。

○7番（横井克典君） あと、2点目。

昨日も全員協議会のほうで話をさせていただいたんですけれども、提案理由が、今質問させていただいて、公金不適切の関連だということが、この減額のことで分かったんですけれども、この提案理由を、給料を減額する必要があるからと明記されておるんですけれども、やはり提案理由はもうちょっと踏み込んだ、公金不適切事案の発生によりというような、もうちょっと踏み込んだ提案理由をやはり出していただくことが、議会の審議に対して親切ではないかと思われますけれども、なぜその辺り、公金の絡みの問題の部分を出し議案の理由に記載されなかったのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の提案理由につきましては、これまで同様の提案理由の説明の仕方ということで御提案させていただいたところではございますが、ただ議員おっしゃるとおり、分かりにくい議案の提出であったことは反省をしているところでございます。

今後は、どのような形で分かりやすく提出議案がさせていただけるかということ、こちらの市側で検討し、また分かりやすい上程議案として提出させていただくことをお約束をさせていただきたいと思います。

○7番（横井克典君） 質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今の給料値下げのことについて安藤市長に聞くんですけれども、まずこれよりも先に、教育長がどうして辞めたのかという理由、それと、それからこのA職員、A職員というのはもう私は名前は分かりました。そして、ある市役所に勤務しておることであるので、その事務所に昨日電話をした。そうしたら留守だったから、後から携帯電話で私のほうに電話がかかってきて、今日中にはどういうふうに雇用されたかについては調べますということで返事をいただきました。

まず一番問題は、このお参りを行ったために、教育長がいわゆるその職務上の責任を取って辞めるということが書いてある、新聞に書いてあるんだわ、そうでしょう。そういうことは、あなたもここにお参りを行っておるわけなんだな、これ。国の中では、政教分離ということで、これは国が禁止されておるわけ。禁止されておるところにあなたがお参りを行っておるわけなんだな、これ。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

議案外にわたっていますので、質問事項が、議案質疑でございますので……。

○16番（大原 功君） ええかね議長、これが問題で、結局、今のこの教育長が辞めることに結局なったわけです。教育長のいわゆる書いてある、業務上の、これを見ると恨みのようなことが書いてあるわけだな……。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

詳細につきましては委員会等をお願いしたいと思います。これは議案質疑でございますので、上程されている議案の内容の質問をしていただきたいと思います。

○16番（大原 功君） ええかね、議長。議案の内容は、どうしてこの今の下げたか、下げる理由は、教育長が辞職したために下げるわけでしょう、違うの。教育長が辞職しなかったら下げんわけでしょう。

○議長（平野広行君） それは市側の質問です。市側に質問してください。

市側、答弁よろしいですか、この下げた理由。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから申しておりますが、公金等の不適切な処理、また市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたということで、私が判断した、また副市長が判断したことでございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、そのA職員が、ここにこのように自ら偽証した、本人も出したと認めておるわけだ。認めておる分についても、いわゆるこれに対してのいわゆる減額なのか……。

○議長（平野広行君） 大原議員、再度大原議員に申し上げます。

○16番（大原 功君） 何のための減額なのか、その趣旨が分からんわけなんですね、そうでしょう。下げる以上は、その説明をきちっともらわないと、そうでしょう。意味が全然分からん。これの分で下げるのか、教育長がここにお参りを行ったから下げるのか……。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

そういったことは委員会のほうで質疑していただいて、今日は議案質疑でございますので、この出された議案の内容についての質疑というだけでございますので、その点よろしく願いいたします。

大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると議長は説明者になっておるのか、何になっておるんだ、これ。

○議長（平野広行君） 説明者ではございません。

○16番（大原 功君） 議長というのは議会を諮るわけであって、違っておれば議長が注意するのは当然のことであるけれども、私の聞いておるのは、議案の中でなぜ金額を下げる説明をいただくためには、こちらからいわゆる質問をしないかんわけね。質問をした中で、結局今の、そうでしょう。そうすると、この今の銀行から引き出した金の責任を取って給料を下げるのか、それともこのお参りを行ってしたために、今の教育長の責任で自分が下げるのか、どっちなんですか。

○議長（平野広行君） 市側、説明よろしいですか、今の質問に対して。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の減額の理由でございますが、先ほどからもお伝えをしております。公金がなくなったという事実があるわけでございますが、市民に対する責任を大変重く受け止めておりまして、市長として、また副市長として責任を負う必要があるということで、

減額を上程させていただいたところでございます。

○議長（平野広行君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうすると、この今の職員の雇用についても、この間のときは私もその文書がなかったから聞いただけだというふうにしましたけれども、正・副議長、あるいは議運の正・副委員長、あるいは他の方が見える中で、ある議員が、これは安藤市長と職員の、今の佐藤博さんとの職員の雇用についての話合いをしたということがあるわけな。その中で、その今の雇用が、その人がそこに入っておるのか入っておらんのかということ。

○議長（平野広行君） 大原議員に再度申し上げます。

ちょっと質問の内容が議題と外れておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 市側、答弁できますか、今の質問に対して。

○16番（大原 功君） 安藤市長に聞いておるんだから、安藤市長が答えてください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回上程させていただいた議案とは関係ないと思いますものですから、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 大原議員、質疑は3回まででございますので、今3回過ぎましたのでどうぞよろしく……。

○16番（大原 功君） もう一回だな。

○議長（平野広行君） いや、もうこれで3回です。

○16番（大原 功君） 6回までで3回聞いたから、あと3回聞きますけれども……。

○議長（平野広行君） 議案何号についてでしょうか。今議案第46号について3回です。次は議案第47号でしょうか。

○16番（大原 功君） 村瀬副市長が、そうしたら聞きますけれども……。

○議長（平野広行君） 議案第47号についての質問ですね。はい、どうぞ。

○16番（大原 功君） そうしたら、村瀬副市長に聞きます。

村瀬副市長はいわゆる教育長の辞職に対して、その陳謝をされておるわね。補助金に対して陳謝。その陳謝というのは、村瀬副市長が税金を納める担当であっての責任で陳謝されておるのか、税金は安藤市長が集めてするものであると思うんだけど、この辺のところどうですか。

○議長（平野広行君） 大原議員に申し上げます。

今の質問は議題外にわたっておりますので、よろしくお願いいたします。

議題外でございます。そういった件につきましては、委員会のほうでしっかりと質疑をお願いしたいと思います。議長からのお願いでございます。

大原議員。

○16番（大原 功君） そうしたら、議長、最後に聞きます、ええかね。

この文書がここにありますが、この文書見てください、皆さん見てください、この文書、ええかね。

ここにはこういう文章が書いてあります。これ見てください。ここには安藤市長の権限によって一般職に雇用しますと書いてあるんだ、ここに。

○議長（平野広行君） その件につきましても、議案の議題外にわたっておりますので、よろしくお願いします。

○16番（大原 功君） こんなことをやられておったら、行政というのは何だったかということになるんだ……。

○議長（平野広行君） その質問につきましては、委員会のほうでよろしくお願いいたします。

○16番（大原 功君） 議長にあとに対してどういうふうに判断するか、行政にとってぴしっとします。ええかね。はい、終わります。

○議長（平野広行君） よろしくお願ひします。

他に質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

本案2件は、お手元に配付した議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 大 原 功

同 議員 板 倉 克 典



令和4年6月24日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 板 倉 克 典 | 2 番  | 那 須 英 二 |
| 3 番  | 小久保 照 枝 | 4 番  | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番  | 加 藤 明 由 | 6 番  | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番  | 横 井 克 典 | 8 番  | 江 崎 貴 大 |
| 9 番  | 加 藤 克 之 | 10 番 | 高 橋 八重典 |
| 11 番 | 鈴 木 みどり | 12 番 | 早 川 公 二 |
| 13 番 | 平 野 広 行 | 14 番 | 三 浦 義 光 |
| 15 番 | 佐 藤 高 清 | 16 番 | 大 原 功   |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 那 須 英 二 | 3 番 | 小久保 照 枝 |
|-----|---------|-----|---------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36名）

|                    |         |                  |         |
|--------------------|---------|------------------|---------|
| 市 長                | 安 藤 正 明 | 副 市 長            | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 長            | 横 山 和 久 | 市民生活部長           | 伊 藤 仁 史 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 山 下 正 巳 | 建 設 部 長          | 伊 藤 重 行 |
| 教 育 部 長            | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼<br>企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長 | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者        | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長        | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長            | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長          | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長             | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長          | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長            | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長          | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長     | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長          | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長             | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長          | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長             | 服 部 朋 夫 | 健康推進課長           | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長            | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長           | 安 井 幹 雄 |

|                                               |         |                                                                             |         |
|-----------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 児 童 課 長                                       | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 兼<br>い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長                                   | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長                                                                     | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長                                   | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                                                                   | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長                                       | 鈴 木 博 貴 | 学 校 教 育 課 長                                                                 | 渡 邊 一 弘 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 中 野 修   | 図 書 館 長                                                                     | 山 田 淳   |

## 5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記         | 川 村 紀 子 |     |         |

## 6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 日程第5 議案第38号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第43号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第44号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第45号 令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について  
（追加日程）
- 日程第15 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第50号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第18

閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 議案第35号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第 3 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 4 議案第37号 弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正  
について

日程第 5 議案第38号 弥富市保育所条例の一部改正について

日程第 6 議案第39号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 議案第40号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

日程第 8 議案第41号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定  
める条例の一部改正について

日程第 9 議案第42号 弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の  
一部改正について

日程第10 議案第43号 令和 4 年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第11 議案第44号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第45号 令和 4 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第46号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第14 議案第47号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（平野広行君） この際、日程第 2、議案第35号から日程第14、議案第47号まで、以上  
13件を一括議題とします。

本案13件に関し、審査の経過の報告と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、高橋総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

総務建設委員会、委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託された案件は、議案第35号弥富市個人情報保護条例の一部改正につ  
いてをはじめ 8 件です。

本委員会は、去る 6 月16日及び20日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第35号弥富市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第37号弥富市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正についてまで、議案第40号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてから議案第42号弥富市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてまで、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、以上8件を一括審査いたしました。

委員からは、議案第46号及び議案第47号について、減額する理由はとの質問により、市側より、不適切な会計処理、また公金の紛失が発生した管理監督責任として10%の減額を上程したとの答弁がありました。

また、委員から、まだ事件の全容が確定していない中で、なぜ全容の解明を待たずに議案を出すのかとの質問により、市側より、公金がなくなった事実と市民に対する責任を重く受け止め、市長、副市長として責任を負う必要があると判断し、速やかに給料を減額するための条例を上程したとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第46号及び議案第47号について、まだ事件の内容について解明されていない。報告書は、現場の現金取扱いだけで、原因追及、今後これが起きないという対策について見えていない、それができて最後のおわびとして出すべきであるとの反対討論があり、今回の不適切事案により、当該団体をはじめ市民の皆様に御心配、御不安をおかけした原因究明と再発防止に尽力することは当然として、行政の長として市民におわびすることも当然であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第35号から議案第37号まで、議案第40号から議案第42号まで、以上6件は全員賛成で原案を了承、議案第46号及び議案第47号は賛成少数により否認したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正についてをはじめ2件です。

本委員会は、去る6月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行い

ました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について及び議案第39号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、ひので保育所を民営化しても保育の質は低下させないというが、契約した民間事業者が公立保育所同様に保育時間内で追加料金を取ることがないように契約するのかとの質問に、市側より、移管後も当面は現状の保育内容で運営するので、保育時間内での保育内容にかかる追加料金はありません。なお、保育時間外にオプションとしてピアノ教室などの課外授業を受ける場合は、個別に授業料が必要になるとの答弁がありました。

また、委員より、令和7年から民営化されることになっているが、弥富市と民間の経営の在り方や教育指導など、市と連携していくのかとの質問に、市側より、民営化後の運営は職員配置や設備面等に係る国が定める基準及び保育指針に基づいて行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、民間の特色を生かした保育サービスの向上に取り組んでいただくよう、お願いしていくとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第38号について市民の財産としてより価値の高い方を民営化していくという方向である。まずは市民の財産、あるいは公的な部分を考えれば、有利なほうを選択していただきたいとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第38号は賛成多数で原案を了承、議案第39号は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

予算決算委員会、委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第43号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る6月20日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査経過と結果を御報告申し上げます。

議案第43号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第4号）から議案第45号令和4年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括審査いたしました。

最初に、市側より説明があり、委員から通告にて、アピアランスケア支援事業費補助金の

上限など事業内容の詳細はとの質問に、市側より、愛知県は令和4年度よりアピアランスケア支援事業として、がん患者の医療用ウィッグと乳房補整具の購入費の補助を行う市町村に対して補助を開始した。令和4年4月1日以降の医療用ウィッグ、乳房補整具の購入分より、それぞれ購入費の2分の1で各2万円を上限として補助をするとの答弁がありました。

また、委員から、学校給食費補助は原材料の高騰による給食費の保護者負担増をなくすための補助であるが、どれくらいの期間を想定しているのか。また、原材料の高騰が続けばそれに対応するのかとの質問により、市側より、補助期間は令和4年7月から令和5年3月までとしている。次年度以降も高騰が続くようであれば、適切な時期に検討するとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第43号から議案第45号まで以上3件は、全員賛成で議案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志です。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について、実質的には保育所の民営化のためのひので保育所の廃止について、反対の立場で討論します。

私たちの子供たち、誰かの子供じゃないんです、私たちみんなの子供です。その子供の育ちの場としての保育、大事にしてきた保育の原点、子供が主役であるということを軽んじていませんか。今の子供は、長時間の保育です。ゼロ歳児から保育が始まります。様々な障がいを持った子供たちも一緒に保育されています。この公立の役割を放棄しようとしているんじゃないんですか。

第1の問題点は、移管法人を極めて短期間に決めてしまうということです。移管後も同等の保育内容を求めるとか、移管後の内容変更については協議や指導をすると言っていますが、今までの弥富市の交渉能力からいって、空手形と言わざるを得ません。そもそも移管後は、民営化と言っているわけです。となれば、国の基準以上のことについて口を出すこと自体が、移管して完全民営化、自ら矛盾することになります。もちろん、より質の高い保育を求めるというのは当たり前のことです。肝腎なことが担保されていないのが第1の問題点で

す。

第2の問題は、引継ぎ保育とっていますが、正直誰にも現状分かっていないと思いますが、既に引継ぎ保育をしている事例を見てくると、とても子供や保育者にとって満足のいくものでないことは、既に実施している自治体も明らかです。あくまで民営化するということは、現実には子供たちの大切な6年間、3年間の子もいますが、その大切な大切な成長の時期に、信頼すべき保育士が替わってしまうということです。そして、そういうことについて十分な説明がない、曖昧にしていることです。

第3の問題は、建物だけで約4億円かけて建設し、まだ2億円の残存価値がある建物、これをいきなり移管法人に無償で譲渡する。市民に対する背信行為です。いきなり譲渡してしまえば、市民が思うような運営がなされていない場合、返還だと言っていますが、譲渡してしまってから返還させることには障害になってしまいます。民間のメリットは、大規模改修したときに国、県、市の補助が受けられることですが、それは改修時に譲渡すれば済む話です。

第4の問題は、経費が節減できるという説明が根拠に乏しいことです。保育に関する経費は基本的に地方交付税が措置されていますので、公立保育所に対しても国の財源措置はされています。私立保育所が安いのは、ベテラン保育士が少ないなど、公立と同じ条件ではないからです。公立は障がい児対応など人の手当てや、もちろん堅牢で充実した建物、設備、公立ならではのよさがあります。私立と現実に関費が変わっているのは事実でしょう。にもかかわらず、あたかも公立だから不利というような説明を繰り返しているのは疑問です。

第5の問題は、そもそもこの計画は、行政内部で勝手につくったものです。議会に対して、方針や計画の説明や審議を受けていません。

○議長（平野広行君） 佐藤議員に申し上げます。

簡潔にお願いいたします。

○6番（佐藤仁志君） まして市民に対して意見聴取、パブリックコメントなど一切行われていません。さらに、計画策定に当たって、保育に関する専門家や利用者の意見も聞いていない、内部だけで決めた計画です。

最後に、市政の根幹であり、市民生活に密着し、子供の権利である極めて重要な計画がこのようなずさんな計画で、なるべく市民の声を聞かないようにして押し切ろうとしていることが、弥富市の行政の劣化を象徴するものです。またしても、弥富駅問題に続いて、市民不在の市民の期待を裏切る計画です。やり方が間違っています。あまりにも未熟な行政計画、計画と言えないような、稚拙な惨たんたる計画です。誰のための政策なのかを、何を実現すべきなのか、そこを取り違えてはいけません。

保育所の民営化は手段であって目的ではありません。この政策の目的は、子供たちの育ち

の場を保障することです。真っ当な行政計画であれば、今、何が欠けているか、どういう状態に持っていくのか、様々な解決策を比較検討した上で最も優れた案を実行に移すという行政計画の基本になっていません。以上、極めて残念な悲しい思いで、上記保育所に関する反対討論を締めくくります。

次に、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について反対の立場で討論します。

第1の問題点は、表面的なマニュアルづくりで解決したと思い込んでいる浅はかさ。

継続的に改善を積み重ねる、そういう仕組みをつくっていない不十分な対策であることです。事件を防げなかったのは、出先の課だけじゃなく、弥富市の行政組織全体が無防備だったからです。①として、職員の誰もが金庫の鍵を開けられる状況、②として、公金の日々の点検を行っていないと発表しています。こんな初歩的な対策、ほかの都市では既に実施済みの対策です。これがいまだに改善されていないことが時代遅れです。これは弥富市役所全体の無防備さであって、その結果責任を現場に押しつけることが間違っています。

副市長をトップとする委員会で全庁的に調査し対策を立案したと言っていますが、こんなのは他都市から何周も遅れていた対策をやっと追いついただけです。しかも、現金の取扱いに限定しています。それ以外の全ての行政事務の点検をしていくという本質的、構造的な改革案が示されていません。

平成24年に発覚したごみ袋未回収事件以来、組織の構造的な弱点が直っていないということです。組織の体質が改善していないために、市民の信頼を損なうことを繰り返してしまったことを組織の構成員全員が猛省すべきです。

第2の問題点は、事件発覚後の市長、副市長の危機管理能力の欠如と言わざるを得ません。

事件発覚後の組織的な調査、原因究明、対策、公表という一連の事後処理のスピード感のなさ、事後処理も場当たりの事なかれ主義と言わざるを得ません。具体的に言えば、事件が発覚したときに本庁から人を送り込んで、あらゆる書類を調べて徹底的に調査・分析しなかった。このことが問題の核となる職員が退職し、問題解決を困難にしまったこと。この事後処理の悪さが問題を拡大させています。事後処理のお粗末さ、ずさんさ、民間企業では考えられない危機管理欠如と言わざるを得ません。事件そのものも重大ですが、特に事務方として市長を支える副市長の危機管理能力の深刻な欠如と言わざるを得ません。

第3の問題点は、市長、副市長の一般行政職員に対する懲戒処分が適切でないと考えられること、不当な懲罰です。全国共通の指針である人事委員の指針をないがしろにした懲戒の適用は法治国家として、あるまじき行為と言わざるを得ません。

第4の問題点は、その上で、いわゆる三役そろって減額を申し出るのではなく、先に教育長を辞任させたことです。

管理監督のけじめをつけるのであれば、下の教育長よりも上の市長、副市長のほうが重いはずですが、逆になっています。何かといえば周囲との足並みをそろえ、バランス、均等を重んじる市長、副市長にあるまじき行為と言わざるを得ません。

最後の問題点は、未解決のまま、早々に幕引きを図るかのように提出したことです。

このような減額では、職員はおろか議員も市民も、弥富市の行政が信用できません。市長、副市長は信頼回復のために何が必要かよく分かっているんじゃないでしょうか。行政の信頼を失墜した事件について、いまだに市長、副市長から事件の全容について明確な説明がありません。ホームページにひっそりと動画を流しただけです。5月2日に生涯学習課の会計不適切事案についておわび及び大型連休中の感染拡大防止に向けた市長メッセージとして、事件に触れたのは、動画全体3分43秒のうち1分10秒です。現場に責任を負わせるだけの謝罪で、市民に対して、いまだに具体的な説明も本気の謝罪もなされていないと言わざるを得ません。

管理監督者、最高責任者として、市長、副市長は組織全体を統括する立場で何が欠けているかを具体的に指摘すれば、①事件を防止する仕組みづくりを怠ったこと。②人事の異動に無理があり、現場にしわ寄せがあったこと。③仕事の意義や業務の姿勢について、具体的なメッセージで職員の公務員としての自覚を喚起することを怠ったことです。市長、副市長は事件そのものの解明と改善だけでなく、事件発覚後の対応、危機管理を反省すべきです。事後処理が不十分であると自覚がないことのほうが残念です。だから、事後処理、対策がきちんとできていないのに、早々にこのような中途半端な議案を出してしまいました。

以上、極めて残念な悲しい思いで反対討論を締めくくります。

○議長（平野広行君） 次に、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典です。

私は、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてと、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての2議案について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は4つあります。

1つ目は、議案第46号の提案理由が、弥富市長の給料を減額するため必要があるからである。議案第47号の提案理由が、弥富市副市長の給料を減額するため必要があるからであると具体的に減額する理由が明記されていないことです。そのため、6月14日の議案質疑で提案理由について市に質問したところ、答弁は他の自治体を参考にしたというような内容でした。しかし、調べてみますと、茨城県取手市や千葉県市川市など、不祥事を起こした自治体は減額の理由を明確に記載しています。弥富市の提案理由では、生涯学習課における会計等不適切処理に対して、市のトップである市長と市長を補佐する副市長の責任と市民への謝罪の意

図が全く提案理由から伝わってきません。

2つ目は、スポーツ団体に交付するための現金を未決裁で引き出したり、団体に未払いにもかかわらず支払ったと虚偽の報告をしたり、現金を自己で保管したりする職員Aへの聞き取り調査が不十分であったと考えます。その理由としまして、市の調査では、自己で保管した理由について職員Aは様々な主張をしていましたが、市としては事実確認できませんでした。もう一つは、職員Aが虚偽の報告をした理由について、職員Aは様々な主張をしていましたが、市としては事実として確認できませんでしたといったように、市が原因の究明を積極的に取り組まれたとは感じられなかったからであります。

また、職場にある現金を正当な理由もなく自己で保管すること自体、公務員に関わらず、一社会人として当然行ってはいけない常識的な行為ではないでしょうか。それにもかかわらず、市はその職員Aに、現金を未決裁で払い出し自己管理するのは不適切であると指導されたのみで、一般社会で通用する指導方法とは言えません。この市の対応では、市民の皆さんに理解が得られないものではないでしょうか。

3つ目は、1月28日の現金紛失事案が発覚して、2月7日に市長が他の事案がないか等職員に指示をされたにもかかわらず、4月7日に令和3年度のスポーツ団体等参加費17万円4,600円の紛失が発覚しました。これで、今年に入り生涯学習課で4件目の不適切処理事案であります。1月28日の最初の不適切処理事案に対してしっかり対策が講じられていれば、4件目は当然防げた事案であり、最高責任者として職員に指示を出された市長及び副市長の責任も重いものであると考えます。

4つ目は、教育長がこの生涯学習課における会計等不適切処理に対して、職務上の責任等で6月6日に辞職されました。このことから、市長及び副市長の責任は教育長の責任、辞職からして、給料の月額について100分の10の減額1月分より重いものであると考えます。

いずれにしても、この4つの会計等不適切処理事案に言えることですが、市役所の内部統制が取れていなかったことや、事案発覚後の市長、副市長の指揮力の弱さが問題であったと私は考えております。

以上、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてと議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についての2議案について、反対する理由を申し上げます。議員各位におかれましては、総務建設委員会での審査結果を踏まえ、この2つの議案に反対していただきますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第38号弥富市立保育所条例の一部改正について反対の立場で討論をさせていただきます。

ひので保育所を令和7年4月に廃止し、民間譲渡するという議案でございます。ひので保育所は立地もよく、保育所のキャパとしても桜保育所よりも大きいものがあります。隣接して弥富市最大の公園であるひので公園があり、立地条件的にも最優良の場所であるということでございます。また、残存価値が1億8,200万円とありますが、実際にはそれ以上のお金に代え難い価値があるものだと思います。

また、2億円近い市民の財産とも言える優良物件を無償で譲渡するという点にも納得できません。公立保育所の入所児童数が減り、認定こども園の希望が増えているというのは、単にニーズが増えているだけではなく、私的契約が公立は有料で高額負担、2ランクアップなのに対して、こども園が無料という要因もあります。この私的契約の差の解消を図っていくことも必要と考えます。

契約した民間事業者が、今後保育時間内で追加料金を取ることが起こり得ることも心配です。一定期間はされずというが、その後はどうでしょうか。保護者の承認を得るということですが、その後に入ってくる人々はどうでしょうか。また、契約期間を長期に設定といたしますけれども、契約事業者が経営次第で急に撤退する場合も全国の事例を見れば起こり得ることでございます。

そして大きな課題として、全国的には保育者の給料が低いと言われておりますが、弥富市においては、その声はあまり聞かれません。なぜか。正規保育士は、公立保育所で一般公務員として同じ給料表での運用だからです。また、同一労働、同一賃金の観点からいえば、まだまだ不十分ですが、臨時職員、会計年度任用職員に対してもかなりの善処を図ってきました。全国的に保育士の給料が低いと言われるのは、主に民間保育士です。民営化が進むと利益を追従する民間企業としては、人件費の削減を図ります。その結果が保育士の給料が低いという現代の問題、そのひずみを生んだものだと思います。

移管後は、民間事業者が土曜日午後の保育を行うという条件をつけ、公立保育所も保育士が戻るにより、総体的に公立保育所の保育士が確保できるというところから、土曜日午後の保育を行うという点については確かに改善です。しかし、それは私が長年訴えてきたものでもあり、今すぐにでも始めていただきたいこととございますが、しかし本来であれば、そうせざるを得ない状況にしたのは、国の定数管理の枠や交付税の在り方に問題があるからではないでしょうか。

保育は三つ子の魂百までと言われるように、人格形成や教育という側面においても、大切な時期であります。本来であれば、小・中学校のように公立で安心した保育を行うことが望ましいと思います。また、保育所における様々な痛ましい事件や事故、あるいはわいせつ問題などは、公立保育所よりも圧倒的に民間保育所で起こっています。そのような事件・事故を弥富市内の保育所で起こしてはならないと。そのためにも、安心して預けられる公立保育

所を担保してほしいと思っています。

しかしながら、現状国は、公立保育所には施設建て替えの補助などを行わず、民間保育所には補助がたくさんあり、あるいは先ほど言ったように、市の職員の定数管理の枠をはめ、公立が多ければ多いほど、公立保育所が多ければ多いほど、市の職員の負担が逆に増える。保育士が確保しづらい点など、公立保育所ではかなりの負担が生じていることも理解します。しかし、本来ならば、それは国が小・中学校と同じように公立で責任を持つ視点に立っていないからではないでしょうか。保育は小・中学校と同様の扱いをし、公的に守る姿勢を国、県、市はぜひ示していただきたい。

そういった意見を申し添え、反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定についてと議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定についてに反対の立場で討論させていただきます。

6月6日、教育長は職務上の責任を取るという形で辞職されました。任期が9月30日までと、約4か月ある中での辞職は唐突であったという印象を持っております。市長、副市長は公金紛失の捜査が続いている中での教育長の辞任を止められなかったのだらうかと、そして市民や教育関係者にこの辞職は理解してもらえるのだらうかと考えています。公金紛失の件で、市からは、蟹江警察の捜査の進展を見守っているという説明をいただいております。

今回の46号議案、47号議案に対し、給与の減額が少ない、多いではなく、今の時点で矢継ぎ早に処分が決まっていくことに、既に終わったことだとされてしまうのではないかと心配しております。解決とはまだとても言えない中でのこの議案には賛成できかねます。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

議案第46号、47号に対して、賛成の立場で討論いたします。

こちらの議案は不適切な会計の処理、公金の紛失の発生という事実に対する管理監督責任を負うものとして、また市民に対する責任を負うものとして、市長及び副市長の給料の減額を行うという説明がなされました。まずは公金の不明事案については、警察に全面的に協力していただき、全容解明に取り組んでいただくことを強く望みます。

これまでの全員協議会の中で、市としては管理が甘かったと、行政側の体制の不備を認め、公金、現金等の取扱いに対してきちんとした手続が取られていなかった、ルールが守られていなかったと言及されておりました。議会からは、事案の究明、検証、再発防止策の検討、それに伴う適切な組織としての責任の取り方をお願いしてきました。対策委員会を立ち上げ、

再度ルールを徹底することを市長からも約束していただき、先日、調査検証の中間報告書が提出され、議会からの質問、意見を出し尽くし、議論を納め、あとは最終報告を受けるところまで来ていると認識しています。

この市長、副市長の給料の減額は、その中での組織としての責任の取り方であると認識し、妥当であると判断します。行政のトップとして、この議案を提出するという形での責任を取りたいという気持ちは否認するのではなく、尊重すべきであるという思いで、賛成の立場での討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） ４番 堀岡でございます。

私は、議案第46号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について、議案第47号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、教育委員会、生涯学習課において発覚をした公金の不適切処理事案に対し、行政の長である市長、副市長より市民の皆様に心配と御不安をおかけしてしまったことに対し謝罪の意を表し、原因究明と再発防止に尽力するという決意の下、提出をされた議案であります。私はこの意を理解をし、今後も市民の皆様に市内施設や行政サービス等を安心して御利用いただくとともに、さらに利便性の向上に向けた改善策を議員として行政側とともに検討してまいりたいと思います。以上、本議案の賛成討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第35号から議案第37号まで、以上３件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第37号まで、以上３件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号から議案第41号まで、以上３件は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号から議案第45号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第47号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、本案は否決されました。

本日、安藤市長より議案第48号から議案第50号まで、以上3件が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号まで、以上3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第48号 工事請負契約の締結について

日程第16 議案第49号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第50号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

○議長（平野広行君） この際、日程第15、議案第48号から日程第17、議案第50号まで、以上

3件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案2件、予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結につきましては、弥生小学校長寿命化改良工事施工のため、必要があるものであります。

次に、議案第49号工事請負契約の締結につきましては、南部保育所長寿命化改良工事施工のため、必要があるものであります。

次に、議案第50号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給するため及びスクールカウンセラーを増員配置するための関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第48号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1. 工事名、弥生小学校長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市鯛浦町地内。3. 請負契約金額、7億1,500万円。4. 請負契約者、大栄建設株式会社。5. 契約の方法、3名の一般競争入札。

弥生小学校長寿命化改良工事施行のため、契約を締結する必要があるものでございます。

次に、議案第49号工事請負契約の締結について。

1. 工事名、南部保育所長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市前ケ須町地内。3. 請負契約金額、1億7,930万円。4. 請負契約者、大浜建設株式会社。5. 契約の方法、4名の一般競争入札。

南部保育所長寿命化改良工事施行のため、契約を締結する必要があるものでございます。

続きまして、議案第50号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,443万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を162億4,751万5,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金6,963万2,000円、財政調整基金繰入金480万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金6,600万円、教育費におきまして、スクールカウンセラー・教育相談事業の会計年

度任用職員報酬375万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） はい、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第50号、一般会計補正予算（第5号）について質疑させていただきます。

スクールカウンセラー教育相談事業でございますけれども、報酬375万円ということですが、これは何名分の報酬でしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 費用につきましては、週5日、1日6時間のスクールカウンセラーの雇用に必要な額としております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 1名ということでよかったですね。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 週5日で勤務をする方を探しますので、1名になるのか、例えば分けて2名なのかというふうにはちょっと分かりませんが、そういった費用でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先ほど全協では、十四山中学校を拠点として活動されるということですが、その活動の範囲としては中学校なのか、あるいは小学校も含めて全部回るのか、どのような形になりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 中学校を拠点に、小・中でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この補正予算については、大きな前進で第一歩ということだと思います。ただ、やはりぜひ毎日生徒・児童、特に中学校においては、顔を合わせられるような環境を整えていただくことをぜひ来年度予算にも考えていただくことを望んで、質疑としては終了します。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第50号まで、以上3件は、会議規則第

37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号まで、以上3件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第48号から議案第50号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第50号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第18、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和4年第2回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時52分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 那 須 英 二

同 議員 小久保 照 枝